



南支那及南洋調查第二百十三輯

蘭領印度主要租稅關係法規

臺灣總督官房調查課

始





凡 例

一、本書は蘭領印度政府年鑑(Regeerings Almanak voor Nederlandsch Indie)一九三三年版第一卷附録各種現行租稅法規中主要なるものを翻譯し、其後の官報により修正を加へたものである。

蘭領印度の租稅法規に關しては、今日まで其の完譯書の刊行を見たることなく、多くは部分的のものに過ぎなかつた。本書は、蘭領印度租稅法規中の主なるものの全譯を掲げ、蘭領印度に企業を經營する者の參考に資せんことを志したものである。

附録は所得稅、對人稅及不動產稅をとつて最も通常なる場合の計算例を示したものである。

本書は執務閱覽の便を圖り筆寫に代ふるに印刷を以てしたるに止り公刊するものではない。

昭和八年七月

臺灣總督官房調査課

同總督府 寄贈本



14.21-47

蘭領印度主要租稅關係法規

目次

第一編 所得稅法	一頁
第二編 一九三三年所得に關する非常課稅法	四頁
第三編 會社稅法	五頁
第四編 對人稅法	七頁
第五編 不動產稅法	九頁
第六編 財產稅法	一〇頁
第七編 租稅に關する訴願規則	一五頁
附錄 計算例	

目次

一

蘭領印度主要租稅關係法規

目次

第一編 所得稅法	一頁
第一章 納稅義務者	一
第二章 蘭領印度内に居住せる又は設立せられたる納稅義務者	三
第三章 蘭領印度内に居住せざる又は設立せられざる納稅義務者	二
第四章 婚姻したる納稅義務者、所得稅の定額	二
第五章 二重課稅の防止	一八
第六章 免稅	一八
第七章 納稅年及納稅分期	一九
第八章 所得の申告	二〇
第九章 賦課	二三
A 賦課の地	二三
B 所得稅調查委員會	二四
C 所得稅の査定	二六
D 所得申告者の宣誓	二九
第十章 査定額に對する異議の申立、訴願	二九

目次

第十一章 道 徴	三
第十二章 徴 收	三
第十三章 所得税の免除	三六
第十四章 再 計 算	四一
第十五章 特 殊 規 定	四三
第十六章 罰 則	四五
第十七章 臨時及終末規定	四七
第二編 一九三三年所得に關する非常課税法	四八
第三編 會 社 税 法	五一
第一章 課税の客體、金額及義務	五一
第二章 帳簿及申告	五七
第三章 賦 課	六一
第四章 査定額に對する異議の申立	六三
第五章 追 徴	六四
第六章 徴 收	六五
第七章 特 殊 規 定	六七
第八章 罰 則	六九
第九章 臨時及終末規定	七〇
第四編 對 人 税 法	七一

第一章 課税の基礎	七二
A 家 賃	七二
B 家 具	七四
C 馬 匹	七五
D 自 轉 車	七六
E 車 輛	七七
F 自動車及オートレット	七七
第二章 免 税	七八
第三章 課 税 定 額	八〇
第四章 納税の義務	八二
第五章 動産の申告	八三
第六章 家賃及家具價格の評價、家具價格稅率表	八六
第七章 賦課、異議の申立、訴願	八八
第八章 納税告知書、納税日、期限後支拂に對する滯納金	九〇
第九章 取 立	九三
第十章 納税分期、減税	九三
第十一章 罰 則	九五
第十二章 特 殊 規 定	九六
第十三章 本法の施行	九七

目次

第五編 不動産税法.....九七

第一章 通則.....九七

第二章 租税の名稱及客體.....九八

第三章 課税の基礎及定額.....一〇一

第四章 納税義務者.....一〇九

第五章 課税期間、申告、帳簿検査.....一一〇

第六章 査定.....一一三

第七章 査定額に對する異議の申立.....一一六

第八章 追徴.....一一七

第九章 免税及査定額の間更訂.....一二八

第十章 課税臺帳の決定及記入、徴收、時効.....一二一

第十一章 罰則.....一二四

第十二章 臨時及終末規定.....一二六

第六編 財産税法.....一二九

第一章 納税義務者.....一二九

第二章 蘭領印度内に居住せる又は設立せられたる納税義務者.....一三〇

第三章 蘭領印度内に居住せざる又は設立せられざる納税義務者.....一三四

第四章 婚姻したる納税義務者、財産税の定額.....一三四

第五章 二重課税の防止.....一三五

第六章 免稅.....一三六

第七章 納税年期及納税分期.....一三六

第八章 申告.....一三七

第九章 賦課.....一四〇

第十章 査定額に對する異議の申立、訴願.....一四二

第十一章 追徴.....一四四

第十二章 徴收.....一四五

第十三章 免稅.....一五〇

第十四章 特殊規定.....一五二

第十五章 罰則.....一五四

第十六章 終末規定.....一五五

第七編 租税に關する訴願規則.....一五七

第一章 訴願審査委員會.....一五七

第二章 訴願審査委員會の組織.....一五七

第三章 訴願訴訟の提起及裁決.....一六〇

附錄 計算例.....一六〇

蘭領印度主要租税關係法規

蘭領印度主要租稅關係法規

第一編 蘭領印度所得稅法一九三二年

Ordonnantie op de Inkomstenbelasting 1932 (St. 1932 No. 111)

第一章 納稅義務者

第一條 領内居住者

- 一、蘭領印度に居住する者は「所得稅」(Inkomstenbelasting)の名に於て租稅を賦課せらるゝものとす
- 二、蘭領印度に住所を有するのの有無は左の各號の規定を基礎とし實際の事情に従ひて之を判定す
 - a 蘭領印度を一時離るゝも其の不在期間が一年又はそれ以下なるときは領内居住者と看做す
 - b 蘭領印度に一時滞留し其の最近の居住地に於て所得稅に關する現行法規の適用を受くる者は其の滞留期間が一年以上ならざる場合蘭領印度に居住せざるものと看做す

第二條 領外居住者

所得稅は次の各號に該當する領外居住者に對しても亦之を賦課す

- a 蘭領印度内に不動産を有し又は不動産に設定せられたる權利を享有する者
- b 元本に付き蘭領印度内に在る不動産物件に設定したる抵當權を以て擔保せられたる債權の收益に對し權利を有

する者

- c 蘭領印度内に直接又は代表者又は代理人を以て事業を営み又は職業(公務、榮典、勞務及職務を内容とするもの)を有する者、但し一時的且つ三箇月以上繼續せざるものは此の限りに在らず
- d 現在の雇傭契約に基かざる e 號以外の方法を以て蘭領印度内に事業を営み又は職業(公務、榮典、勞務及職務を内容とするもの)を有することに依り利益を得るもの、但し一時的なるもの若しくは該利益に會社税の賦課される場合を除く

e 蘭領印度又は領内自治區域の豫算の負擔となるべき定期交付金を受け又は蘭領印度官公吏のために定められたる恩給及寡婦又は孤兒扶助基金の一より定期交付金を受くる權利を有するもの

第三條 會社 *Vennootschappijen, Maatschappijen, Reederijen en Kongsies*

- 一、蘭領印度内又は蘭領印度外に *Firma* 又は *Commandite, Maatschap, Reederij* 又は *Kongsie* の名稱の下に設立せられたる會社の納税義務者たる一人又は多數の社員又は代表社員不明なるとき或は將來の配當に付き確實ならざるときに於ては該會社は社員又は代表社員に代りて所得税を賦課せらるゝものとす
- 二、會社が蘭領印度内に設立せられたるや否やは實際の事情を考慮し之を判定す

第四條 航海及空輸業

蘭領印度外居住者による蘭領印度内の營業又は職業が課税を免るゝ場合は左の如し

- 一、蘭國籍の、又は外國旗の支配する地に於て蘭國旗を掲げて航海に従事する船舶を以てする國際通運に於て收めたる利益に對して互惠的免稅の供與さるゝことを條件として他國籍の船舶を以てする人及貨物の蘭領印度内外港灣間の水運

- 二、蘭領印度内外港灣間に行はるゝ運送業に従事する者の勞働

第二章 蘭領印度内に居住せる又は設立せられたる納税義務者

第五條 納税の單位

蘭領印度に居住する者並びに第三條に該當する蘭領印度に設立せられたる會社はその純粹所得に従ひ納税の義務を負ふ

第六條 所得 (*Inkomen*)

茲に所得とは左の各號に掲ぐるものゝ純收益として貨幣又は貨幣價值を以て表示されたる正の數を謂ふ

- 一、不動産
- 二、流動資本
- 三、企業及勞働
- 四、定期交付金を享くる權利

第七條 不動産

事業を営み又は職業を有すること以外の方法を以て建物、地所、鑛山及河海より收めたる左の利益は之を不動産收益と看做す

現品を以て家主又は地主の利益となるべきものを含む借家人又は借入の家賃又は租借料及其他の給付
自己の使用のために保留せられたる附屬建築物及庭園を含む住宅の賃貸價格
其他の賃貸借をなさざる建築物及地所並びに鑛山及河海より生ずる收入

永租借地其他の不動産に設定せられたる物權或は地租又は不動産に設定せられたる他の債務に基く支拂

第八條 流動資本

一、不動産物件或は自己の營業又は職業に投資せざる左の資本の果實は流動資本の収益と看做す

和蘭又は他國債の利子、株式、社債又は他の有價證券の配當及利息

出資金に對する配當

其他の債權に於て債務者が證書を交付し或は抵當權又は他の方法を以て支拂を擔保するとせざるとに拘らず其

他の債權より生ずる利息

債權の辨濟中に含まるゝ利息

永續利子

二、株券又は社債の拂込責任の免除 (Bijziching) 及交付は其の所持者又は受取人が拂込をなさざる金額に對しても

亦之を流動資本の収益とす

三、株式拂込額の全部又は一部の償還は純益のある場合を限り配當の支拂とす、但し償還を行ふ團體の會社資本が創

立定款の變更に因り豫め減少せられる場合を除く

第九條 企業及勞働

一、第八條に該當せざる取得にして利得、謝禮、俸給、給料、勞銀、家屋及賄付宿舍の無料使用、無料受診、無料受藥、利得

及超過利得の分配、賞與、褒賞金、鑑定料、出席手當或はその名稱形式の如何に拘はらず營業又は職業(公務、榮典、

勞務及職務を内容とするもの)及總ての種類の行爲、勤勞及奉公により收めたる企業及勞働の収益

二次のものは亦之を取得 (Voorlaeten) とす

a 營業又は職業に使用せる物件の譲渡に因る取得及一般に該物件に付き得たる取得、但し譲渡の用に供したる物件は之を除く

第十條 定期交付金

b 營業上生産又は蒐集したる最廣義の果實又は營業の目的を以て製造加工又は販賣の用に供する貨物の自家消費

休暇俸、休職俸、待命俸、扶助料、恩給、兵卒年金、終身年金、トンチン年金の如き定期交付金の請求權並びに食料住宅其

他の物の義務的配給及一般に有權者其他の者の死亡に因りて終了する公務又は職務の執行と關聯せざる交付金及物件

第十一條 免稅所得

所得又は所得の一部と看做されざるもの左の如し

a 地租條令 (Landrentordonnantien) の適用される地所(免租さるゝものをも含む)、右の地所に設けられたる建物、土地使用稅條令 (Gebruiksgrondbelastingordonnantie) の適用される地所、一八九三年一月十七日の總督令(官報第三〇號)に掲ぐる租稅の賦課せられる養魚池の所得、税金 (Tjoeke)、割賦金 (Contingent)、借地料、庭園借用料又は同種の納付金の徴收さるゝ私有地に屬する地所、建物、養魚池、漁獵地より生ずる所得、右の納付金に付き地主が貢納を免じたる所得

本項の規定は何れも該地所、建物、養魚池、漁獵地に對する有權者並びに前述の土地の所謂小作人 (Deelbouwers) の所得に適用す、但し賃貸年額二二〇盾以上の建物の所得に對し免稅せられざることを要す

b セレベス及附屬島嶼の國有地に於て「作米十分の一稅」(Tiende van het Wijstgewas) を賦課せらるゝ所得
c パタビアの總督官邸使用權、並びにポイテンゾルホの官邸及チパナスの別莊に附屬する地域の賃貸價格

- d 船舶搭乗者の甲板自由使用権並びに營外又は艦外居住の許されざる陸海軍下士官の營内又は艦内居住權
- e 家具の自由使用權
- f 公務執行のため備えたる船車の維持費、公務旅行に要したる支出及高級官吏の體面を維持するに必要な費用の賠償及び補償金
- g 死亡、不時の災害又は傷痍に因る恩給又は交付金を受くる將來の權利
- h 陸軍の兵卒及海軍の兵曹以下の階級の者がその資格を以て服役中に得たる給料
- i 直系血族又は姻族より給せられたる生活費又は學費、並びに未成年の子女に歸したるその父母の終身年金又は其他の定期交付金
- j 營業又は職業に非ざる動産又は不動産物件の讓渡による利得

第十二條 純収入

所得源泉の収入は徴收、受領、保管及該収入に附隨する次の如き負擔を控除しその純額を算出す

- 一、營業及職業に要する費用、茲に營業及職業に要する費用とは營業又は職業の遂行に要する費用又はそれに直接の關係を有する費用にして維持、修繕、義務的利益配當、利息並びに營業又は職業に課せらるる諸税の如きものを謂ふ前述の營業又は職業に要する費用とせられざる費用にして次の如きもの、不動産の保險、維持及修繕の費用
- 納税義務者が不動産享有の原因たる永租借權其他の物權に對する支拂、不動産に設定せられたる債務に基き該不動産に課せらるる諸税及不動産に設定せられたる債務に對する支拂
- 不動産賃貸の費用、クーポンの現金引換に要する費用
- 公認職工組合の管理及助成の費用

- 二、第十一條 f に掲げたる賠償又は補償金の下附せらるる費用又は負擔金は營業又は職業の費用とせず
- 三、營業又は職業の總収入は善良なる商慣習に従ふ營業又は職業に用ふる物件の使用價値の減退に基き減價償却費並びに營業又は職業上の債權の回收不能に基き償却費を差引く
- 四、体給其他の給與、並びに休暇俸、休職俸、待命俸、扶助料、恩給、兵卒年金は恩給及恩給基金並びに民法第一六〇一條 s に掲ぐる基金に對する義務獻金を控除す、但し後者に於ては義務の課せられたる職業の収入の百分の五より多からざる金額にして八百盾以下とす

第十三條 控除を許さざる支出

- 一、營業又は職業に用ふる地所、建物、器械器具其他の物件の購入、備付、改良、模様替のための支出
- 營業の買入、擴張、改良、模様替の費用、其他同種の支出は營業又は職業の費用とせず但し該支出は營業又は職業の日々の經常費と看做されざる場合に限る

- 二、豫備金の積立又は増加並びに自己資本の利子は控除せず

第十四條 所得の計算

- 一、所得税の賦課のため納税年(Belastingjaar) 初め現在の所得源泉の収入を確定す
- 二、納税年(Belastingjaar) の開始前納税義務者の行ふ營業、職業、商行爲、營働及奉公は之等が全く罷められたるときの外は所得の實在源泉と推定す
- 三、後に至つて納税義務の發生したるものに関しては第三十四條に規定せらるる納税分期(Belastingtijdvak) の始期を當該納税年(Belastingjaar) の始期とす

第十五條 計算の基準

- 一、各所得源泉の収入は最近暦年に於て納税義務者の取得したるものの純額を以て決定す
- 二、所得源泉の収入が完全なる一暦年に互らざるときは納税年次又は納税分限に於ける公表又は見積純額に於て算出す、但し納税分限を以てする場合は年額に換算す
- 三、企業及労働の収入に關しては第一項所掲の暦年及第二項所掲の納税年次に代る會計年度を決定す
右の會計年度の前半年又は其後の半年は當該暦年又は納税年次と一致す、要すれば當該會計年度に於て得たる収入を年額に換算す
- 四、公務、榮典、勞務及職務に基く下掲の収入は前各項の規定を排し次の方法を以て算出す
 - a 固定給及定時又は不定時に支給さるゝ同種の固定所得は納税年次又は納税分限の頭初に於ける年純額に従ひ算出す
 - b 受取前に求償権の存在せるa號所掲外の所得は、該所得請求権の要因たる労働が最近の暦年に於て雇主の得たる營業收益に對する配當の全年分に對する請求権の存する期間中に既に行爲の完了せる場合は前記營業收益に對する請求権の存する金額の範圍に於て算出す
 - c 最近の暦年に雇主の得たる營業收益に對する配當の全年分に對する請求権の未だ發生せざる場合は前號に規定したる所得を最近の全暦年及全納税年次又は納税分限に爲したる労働に對し請求権の發生する公表又は見積金額の範圍に止めて計算す
 - d 納税分限に對する課税にありては所得を年額に換算す
 - e b號及c號の暦年及c號の納税年次に對してはそれに代る會計年度を決定し、會計年度の前半年又は其後の半年は暦年又は納税年次と一致す

第十六條

奉職の事實に基き支給さるゝ褒賞金、賞與金並びに同種の給與以外の納税義務者が直接遂行せざる營業又は職業の收入に對する配當は其の金額の確定されたる暦年の收入とす、但し一年に満たざる期間に得たる収入が課税さるゝ場合を除く

第十七條 源泉の變更

同一雇主の他の營業に於ける昇進轉任は新所得源泉の發生と看做さず、企業及労働の收入に關しては蘭領印度に生活の本據を定め又は本法に所謂蘭領印度の生活の本據を去りたる者が歸還後、營業又は職業を開始し又は再開始するとに於ては之を新所得源泉の發生と推定す

第十八條 一時的遊資

一時的遊資の純收入年額は其の將來投下さるゝ方法に従ひ之を定む、未だ投資先の決定せざる間は其の百分の五を以て純收入年額とす

第十九條 自家労働

- 一、自己のための行爲、労働及勞務にありては第十四條乃至第十七條は之を適用せず
- 二、蘭領印度に生活の本據を確立せる納税義務者が最近の暦年に於て自己のためになす行爲、労働、又は勞務に依て收入を得、又は損失を被りたる場合は前項所掲の各條に従ひ規定されたる所得に右の純收入額又は純損失額を加減す

第二十條 純粹所得

- 一、第十四條乃至第十九條に基き決定されたる所得中より納税義務者の負債及其の所得源泉と關聯せざる次の如きも

のを控除して純粹所得を算出す

- a 終身年金、恩給及其他の定期交付金並びに第十條に定められたる支給金品
- b 永續利子
- c 其他の負債の利息
- d 生命保険、終身年金、又は恩給の拂込金

前記各號に掲げたるものは納税年度の始期に於ける年額、納税義務が其の後に發生せるときは第三十四條に規定されたる納税分期の始期に於ける年額の範圍を以て定む

- 二、前項d所定の拂込金及第二十六條第三項所定のものに對しては所得の百分の五より多からざる八百盾以下の金額を控除することを得、第十二條第四項の規定の適用を受くるものに對しては右拂込金は、該規定に掲げたる義務及控除を許さるゝ獻金が前述金額以下なる場合を限り控除することを得
- 三、直系血族又は姻族の生活又は學資のための支出並びに未成年の子に歸する其の父母の終身年金又は其他の定期交付金は控除することを得ず

第二十一條 損失の補填

某納税年度の純粹所得の精算に關する諸規定の適用を受くるに當りて損失の存する場合は純粹所得の精算のとき該年を初年とし二回の納税年度に互りて之を減額す

第二十二條 會社 (Vennootschappen, Maatschappen, Reederijen en Kongsies)

第三條に該當する會社の純粹所得の計算にありては極めて不確實なる利益配當を受くる權利を有する社員又は代表社

員に歸すべき配當は之を課税對象となさず

第三章 蘭領印度に居住せざる又は設立せられざる納税義務者

第二十三條 課税の單位

一、第二條 a, b, c, 及 d 號に該當する蘭領印度内に居住せざる者並びに第三條に該當する蘭領印度に設立せられざる會社は第二十五條の規定を除き第二章の諸規定により決定算出せられたる純粹所得に従ひ納税義務を負ふ、但し以下各號に列擧せる以外の所得源泉に對しては課税せず

- 1 不動産の収益に關しては蘭領印度内にある建物、地所、鑛山、河海又は之等の上に設定せられたる權利
- 2 流動資本の収益に關しては蘭領印度内にある不動産物件の上に抵當權を以て擔保せられたる債權並びに蘭領印度内に遂行さるゝ營業又は職業に對する投下資本
- 3 企業及勞働の収益に關しては蘭領印度内に於て遂行さるゝ營業及職業(公務、榮典、勞務及職務並びに商行爲、勞働及各種の奉公を内容とするもの)

二、第二十條に依る控除は蘭領印度内に在る不動産物件に抵當權の設定せられたる債務の利息に對してのみ之を認む

三、第二條 e に該當する領外居住者は蘭領印度又は蘭領印度内に在る自治區域の豫算の負擔となり若しくは蘭領印度官公吏のために設けられたる恩給、寡婦及孤兒扶助基金より支出さるゝ休暇俸、休職俸、待命俸、扶助料、恩給及兵卒年金の形式に於ける定期交付金を受くる權利に付き第十條、第十一條 g, 第十二條第四項、第十四條及第十五條に従ひ計算されたる純粹收入全額に對し納税義務を負ふ

第二十四條 源泉の變更

所得税

蘭領印度の本據を去るに當り第二條に依り納稅義務を負ひたる者に對しては前條第一項第三號に規定せられたる所得源泉は其の出發に因り發生せるものと推定す

第二十五條 一時的營業

- 一、蘭領印度外居住者にして直接又は代表者に依り蘭領印度内に一種又はそれ以上の營業又は職業を一時的にして少くも三箇月間引續き遂行する者は其の業に於て納稅年間に得たる純收入全額に從ひ納稅義務を負ふ
- 二、純收入は第九條、第十二條、及第十三條の原則を適用し之を算出す
- 三、商業旅行人が二人以上共同して營業又は職業を行ふ場合は收入全額に付き其の一人、納稅義務を負ふ

第四章 婚姻したる納稅義務者、所得税の定額

第二十六條 婚姻したる者

- 一、妻の所得源泉並びに第二十條に該當する其の負擔は其の夫の所得源泉及負擔と看做す
- 二、前項は以下各號に對しては之を適用せず
 - 1 裁判を以て決定したる夫婦別居のとき
 - 2 財産を分割せるとき
 - 3 蘭印民法第一四〇條に據ると、同一事件を規定せる外國法規に據るとに拘らず妻が自己のために動産及不動産の管理並びに其れに伴ふ所得の自由使用權を約定し同時に前記約定の効果を保全するため公正證書を要求せるとき

三、第二項第二及三號所掲の場合所得税は其の純粹所得の合算額に付き之を算出し各別純粹所得の比率に按分して之を賦課す、但し夫婦の一方が蘭領印度内に居住せざる場合は此の限りに在らず

第二十七條 領内居住者に對する定率

- 一、蘭領印度内居住者及第三條に該當する蘭領印度内に設立せられたる會社の所得税は以下各號の稅率に從ひて算出す
 - a 納稅義務者が債權以外の權利を行使し且つ土人不動産又は不動産稅法一九二八年(官報第三四二號)第三條に該當せず及一九〇一年官報第二一五號の總督令第五條により鑛物發掘權の附與せられざる地所より又は土地の所有者として該地所より純粹所得を得たる納稅義務者は總額に付き各十盾毎に五〇仙
 - b 納稅義務者が純粹所得を他の元本より得たる場合は下記の方法に據る

課税價額	税額			
	基本定額	基本定額に對する増加分	下記數字以上ハ、下記數字以上ハ、	下記數字以上ハ、
	總額ニ付各10盾毎ニ10仙	ル	毎100盾ニ對シ	毎50盾ニ對シ
120盾以下				
120 盾 560 盾	1.20 盾	0.25 盾		
560 盾 1,200 盾	10 盾	0.25 盾		
1,200 盾 2,000 盾	25 盾	1.50 盾		
2,000 盾 2,800 盾	50 盾	3.50 盾	2,000 盾	1,200 盾
2,800 盾 3,600 盾	78 盾	4.00 盾	2,800 盾	
3,600 盾 4,400 盾	110 盾	4.50 盾	3,600 盾	

所得税

4,400	5,200	146	5.00	4,400
5,200	6,000	185	5.50	5,200
6,000	8,000	230	6.00	6,000
8,000	10,000	350	7.00	8,000
10,000	14,000	490	8.00	10,000
14,000	18,000	810	9.00	14,000
18,000	22,000	1,170	10.00	18,000
22,000	26,000	1,570	11.00	22,000
26,000	30,000	2,010	12.00	26,000
30,000	34,000	2,490	13.00	30,000
34,000	38,000	3,010	14.00	34,000
38,000	43,000	3,570	15.00	38,000
43,000	48,000	4,320	16.00	43,000
48,000	54,000	5,120	17.00	48,000
54,000	60,000	6,140	18.00	54,000
60,000	66,000	7,220	19.00	60,000
66,000	74,000	8,360	20.00	66,000
74,000	82,000	9,960	21.00	74,000
82,000	90,000	11,640	22.00	82,000
90,000	100,000	13,400	23.00	90,000
100,000	110,000	15,700	24.00	100,000
110,000	120,000	18,100	25.00	110,000

120,000	130,000	20,600	26.00	120,000
130,000	140,000	23,200	27.00	130,000
140,000	150,000	25,900	28.00	140,000
150,000	160,000	28,700	29.00	150,000
160,000	175,000	31,600	30.00	160,000
175,000	190,000	36,100	31.00	175,000
190,000	以上	40,750	32.00	190,000

二、納税義務者が前項 a 所掲の地所より及地所の有権者として該地所より所得の全部又は一部を既に得たる場合課税総額に對して累進税率に従ふ場合は

- 1、比例税率の適用に依る計算額が累進税率に比し低きとき
- 2、生産物に輸出税の課せらるゝとき

三、純粹所得又は第二十六條第三項所掲の場合に於ては純粹所得の合算額が二〇盾以下なる場合は課税せず

第二十八條

一、總督令を以て前條第一項に依て算出せられたる所得税に對し次の減額を行ふ區域を指定することを得

- a 課税價額が三〇〇盾以下なるときは1.2
- b 課税價額が三〇〇盾以上四〇〇盾以下なるときは2.5
- c 課税價額が四〇〇盾以上五〇〇盾以下なるときは1.5

二、該區域に於て滿一箇年の所得税計算額が二・四〇盾以下なるときは課税せず

第二十九條 親族に對する控除

所得税

二、蘭領印度内居住者の純粋所得は第二十七條及第二十八條の税率の適用に先ち納税義務者が扶養義務を有する直系血族及姻族の各一人に對し下表に從ひ減額をなす

純粋所得	控除額	純粋所得	控除額	純粋所得	控除額	純粋所得	控除額
原 盾 以上	原 盾	原 盾	原 盾	原 盾	原 盾	原 盾	原 盾
120	5	700	30	1,700	75	1,800	80
180	6	725	31	1,800	85	1,900	85
200	7	750	32	1,900	90	2,000	90
220	8	775	33	2,000	95	2,100	95
240	9	800	34	2,300	100	2,600	100
260	10	825	35	2,600	110	2,900	110
280	11	850	36	2,900	120	3,200	120
300	12	875	37	3,200	130	3,500	130
320	13	900	38	3,500	140	3,800	140
340	14	925	39	3,800	150	4,100	150
360	15	950	40	4,100	160	4,400	160
380	16	975	41	4,400	170	4,700	170
380	16	975	41	4,400	170	4,700	170
400	17	1,000	42	4,700	180	5,000	180
420	18	1,025	43	5,000	190	5,300	190
440	19	1,050	44	5,300	200	5,600	200
460	20	1,075	45	5,600	210	5,900	210
480	21	1,100	46	5,900	220	6,200	220
500	22	1,125	47	6,200	230	6,500	230
525	23	1,150	48	6,500	240	6,800	240
550	24	1,175	49	6,800	250	7,100	250
575	25	1,200	50	7,100	260	7,400	260
600	26	1,300	55	7,400	270	7,700	270
625	27	1,400	60	7,700	280	8,000	280
650	28	1,500	65	8,000	290	8,300	290
675	29	1,600	70	8,300	300	8,600	300

二、前記親族の数が四人以上なる場合は前項に掲げたる額の一・二五倍の減額をなす

三、減額は其の總額に於て最小限一〇盾とす

第三十條 領外居住者に對する定率

一、下記各項に定めたる以外の蘭領印度外居住者並びに第三條に該當する蘭領印度外に設立せられたる會社の所得税は第二十七條所定累進税率に從ひ之を算出す

二、第二條號eに該當する蘭領印度外に居住する者の所得税は下記税率に從ひ之を賦課す

課税價額	基本定額		基本定額ニ對スル増加	下記數字以上ハ毎100盾ニ對シ	下記數字以上ハ毎50盾ニ對シ
	原	盾			
原 盾 以上	原 盾	原 盾	原 盾	原 盾	原 盾
800	1	5	0.50	1,200	800
1,200	5	13	2.00	1,600	
1,900	13	23	2.50	2,000	
1,600	23	83	3.00	4,000	
2,000	83	188	3.50	7,000	
4,000	188	308	4.00	10,000	
7,000	308	533	4.50	15,000	
10,000	533		5.00		
15,000					

三、第二十五條に規定されたる蘭領印度外居住者の所得税は該條所掲純收入の每一〇盾に對し四〇仙とす

第五章 二重課税の防止

第三十一條

第一條に該當する納税義務者が同時に和蘭本國、スリナメ及キュラソーに於てその所得に従ひ課税せらるゝ場合は第二十七條及第二十九條の規定に據り算出さるゝその所得税は、和蘭、スリナメ及キュラソーに於て課税さるべき所得の部分に等しき所得に對し第二十七條に従ひ算出せられたる所得税を控除す

第三十一條 A

第二條eに該當する和蘭、スリナメ及キュラソーに居住せざる納税義務者がその居住地に於て所得税に關する現行法規に従ひ該規定に所謂定期交付金に對し蘭領印度に於て義務を負ふ所得税を除外して計算さるゝことなく課税さるゝ場合は第三十條第二項に従ひ算出されたる所得税は政府條令を以て定められたる規程に準じ該地に於て該交付金に對し義務を負はされたる所得税額を控除す

第六章 免 税

第三十二條 所得税の免除を受くる者左の如し

- a 外國領事、其他の代表者、其の從者及同居の召使
右に掲げたる者は和蘭臣民に非ずして且つ蘭領印度内に於て何等の營業又は職業を有せざることを要し且つ國家のために又は其の代表者のために所定の勤務に服し其の所得又は能力に應じ課税さるゝ國家により和蘭領事及其他の代表者、其の從者及同居の召使が同國に於て互惠的免税特權を享受せしめらるゝことを條件とす
- b 爪哇及マヅラ以外の諸州に於ける土人自治領主及其の領民

e 爪哇及マヅラに於ける所謂自治村落 (Vrije Dorpen) の首長及住民 (但し該村落の者の享くる免税は總督の決定したる登記簿に記載されたる場合に限る) 並びに舊慣に關してレヘントに依て認定されたる所謂布教師、以上の場合に於ては總督の定めたる原則を考慮す

d 爪哇及マヅラ以外の諸州に於て該州外に籍を有する移住者の建設したる土人部落の住民は其の部落建設の年及其の後の二箇年間免税す

e アチエー州及其の屬領に於て一九〇七年一月一日前に生れたる先の土酋家族の一員

f パツシル地方を國家の直轄領に編入するに當り所得の欠缺を理由として國家の補償を受くる者並びに其の直系の男子及男孫

g 爪哇及マヅラ以外の諸州に於ける土人の首長にして總督府の任命又は認定に係り且つ國家より俸給を受けざる者

第三十三條

一、前條a號に規定せられたる免税は之を左のものに及ぼさず

1 蘭領印度内に在る不動産又は該不動産に設定せられたる權利に基く取得

2 蘭領印度内に在る不動産物件に抵當權を以て擔保せられたる債權の收益

3 蘭領印度内に有する營業又は職業より得たる第二條d號の規定に依り課税せらるべき取得

二、第二十三條第二項の規定は之を本條に準用す

第七章 納税年期及納税分期

第三十四條

- 一、納税年(Belastingjaar)は曆に従ふ
- 二、一月一日又は其後に納税義務を発生し納税年期中の完全なる一又はそれ以上の月の存するときは十二分の一の數に月數を乗じて課税す、此の期間を納税分期(Belastingtijdvak)と稱す
- 三、第二項は第二十五條所掲の納税義務者に付ては之を適用せず

第八章 所得の申告

第三十五條 所得申告書の配布及交付

- 一、納税義務者並びに其他第三十八條に掲ぐる者に對し租税の査定のため所得申告書を配布して所得の申告を命ずることを得
- 二、本條により所得の申告の義務を負ひたる者又は然らざる者にして所得申告書を請求するときは又之に交付す

第三十六條

- 一、所得申告書配布に關する注意事項は稅務署長駐在地に關するときは稅務署長、其他の場合は指定せられたる地方長官之を掌る、但し後者に於ては稅務署長の同意を以て注意事項が地方長官に委任せられたる場合は此の限りに在らず
- 二、配布の日附は之を申告書に記載す

第三十七條 所得の申告

- 一、蘭領印度に居住せる又は設立せられたる納税義務者の所得申告は左の各項目より成る
 - 1 申告者の姓名及住所、他人の爲めに申告をなす場合は納税義務者の姓名及住所又は事務所並びに所得申告のな

さるゝ資格

- 2 所得並びに第二十條に依る控除額の成分を簡潔に明示したる純粹所得
 - 3 所得税の算出に於て純粹所得額の減額の原因たる直系の血族又は姻族
 - 4 本法の適用のため要求せられたる其他の特殊事項
- 一、蘭領印度内に居住せざる又は設立せられざる納税義務者の所得申告は第二章及第三章の規定の差異に基づく區別を除き同一方法に従ふ
 - 三、所得申告書の用式は財務監督局長之を決定す

第三十八條 所得申告義務者

- 一、所得申告書の配布を受けたる者は所得申告をなす義務を負ふ
- 二、所得申告書の配布を受けざる者と雖も次に掲ぐる者は自發的に所得申告をなす義務を負ふ
 - a 第一條に該當する納税義務者にして其の所得が當該納税年期中に於ける債權的又は物權的負擔を控除することなく一〇〇盾以上なるもの
 - b 第二條 a、b、c、又は d 號に該當する納税義務者、但し當時所得申告の義務を負ふ代表者代理人又は業務執行社員を蘭領印度内に有する場合は此の限りに在らず
 - c 第三條に該當する會社、蘭領印度内に居住する業務執行社員、簿記係、代表者又は代理人
- 三、未成年者、狂者、又は保佐人の附せられたる納税義務者は蘭領印度内の法定の代表者、其の不在のときは其代理人所得申告の義務を負ふ
- 四、所得申告を命ぜられたる納税義務者の死亡したる場合は必要に應じ遺言執行人又は遺產管理人並びに此等の者を

生す
缺く場合は其の一人に依て代表される場合と然らざる場合とに拘らず集合遺産相続人に於て所得申告の義務を發

五、第二項b及cに規定されたる二人又は其以上の代表者、代理人又は(共同)業務執行社員ある場合は主任代表者又は蘭領印度内に於て一般的業務執行を擔任する者、並びに斯る區別を缺く場合は財務監督局長の指定したる者、所得申告の義務を負ふ

六、第二條eに該當する納税義務者は所得申告の義務を負はず

第三十九條

一、所得申告の義務を負ふ者は配布又は交付せられたる所得申告書に明瞭、確實且つ無條件に眞實に従ひ記入し又は記入せしめ且つ署名することを要す

二、所得の申告は申告義務者に代り他の者に依り署名せらるることを得、但し書面に依る委任か又は稅務署長又は其の指定したる地方長官の認可に基くことを要す
委任の場合に於ては所得申告の際該書面を呈示すべし

三、書字の不能を申立てたる者あるときは其の事由を具して請求することにより稅務署長又は其の指定したる地方長官に於て記入し之を説明したる後申告者に代り署名することを得

第四十條 所得申告の期限

一、所得申告書は配布後一箇月以内に該申告書を配布したる官廳に提出することを要す

二、所得申告書の配布を受けざるも第三十八條に従ひ自發的に所得申告の義務を負ひたる者は第四十一條又は第四十三條に従ひ納税をなすべき地の稅務署長又は其の指定したる地方長官に四月一日前、又は三月一日以降に納税年

期に於ける納税義務の發生したるときは該納税義務の開始後一箇月以内に提出することを要す

三、蘭領印度を一時離れたる者は所得申告書の配布を受けたる後二箇月以内に、配布を受けざる者は四月一日前に稅務署長又は總督の指定したる和蘭官廳に提出することを要す

四、希望を開陳せば日附を捺したる受領證を無償にて交付す

五、第一、二、三項に定めたる期限は申告書配布に關する事務を掌る官廳に於て延期することを得、第二十五條所掲の納税義務者には適用せず

六、申告書が無効に歸したるときは無償にて再交付す

七、海軍軍人の所得申告の期限は財務監督局長之を定む

第九章 賦 課

A 賦 課 の 地

第四十一條 領内居住者

一、蘭領印度に居住せる又は設立せられたる納税義務者は其の居住又は設立の地に於て賦課す、一定の住所を有せざる者は其の所在の判明したる地又は届出でられたる地に於て之を行ふ

二、蘭領印度を一時離れたる者は其の最近に居住したる地に居住するものと推定す

三、第一項の規定を排し、海軍軍人に付きてはバタビアに於て賦課す

第四十二條

一、第四十一條第一項の適用に關し異議あるときは賦課せられたる者は納税告知書の配布の日附後三箇月以内に、其

他の利害關係者は納税年度の終了後三箇月以内に財務部長官に異議の申立をなすことを得
財務部長官は之を裁決す

二、納税年度の終了後納税告知書の配布せられたるときは其他の利害關係者も亦、右の配布後更に三箇月の有効期限を有す

第四十三條 領外居住者

- 一、第二條 a、b、c 及 d 號に該當する納税義務者並びに第三條に掲ぐる蘭領印度内に設立せられざる會社は不動産の所在する或は營業又は職業の全く又は主として執行せらるゝ地に於て賦課す
- 二、第二條 e に該當する納税義務者はヘーグに於て賦課す
- 三、第一項は第二十五條所掲の商業旅行人たる納税義務者には之を適用せず、營業又は職業の執行せらるゝ地に於て徵收す、但し財務監督局長が一定の賦課地を指定したる場合は此の限りに在らず
- 四、第一項の規定に依り一つ以上の賦課地の指定せられたると指定せられざるとに拘はらず、財務部長官は納税義務者の賦課地に付き規則を制定す

B 所得税調査委員會

第四十四條 組織及業務

- 一、第二條 e に該當する者を除く總べての納税義務者の利益のために、會長を含む最少三名、最高五名の委員より成る所得税調査委員會を組織す
- 二、財務監督局長は各委員會の所在地及管轄區域、委員の定數、管掌すべき納税義務者の集團を定む

第四十五條 會長及其他の委員

- 一、税務署長又は其の指定したる税務官は第三十八條により所得申告の義務を負ふ納税義務者のために單獨又は合同設置せられたる其の駐在地の委員會の會長に任ず
- 二、指定せられたる行政長官の同意を以て税務署長は前項所掲の委員會以外の會長として部下の官吏を任命することを得
- 三、指定せられたる行政長官は前項以外の委員會の會長を任命す、該會長は内務行政に携はる有給の官吏たることを要す、但し爪哇及マヅラに於ては所得申告の義務を負ふ納税義務者に對する委員會の會長は副理事官、其他の委員會の會長は分州の長たる理事官が他の者を指定せざるときは當該郡長之に任ず
- 四、其他の委員、必要に應じ任命せらるゝ補闕委員及補闕會長は二箇曆年毎に指定せられたる行政長官之を任命す

第四十六條 宣誓

- 一、内務部官吏及税務部官吏以外の委員及補闕委員は會長に對し次の宣誓又は約束をなす
私は所得税調査委員會の委員(補闕委員)として忠實、公平に且つ良心に従ひ業務を擔當し且つ公務上の祕密を遵守することを誓ひ(約束)します
- 二、重任の場合は新しく宣誓又は約束をなすことを要せず

第四十七條 業務執行の方法

- 一、會長を含む最少三名の委員出席するに非ざれば議決することを得ず
- 二、議決は定員の過半数に依てなす
- 三、可否の定まらざるときは會長の決するところに依る
- 四、調査委員は自己、妻、又は三親等内の血族又は姻族の所得税賦課に關する議事及表決に與ることを得ず

- 五、前項の規定は第六項の諮問機關に對し亦之を準用す
- 六、稅務署長及稅務署長の指定したる稅務部官吏は自己の屬せざる委員會に出席し諮問に應ず
- 七、總督は委員及補闕委員に出席手當を給することを得
- 八、委員會は相互に所要説明書を受授す

C 所得税の査定

第四十八條 課税權

- 一、所得税の査定は時に依り所得申告額と相違して次のもの之を決定す
 - a 稅務官又は稅務官補、所得税調査委員會長
 - b 委員會設置の對象たる納税義務者たる官吏及其他の勤人にして其の勤務より生ずる所得の調査が第八十條の規定に従ひなされたる者のために設置せられたる所得税調査委員會の稅務官又は稅務官補以外の會長
 - c d 號所掲の者を除く其他の納税義務者に對する委員會
 - d 第二條 e 號所掲の納税義務者に對する總督の指定したる和蘭官廳
- 二、前項 a 及 b 號の規定を排し委員會が課税額を決定する場合左の如し
 - a 所得申告者が期間内に委員會に對して其の希望を開陳したるとき
 - b 會長が適法なる所得税査定のため必要と思惟したるとき

第四十九條

- 一、所得申告の義務を負ふ納税義務者に付きて財務監督局長は査定又は課税額に關する委員會の命令を該命令の日附後三箇月以内に取消し、會長又は稅務署長に税額決定の權限を附與することを得

二、指定せられたる行政長官は第一項所定以外の賦課に關し同様の權限を有す

第五十條 所得申告義務者

- 一、第三十八條又は第七十六條に掲げたる義務に基き所得申告をなしたる者は、要求せられたるとき
 - a 書留郵便により課税廳又は委員會長の示したる期限内に口頭又は文書を以て説明をなし
 - b 通譯を含む次條第一項により指定せられたる者に對し帳簿並びに之を基本とする書類又は所得申告の正當を證明し又は其他の申出に役立つ他の書類を閱覽に供し又其の複本、抄本を作製し、書入をなすの機會を與え又其の欲する一切の説明をなし、又其の判定に必要とせらるる限り調査の繼續を妨げざるの義務を負ふ
- 二、前項に規定せられたる口頭又は文書に依る説明のため申告者は代理人をして代理せしめ又は鑑定人をして助力せしめることを得、之等の者に依る代理又は助力は有效なる理由を擧げ稅務署長之を拒否することを得
- 三、帳簿及前項 b 號所掲の書類の閱覽を求められたる者は之等を占有し又はその處分權を有するものと推定す但し事實を擧げて反證したるときは此の限りに非ず
- 四、次の場合に於ては査定額に本項 b 號に該當するときは百分の十、其他に該當するときは百分の二十五の加重課税をなす
 - a 書留郵便を以て督促狀を送付し、該督促狀指定の期日までに所得の申告をなさざるとき
 - b 當該關係人が第一項 a 號所定の期日までに申告を怠りたるとき
 - c 第一項 b 號に掲げたる義務を遂行せざるとき

第五十一條 帳簿の検査

- 一、前條第一項による帳簿並びに之を基本とする書類其他の検査は課税廳、委員長、當該稅務署長と其の部下職員、稅務部官吏、又は前掲稅務署長の指定したる鑑定人及通譯之を執行することを得
- 二、前項所定の鑑定人及通譯は検査開始に先ち稅務署長、外領に於ては下級地方行政長官 (het Hoofd van Plaatselijk Bestuur) 及爪哇マツラに於ては其の住所又は滯留地の副理事官の面前に於て其の命ぜられたる業務を誠實、精細且つ最善の知識を以て遂行し、公務の秘密を保全すべきことを宣誓し又は約束す
- 三、財務部長官は検査及検査施行地並びに鑑定人及通譯に支給する手當に關する細則を定む

第五十二條 所得申告の義務無き者

- 一、所得申告の義務を負はざる者及第四十八條第一項b號に該當せざる者にして蘭領印度内に居住する者の査定額は當該分郡又は成る可く當該村落又は區に一定期間の公告をなし且つ其の地に於て指定せられたる行政長官が必要により課税廳又は委員會の要求により指命したる首長又は官吏をして説明をなさしめ、納稅義務者に其の利益を保全すべき機會を與えたる後確定す
- 二、課税せらるべき納稅義務者は自己の所得に關し、其選擇に基き口頭又は文書を以て説明をなすことを得
- 三、必要あるとき第一項及第四十八條の規定を排し、一旦課税を免れ又は後に至りて納稅義務を負ひたる者が其の利益を保全すべき機會を與えられたる後委員會長により賦課せらるゝことあるものとす

第五十三條 暫定課税

- 一、査定額を豫見し所得申告に従ひ暫定課税をなすことを得
- 二、暫定課税は第十二章、第八十一條の規定及附加税 (Opcenten) の徴收に關してのみ本法の謂ふ賦課と看做す
- 三、後日確定したる課税額の内、暫定課税額に等しき部分は取立をなさず、後日確定したる課税額が少なるときは全額

に付き取立をなさず且つ暫定課税額は其の差額を控除す

- 四、後日確定したる課税額が暫定課税額に等しきか又は少なるときは日附を捺したる通知狀を納稅義務者に送付す

D 所得申告者の宣誓

第五十四條

- 一、課税廳又は委員會は所得税査定のためなされたる所得申告に付き納稅告知書の配布日附後三箇月以内に申告者をして宣誓せしめることを得
- 二、右の宣誓又はそれに代りてなさるゝ宣言は委員會長に對して之を行ひ申告者の最善の知識に従ひ國庫の損害となるべき事項を記入し又は脱漏せざることを宣明す
- 三、前項の適用に當りては宣誓前になしたる所得申告に關する文字の補正はそれを以て一體を構成するものと看做す
- 四、宣誓又は宣言は委員會長の許可を得て外領に於ては下級地方行政長官に、爪哇及マツラに於ては、申告者が土人なるときはレヘントに、土人以外のときは副理事官に對して之をなすことを得
- 五、委員會長の判斷により病氣、不在又は外住の事情あるときは特別委任狀を以て宣誓又は宣言することを得
- 六、委員會長が書留郵便を以て通達したる期日に又は期間内に宣誓の行れざるときは課税廳又は委員會は其の儘にて課税額を決定し、又は既に課税額の決定を終れる場合は右の査定額に正當と思惟さるゝ額を加重することを得、査定額又は加重査定額を含む所得税はその倍額を加重す

第十章 査定額に對する異議の申立、訴願

第五十五條 異議の申立

- 一、査定額に對し不服ある者は納税告知書又は第五十二條第四項所掲の通知書の發送日附後三箇月以内に稅務署長又は委員長並びに外領に於ては上級又は下級地方行政長官及爪哇及マヅラに於ては分州の長たる理事官(Resident-afdeelingshoofd)に異議の申立をなすことを得
希望者に對しては異議申立の日附を捺したる受取證を無償にて交付す
- 二、郵送するときは發送郵便局の捺印を以て異議申立の提起の日附と看做す
- 三、書字の不能なることを申出でたる者は第一項所掲の官廳の一に所定の期限内に口頭を以て異議の申立をなすことを得、異議の申立を受理したる官廳は右の申立に基き其の場に於て日附並びに姓名を記したる申立書を作成し又は作成せしむ
- 四、海軍軍人は所定の期限内に財務部長官が海軍司令官と協議して指定したる官廳に於て異議の申立の提起をなすべし
- 五、特殊の事情に依り三箇月の期限内に申立の不能なりしことを證明したるときは右の期限は之を延期することを得
- 六、文書又は口頭を以て既になしたる異議の申立の取下げは第五十六條に依り異議の申立を裁決すべき官吏の許可を得たる場合に於てのみ適法に行ふことを得

第五十六條 異議の裁決

- 一、所得申告を命ぜられたる者の異議は其の管轄内に於て稅額を決したる稅務署長之を裁決す
- 二、異議の申立人及其の異議の申立の審理に付きては第五十條第一項乃至第三項及第五十一條の義務及規定を準用す、但し其の管轄區域内の稅額を決定したる稅務署長が課稅廳又は委員長の任務を代行する場合に限る

- 三、第五十條第四項及第五十四條第六項所定の場合に於ては其の不當の事實の明なるときの外は査定額は之を繼續す
- 四、第一項以外の異議の申立は指定せられたる行政長官之を裁決す
- 五、所定の期間内に提起せられたる異議の裁決には所得稅査定上の明かなる一切の不當につき考慮す
- 六、査定額は裁決のとき加重することを得、但し稅務官又は稅務官補によつて稅額の決定せられたる場合は此の限りに在らず
- 七、異議の裁決は申立の全部又は一部が拒否又は却下を宣告せられたるときは其の理由を附す
- 八、裁決書の謄本は之を書留郵便を以て原告に送付す
指定せられたる行政長官は他の方法を以て裁決を原告に通知することを得

第五十七條 訴願

- 一、稅務署長の裁決に不服を有する者は異議裁決書の謄本送達後三ヶ月以内に「租稅に關する訴願規則」(Regeling van het Perciep in heffingszaken)の定むる手續を経て稅務訴願審査委員會に訴願訴訟の提起をなすことを得
- 二、指定せられたる行政長官の異議の裁決に法規適用上の違反あるときは異議の裁決の通知後三ヶ月以内に提起せられたる納稅義務者の申請により、省及蘭領印度統治令第百十九條に據り設定せられたる他の州に於ては知事、其他の場合に於ては財務部長官は査定額を取消し再審議を命ずることを得

第五十八條 裁決

第五十條第四項及第五十四條第六項所掲の場合稅務訴願審査委員會は不當の事實を認めざる限り最近に確定したる査定額を繼續せしむ

第十一章 追徴

第五十九條 條件

- 一、在定額過少に失し又は違法に課税を免れたる事實が後に至りて明瞭となりたる時は納税年度の開始後三ヶ年を経過せざるときを限り追徴することを得
- 二、在定額を違法に減額し又は取消し或はそれがため違法に又は過高に減税したるときは同様の條件の下に追徴することを得
- 三、提出の延期せられたる相続税 (Recht van Successie en van Overgang) の申告につき嫌疑の生じたる場合は追徴の許さるゝ期間は法律を以て猶豫期間だけ延期することを得
- 四、所得申告の義務無きものは追徴を受けず

第六十條 賦課

- 一、追徴課税は其の管轄区域内に於て原課税をなしたる又はすべかりし税務署長之を決定す、但し財務監督局長が他の税務署長を指定したるときは此の限りに在らず
- 二、税務署長は其の追徴に先ち後日判明したる事實の報告に基き過少と認められたる所得税計算書及呈示せられたる所得申告書の謄本を所得申告の義務を負ふ者、納税義務者の死亡後は遺産相続人、遺言執行人又は遺産管理人に交付し、税務署長の定めたる期間内に其の利益に供すべき辯明をなさしむべし
- 三、遺産相続人に對し發せらるゝ命令は死亡に因る相続税に關する總督令一九〇一年十二月廿二日(官報第四七一號)第三十條に掲ぐる住所に送付することを得、相続税に關する申告後三ヶ月を経過せざる内は姓名及住所を明記す

ること無く集合遺産相続人に對し之をなすことを得

- 四、第二項の規定が完全に履行せられざるときと雖も追徴の権限を失ふことなし
- 五、第二項は所得税脱漏の事實を指摘し書面を以て自發的に届出で同時に所要の説明をなしたる者に對しては之を適用せず

第六十一條 所得税の加重

- 一、追徴課税額を含む所得税は原課税に相當する額を加重す
- 二、所得税の加重は前條第五項により追徴をなしたるときに限り之を免除す

第六十二條 訴願

追徴課税に對し異議を有する者は納税告知書の配布日附後三ヶ月以内に租税に關する訴願規則の定むる手續を経て税務訴願審査委員會に訴願の訴訟を提起することを得

第十二章 徴收

第六十三條 課税臺帳

- 一、確定せられたる課税額並びに租税に關する訴願規則第十五條に掲ぐる加重額は、税額確定の前に決定せられたる暫定税額が確定税額に等しきか又は少なるものを除き之を課税臺帳に記載す
- 二、課税臺帳は税務署長或は爪哇及マヅラ以外の諸州及税務官の駐在せざる爪哇及マヅラの分州に於ては指定せられたる行政長官、第四十三條第二項に規定したる課税に關しては總督の指定したる和蘭の官廳之を決定す
- 三、課税臺帳の雛形は財務監督局長之を決定す

第六十四條 納税告知書

- 一、課税臺帳記入額の決定後直ちに該臺帳に記載せられたる課税額の納付義務者に對し納税告知書を配布して之を通知すべし
- 二、第二條eに該當する蘭領印度外居住者に對しては總督の指定したる和蘭官廳が其の必要を認めざる時は前項の規定を排し單に課税額を通知するに止む
- 三、第六十五條第二及第三項に掲ぐる場合に於ては納税告知書は之を同項に謂ふ代表者、代理人又は業務執行社員の一又は多數に配布す
- 四、納税告知書配布に關する注意事項は其の駐在地に關する限り稅務署長、其他の場合に於ては指定せられたる行政長官(但し稅務署長の同意を以て行政長官に移管したる場合を限る)並びに第二項所掲の官廳之を掌る
- 五、配布の日附は課税臺帳並びに告知書に記載す
- 六、納税告知書の用式は財務監督局長之を決定す

第六十五條 責任

- 一、所得稅納付の責任は課税臺帳に姓名を記載せられたる者之を負ふ
- 二、蘭領印度内に居住する未成年者、狂者又は保佐人を附せられたる者の課税に付きては納税上の法定代表者其の責に任ず、之等の者の不在により蘭領印度内に代理人を選定したるときは代表者及代理人各々其の責に任ず
- 三、第二項a、b、c及d又は第三項に該當する納税義務者の納付すべき所得稅に對しては蘭領印度内の代表者、代理人及(共同)業務執行社員各々其の責に任ず
- 四、前項に掲ぐる代表者、代理人及(共同)業務執行社員には納税年期又は納税分期の開始當時代表者、代理人又は(共

同)業務執行社員たりし者にして現職を退き、清算を終り又は解職されたる者を含む

- 五、前各項に謂ふ責任は支拂責任者たる被指名者が支拂の不能を立證したるときは之を停止す
- 六、右の立證は書面を以て所轄稅務署長に之を提出すべし
- 七、稅務署長が其の處分を拒否したるときは理由を附す
- 八、稅務署長の裁決書の謄本は書留郵便を以て利害關係人に送達す
- 九、右の裁決に對しては謄本の送達後三十日以内に租稅に關する訴願規則に定むる手續を経て稅務訴願審査委員會に訴願の訴訟を提起することを得
- 十、第六項に掲げたる立證をなしたる者に付き租稅の徵收を猶豫する期間左の如し
 - a 證明書の提出後稅務署長の裁決迄、拒否せられたるときは第九項所定の三十日間
 - b 訴願の場合に於ては訴願審査委員會の判決迄、但し本項の規定は財務監督局長が其の判斷に基き所得稅遁脱に悪用の危険ありと見るときは徵收の圓滑を圖る手段を講ぜしめて免稅に付き猶豫の權を與へたる場合に限る

第六十六條 支拂

- 一、蘭領印度に居住する者の課税額は納税告知書の配布をなしたる月の後、當該納税年期の未経過月のあるときは未経過月を等分したる期間に徵收することを得
各月の十五日は之を支拂日とす
- 二、納税告知書の配布が納税年期の七月三十一日後に行れたるときは右の未経過期間を五等分し配布の翌日より始め各月の十五日を以てそれぞれ支拂日と定む
- 三、第一條第二項に従ひ蘭領印度内居住者と看做されたる者の一時的不在期間中及歸還の年は當該納税年期の三月十

- 五日、六月十五日、九月十五日及十一月十五日を以て支拂日とす
- 四、蘭領印度を離るゝにあたり徴收し得べき状態に非ざりし課税額並びに一時的不在者に對する一時的不在者としてなしたる課税額は、蘭領印度に歸還したる後に於ても亦、出發又は納税告知書配布の月の後に前項所掲の支拂日の猶存するときは等分したる期間内に納入することを要す
- 五、第二條e號及第二十五條に該當する者以外の領外居住者並びに第三條に掲げたる會社の課税額は納税告知書の配布せらるゝ月に續く第三の月の支拂日たる十五日に其の全體に付き徴收することを得
- 六、第二條e號に該當する蘭領印度外居住者の所得税の徴收は次項のものを除き恩給、兵卒年金、扶助料、休暇又は休職俸又は待命俸給の拂出に當り所得税に相當する額を引去りて之を徴收す
- 七、第二條e號に該當する蘭領印度外居住者の蘭領印度自治區域の豫算の負擔たるべき交付金に對する課税額は第一項及第二項に於て蘭領印度に定住する者に對し定められたる支拂日に同區域に於て徴收することを得
- 八、總ての支拂日の經過に先ち所得税の控除を受くる場合に於ては其の控除額は既に繼續中の殘存期間、必要あらば其の翌期間に付き計算す
- 九、第六項所掲の者を除き所得税が適法なる收納の權限を有する者に支拂はれたる場合は納税告知書に受領印を捺す
- 第六十七條 滯納金**
- 一、納税義務者が支拂日前又は當日納付を怠りたるときは未拂分の百分の五の滯納金を課す
- 二、前項は第六十六條第四項に掲ぐる納税期限には之を適用せず
- 三、第一項の規定を排し、加重額を含まざる全年の算定額が二十五盾又は其れ以下なる課税額に對する滯納金は未拂分に對し最後の支拂日の經過後初めて之を課す

第六十八條 即時徴收

- 一、即時徴收し得べき所得税は左の如し
- 1 第二十五條に掲ぐる蘭領印度外居住者に對する課税額
- 2 徴收期限二回以上未納のもの
- 3 納税義務者が破産の宣告を受け或は政府による動産及不動産の差押又は第三者の名に於ける差押の結果に基づく貨財の賣却の場合
- 4 納税義務者が蘭領印度の本據を去り又は其の意思を有する場合、特に第七十四條第一項所定の免税のため提起したる訴訟よりこのことが推理せられるとき或は一時的不在の豫定期間中蘭領印度外に本據を定むるとき
- 5 第二條及第三條に掲げられたる納税義務者が蘭領印度に有する營業又は職業を廢止し又は著しき縮少をなし或は蘭領印度内に在る不動産を讓渡するとき
- 二、前項第二、四、五號に掲げられたる場合未納の分あるときを限り本來の支拂日に支拂ふべかりし金額に對しては第六十七條は之を適用せず

第六十九條

支拂の義務は査定額に對する異議の申立に依り中斷せず

第七十條 國庫の優先權

- 一、國庫は所得税に關し納税義務者の總ての動産、不動産並びに第六十五條に従ひ納税の責を負ふ者の總ての動産、不動産に對し優先權を有す

- 二、前項の優先権は民法第一一三九條第一項及第四項、並びに第一一四九條第一項及商法第八十條及第八十一條の優先債務及納税義務の發生したる年の前に設定したる又は第四項の宣告をなしたる場合に限り其の期限後に設定したる質権、穀物擔保權並びに抵當權を除き總ての他の優先権に先立つものとす
 - 三、國庫の優先権は納税の義務を負はしめたる年の翌年の終りを以て終了す
 - 四、抵當權の設定前後に於て抵當權者は該抵當權が抵當權設定に先行する年及抵當權設定の年に於ては所得税の優先權に先立つことの宣告を要求することを得
- 該宣告は抵當權者の居住地所轄の稅務署長又は蘭領印度に居住せざる時は不動産の在る又は船舶の登記をなしたる區の所轄稅務署長に對して之を要求すべし
- 稅務署長は抵當權に優先する租税無きか又は其の判斷に基き抵當權に優先する所得税の徴收が妨げられざる完全な保證の存するときは右の宣告をなし其の效力の繼續する年期を附記す、宣告の拒絶せられたる場合は抵當權者は其の異議に付き財務監督局長に上訴し、財務監督局長は其の判斷に基き條件の備はるときは宣告をなさしむ

第七十一條

本章の義務、責任及優先權に關する規定は原所得税のみならず滯納金及督促手数料に對し亦之を準用す

第十三章 所得税の免除

第七十二條 免税の主體

- 一、納税年期又は納税分期の未だ到來せざる月に對する所得税の免除は左の者に對し之を行ふ
 - a 蘭領印度内の生活の本據を去り又は豫め定めたる一時的不在期間中蘭領印度外に本據を定めたる第一條所掲の

納税義務者

- b 蘭領印度内に生活の本據を定め又は第二條に指定したる所得源泉の消滅に依り納税義務の解除せられたる第二條所掲の納税義務者

c 納税義務者の死亡によりその遺産を相續したる者

- 二、前項の規定は第二十五條に掲げたる納税義務者に付きては之を適用せず

第七十三條 免税の客體

- 一、第一條所掲の納税義務者並びに第三條所掲の會社が納税年期又は納税分期の進行中、當該年期又は分期の初めに存したる所得源泉を滅失し、一年分につき計算したる純粹所得が課税額の算出せられたる定額の四分の三以下に減少したるときは未だ經過せざる月に對して該課税額に付き免税す
- 二、免税額は査定額と、殘存せる源泉の收入の外に第一項所掲の源泉の滅失前又は滅失後一ヶ月内に發生せる源泉の收入を算入して賦課せらるべき所得税との差額に付き算出す
- 三、納税年期の進行中第二十六條第二項第三號の約定をなさずして結婚せる妻は前各項所掲の免税に付き請求權を有せず

第七十四條 手續規定

- 一、本章に依る免税は納税年期の完了後三ヶ月以内に、又は納税告知書又は第五十三條第四項所掲の通知狀が納税年期の終了後配布せらるゝ場合は配布の日附後三ヶ月以内に稅務署長又は委員會長或は外領にありては上級地方行政長官又は下級地方行政長官及爪哇及マヅラにありては分州の長たる理事官又は副理事官に書面を以て申請することを要す

- 二、第五十五條第二、三、四及五項の規定は亦本條に準用す
- 三、課税額を決定せる所轄税務署長は所得申告を命ぜられたる者の申請に付き審理を行ひ裁決書を申請者に書留を以て郵送す
- 四、總督の指定したる和蘭官廳は第二條 e に該當する蘭領印度外居住納税義務者の申請を決定す
- 五、課税額を決定したる指定行政長官は第三項以外の申請に付き之を決定し其の裁決は所定の方法に従ひ申請者に通知す
- 六、申請の全部又は一部を拒否し又は却下を宣告せるときは裁決書に理由を附す
- 七、税務署長の裁決に不服を有する者は裁決書謄本の送付を受けたる後三ヶ月以内に租税に關する訴願規則の定むる手續を経て税務訴願審査委員會に訴願の訴訟を提起することを得
- 八、指定せられたる行政長官の裁決に法規適用上の不都合あるときは裁決の通知せられたる後三ヶ月以内に提出せられたる納税義務者の申請に基き、省及蘭領印度統治令一九條により設置せられたる州に於ては知事、其他に於ては財務部長官之を取消し免税申請の再審理を命ずることを得
- 九、第七十二條による免税は免税の申請をなすことなく免税することを得
- 十、指定せられたる行政長官は免税の申請無くして所得申告を命ぜられたる納税義務者に對し又
 - a 第七十三條による免税をなし
 - b 火事其他の不可抗力に基く災害により全年分の純粹所得が査定額の決定せられたる税額の四分の三以下に減少せる場合同様の方法を以て算出したる免税をなすことを得
- 十一、後日確定したる査定額の徴收し得べき部分が免税額に比し少なきときは第五十三條第二項の規定を排し暫定査定額を以て免税に付き代用す
- 十二、支拂日の全部が経過せざる内に第七十二條第一項 e 號又は第七十三條に基き免税せらるゝ場合は免税額は進行中の殘期間、要すれば翌期間に付き算出す
- 十三、免税の豫知せらるる場合は免税権を有する官廳は租税徴收の一部又は全部を猶豫することを得、此の場合に於ては猶豫の期間中課せらるべき金額に對し滯納金を課することなし

第十四章 再 計 算

第七十五條

- 一、納税年期又は納税分期の内、猶開始せざる月に對する査定額の更訂は第一條所掲の納税義務者が一時的に且つ一年より長からざる期間蘭領印度を離れ其の不在の結果所得の減損したるとき之を行ふ
- 二、再計算は一月一日又はそれ以後に納税義務を負ひたる者のために定められたる第二章の規定に準據して之を行ふ、此の場合に於ては勞働及企業収入は新源泉より得られたるものとす
- 三、課税額は減損に應じ控除す
- 四、第一條第二項に定められたる一年又はそれ以下の不在期間後當領に歸還し其の所得がその歸還に因り増加したる者に對しては同様の方法を以て査定額を更新増徴す

第七十六條

- 一、前條に規定したる査定額の減額は納税年期の完了後三ヶ月以内又は第五十三條第四項に掲げられたる納税告知書或は通知狀が納税年期の終了後配布せられたる場合は配布の日附後三ヶ月以内に其の申請を裁決すべき税務署長

に書面を以て申請す

- 二、減額に關しては配布の日附を捺したる通知狀を納税義務者に送達す
 - 三、減損更訂を豫見して務税署長は所得税徴收の一部を猶豫することを得
 - 四、前條第四項に掲げられたる納税義務者は歸還後第十三章に於て納税年期の進行中納税の義務を發生したる者に對し定められたると同様の所得申告をなす義務を負ふ
 - 五、所得税の加重は別個の査定額として之を賦課す
 - 六、納税義務者は納税告知書又は第二項所掲の通知狀の配布日附後六ヶ月以内に税務署長に對し異議の申立をなすことを得、裁決書の送達を受けたる後同期間内に税務訴願審査委員會に訴願の訴訟を提起することを得
- 第十章の規定は亦本條に適用す

第十五章 特殊規定

第七十七條 秘密保全の義務

- 一、本所得税法施行又は本法の施行と關聯し官務又は職務上聞知し又は報告せられたる所得、收入、査定額及一般的業務又は労働に關し該官務又は職務の執行に必要以外の事項を漏泄することを禁ず
- 二、右の禁止規定は第五十一條に従ひ帳簿並びに之を基本とする書類其他の検査のために指定せられ又は本法の施行に關聯して諮問せられたる官吏に非ざる鑑定人及通譯に付き亦同じ

第七十八條 商業旅行人

- 一、蘭領印度外居住者にして蘭領印度内に於て直接又は代表者により一種又はそれ以上の營業又は職業を一時的に

且つ最少限三ヶ月間引續き巡廻して行ひ、第四十三條第三項に従ひ一定の納税地の指定せられざる者は某地に於て其の營業又は職業の遂行に對し許可の與へらるゝに先立ち同地に於て賦課せられたる所得税完納の義務を負ふ

- 二、第二十五條第三項に掲げたる場合に於て管轄區内にて一種又はそれ以上の課税額決定の責に任ずる税務署長は該管轄區内に於て得たる純粹收入全額に従ひ納税義務を負ふ者を指定す

第七十九條 資料の交換

- 一、各省の市長及市參議會會議、蘭領印度統治令二二條に掲げられたる自治團體、自己の會計を有する區域及水利組合は税務署長及其他の所得税調査委員會長並びに此等の者の指定したる官吏に對し其の要求により其の調査に役立つ一切の課税臺帳、登録簿、納税義務者の所得に關する資料を無償にて閱覽に供し且つ此等の官吏をして謄本又は抄本を作製せしめる義務を負ふ
- 二、右に掲げたる者は本法の施行に當る税務部官吏の要求する説明をなし且つ蘭領印度外居住官吏に指定せられたる官吏又は其の者の寡婦及孤兒が第二條e號に掲げたる交付金に關し課せらるべき査定額の徴收に當り必要なるとき無報酬にて協力する義務を負ふ

第八十條 給與調査書

- 一、何人も自己の居住地或は營業又は職業を有する地の所轄税務署長又は外領に於ては州、爪哇及マヅラに於ては分省内の税務官の駐在せざるときは指定せられたる行政長官に對し其の要求ありたるとき一ヶ月以内に財務監督局長の定むる方式に従ひその命令に示されたる期日又は期間内の一切の給與を明記し、自己の許に又は自己の爲めに働く蘭領印度内居住者の姓名及住所に關する調査書を署名して提出する義務を負ふ

二、法人の管理人は法人の營業を管轄する稅務署長又は外領に於ては州、爪哇及マヅラに於ては分省内の稅務官の駐在せざるときは指定せられたる行政長官の要求ありたるとき法人の許に又は其のために働き蘭領印度内に現に居住する者に關する同様の調書を提出する義務を負ふ

三、蘭領印度内に營業又は職業を有する自然人又は法人の代表者、代理人及營業主任は第一項又は第二項に示されたる官吏の要求ありたるとき其の雇主の許に又は其のために働き現に蘭領印度に居住する者に關する同様の調書を提出する義務を負ふ

四、第一項の期限は之を延期することを得

第八十一條 不當課税の更訂

一、課税臺帳又は納税告知書調製上の誤記誤算並びに事實の錯誤は査定額を記載せる課税臺帳を確定せる官廳之を更訂することを得、納税告知書の配布後は納税義務者の不利益とならざる如くす、事實の錯誤が官廳自身の決定せるもの以外の課税額に付き生じたるときは課税廳又は委員會により豫め其の錯誤を認識することを要す

二、政府條令の定むる規則に據り財務監督局長は不當課税額を減額又は取消し並びに免稅額を追徴し又は免稅を繼續す

三、第一項所掲の權限は納税告知書の配附日附後十四ヶ月の經過に依り消滅す、但し利害關係者に依り該期限内に文書を以つて權限の發動を催告したるときは此の限りに在らず

第八十二條 加重金の免除

財務部長官は錯誤又は宥恕し得べき懈怠に基づく第五十條、第五十四條及第六十二條に従ひて課せられたる加重金の部又は一部を返納又は免除せしめる權限を有す

第八十三條

死亡者の課税額に付ては其の遺産相続人は死亡者のなすことを得べかりし異議の申立、訴願訴訟の提起及申請書の提出をなすことを得

第八十四條 代表

一、異議の申立、訴願訴訟の提起及申請書の提出をなし得る代表者は左の如し

被課税者の遺産相続人の一人

遺産に關する遺言執行人又は遺産管理人

未成年者、狂者及保佐人の附せられたる者に對しては法定代理人

二、總べての異議の申立、訴願の提起及申請は代理人署名することを得、但し委任狀を添附することを要す

第八十五條 遺産相続人の責任の限度

納税義務者の死亡後確定せられ追徴を受くる課税額及租税に關する訴願規則第十五條に據る課税額の増徴に對しては其の遺産相続人は遺贈せられたる金額を加へたる相続令の限度以上に責任を負ふことなし

第八十六條 指定せられたる行政長官 (Aangewesen bestuurshoofd) の意味

本法に謂ふ指定せられたる行政長官とは省及其他の蘭領印度統治令第一一九條に基き設置せられたる州に於ける分州の長たる理事官及其他一切の州に於ける上級地方行政長官を謂ふ

第十六章 罰 則

第八十七條 納税申告書の虚偽の記載

- 一、第八章に掲げられたる所得申告書に自己又は他人のため故意に不正又は不完全なる記載をなし、これがため國家に損害を及ぼしたる者は六ヶ月以下の懲役又は一萬盾以下の罰金に處す
- 二、刑罰請求權は所得申告者が自發的に正當且つ完全なる所得申告をなしたるときは檢事に未だ移牒せられざる場合を限り消滅す

但し課税額が未だ決定されざる内か又は所得申告者が第五十條に従ひ説明或は帳簿又は書類の閱覽を求められざる場合又は課税額が低く確定せらるゝ場合を限る

第八十八條 其他の處偽の記載

- 一、稅務署長、指定せられたる行政長官、課税廳、委員會長、或は第五十一條第一項に従ひ帳簿及これを基本とする書類其他の檢査をなす稅務官或は鑑定人又は通譯に對し故意に虚偽又は偽造の帳簿其他の書類を提出し又は決定の用に供したるもの
- 二、第八十條に規定したる要求により故意に虚偽又は偽造の調書を提出したるもの

右の者は二ヶ年以下の懲役に處す

第八十九條 秘密の漏洩

- 一、第七十七條に規定したる秘密を故意に洩したるものは六ヶ月以下の懲役又は六百盾以下の罰金に處す
- 二、秘密漏洩の責に任すべき者は三ヶ月以下の禁錮又は三百盾以下の罰金に處す
- 三、秘密を漏洩せられたる者の告訴ある場合の外は公訴を受くることなし

第九十條 諸給與調書届出の不履行

第八十條に掲げたる義務を完全に履行せざる者は千盾以下の罰金に處す

第九十一條 犯罪、犯則

本法に依り罰せらるべき事實は犯罪(Misdriften)と看做し、第九十條に従ひ罰せらるべき事實は犯則(Overtredingen)と看做す

第九十二條

官吏は一般的に罰せらるべき事實の搜索に任ずる外稅務官吏は又本法の犯則の摘發の責に任ず

第九十三條

第八十七條により刑の確定したるときは第五十九條所掲の期限の經過後と雖も所得税の追徴をなすことを得、第六十條第二項は本條に適用せず

第十七章 臨時及終末規定

第九十四條

本法は第九十五條第二及第三項の規定の外は一九三三年一月一日より之を施行す

第九十五條

- 一、施行後變更増補せられたる一九二〇年の改正所得税法は一九三三年一月一日に先立つ納税年期に於て負ふ所得税を除き同日を以て廢止す
- 二、第二十七條第二項b號の規定は本法により指定せられたる期日後に於ても效力を失はず
- 三、總督は州又は分州に於ける住民又は種族に對する本法の效力を決定す

第九十六條

本法は之を「所得税法一九三二年」と稱す
譯者註

茲に上級地方行政長官(het Hoofd der Gewestelijk bestuur)とは州(Gewest)及省(Provincie)の長官を謂ひ、下級地方行政長官(het Hoofd der Plaatselijk bestuur)とは分州又は分省(Afdeeling)及市(Gemeente)の長官を謂ふ、以下同じ

第二編 一九三三年所得に關する非常課税法

Ordonnantie op de Crisishetfing 1933 op het Inkomen (St. 1932 No. 585)

第一條

- 一、所得税法一九三二年第二條e項に掲げたる者を除く一九三二年所得税納付義務者は「一九三三年所得に關する非常課税」の名に於て一九三三年を限り租税を賦課せらるゝものとす
- 二、所得税法一九三二年の規定に従ひ一九三三年度會計年のために決定せられたる純粹所得にして蘭領印度居住者に關し同法第二十九條に據り減額せられたるものを課税の單位とす

第二條

本課税に付きては本法に牴觸せざる限り所得税法一九三二年の諸規定を準用するものとす

第三條

一、本課税は本條第三項及第四條及第五條に掲げたる例外を除き下表に従ひ賦課せらるゝものとす

課税價額	税額				額			
	基本定額	基本定額ニ對スル増加	分	下記數字以上ハ每百盾ニ對シ	下記數字以上ハ每五十盾ニ對シ	下記數字以上ハ每十盾ニ對シ	下記數字以上ハ	
260 盾	0.24		0.24				260 盾	
560 盾	7.44		0.26				560 盾	
1,200 盾	24.08		1.40			1,200 盾		
2,000 盾	45.48		3.00					
2,800 盾	70.48		3.20					
3,600 盾	96.08		3.40					
4,400 盾	123.28		3.60					
5,200 盾	152.08		3.80					
6,000 盾	182.48		4.10					
8,000 盾	264.48		4.50					
10,000 盾	354.48		5.00					
14,000 盾	554.48		5.50					
18,000 盾	774.48		6.00					
22,000 盾	1,014.48		6.50					
26,000 盾	1,274.48		7.00					
60,000 盾	3,654.48		8.00					
100,000 盾	6,854.48		9.00					

二、本税は必要に應じ所得税法一九三二年第二十六條第三項を考慮して算出したる課税價額が二六〇盾以下なるときは賦課せざるものとす

三、純粹所得が所得税法一九三二年第二十七條第一項a號の稅率に從ひ賦課せらるべき所得額を含むときは次のものを除き當該所得額に付きては本稅の賦課せらるゝことなし
 前段所掲の場合に於て一九三三年度會計年に對する所得稅を加へたる非常課稅額が、純粹所得に含まるゝ所得額が同條所掲以外の理由により得たる場合の當該課稅年度の非常課稅額及所得稅額の總計に歸せらるべき額より小なるときは當該所得額に關する非常課稅は其の差額に對し賦課せらるゝものとす

第四條

一、所得税法一九三二年第二十八條に掲げたる區域に於ては第三條第一項及第三項に從ひ算出せられたる蘭領印度内に居住又は設立したるものに對する非常課稅は同法第二十八條第一項所掲の方法に從ひ減額せらるゝものとす
 二、此等の區域に於て非常課稅額が滿一ヶ年の計算に於て六〇仙以下なるときは徵收せざるものとす

第五條

所得税法一九三二年第二十五條に掲げたる蘭領印度外居住者の課稅額は同條所掲の純收入每一〇盾に對し三〇仙とす

第六條

所得税法一九三二年第一條に該當する納稅義務者が同時に和蘭、スリナメ及キュラソーに於て所得に付き租稅を課せらるゝ場合は本法第三條に從ひ算出せらるゝ課稅額は所得税法一九三二年第二十九條を適用することなく和蘭、スリナメ及キュラソーに於て課稅せらるべき所得の部分に相當する所得額に對し賦課せらるべき課稅額を控除す

第七條

一、非常課稅の査定は一九三三年度課稅年に對する所得稅の査定と同時に進行するゝ如く努めらるゝものとす
 二、一九三三年度課稅年に對する所得稅の査定に關する異議申立書、訴願狀又は再審議要求書並びに口頭を以て提起

せられたる異議の申立は一九三三年所得に關する非常課稅の査定に關しても亦之をなしたるものと推定す

第八條

一、所得税法一九三二年第七十三條及第七十五條の規定の外に第一條第二項に掲げられたる純粹所得が一九三三年度に於て實際に取得したる又は取得すべき額と百分の四十以上相違すべきときは納稅義務者の文書を以てする要求に對し全部又は一部の非常課稅の免除をなし得

二、所得税法一九三二年第七十四條は第四項、九項及十項を除き本免稅に就きても亦之を適用す

第九條

一、本法は一九三三年一月一日より之を施行す
 二、本法は「一九三三年所得に關する非常課稅法」として引用することを得

第三編 會社稅法一九二五年

Ordonnantie op de Vennootschapsbelasting 1925 (St. 1925 No. 319 jis St. 1927 No. 137, St. 1930 No. 134, St. 1931 No. 168 en St. 1932 No. 196*).

第一章 課稅の客體、金額及義務

*官報一九三二年第一九六號の修正は一九三一年六月三十日及一九三二年七月一日の間に終る期間に關係を有する會社稅の賦課に先づ適用される

第一條 (官報一九三二年第一九六號を以て修正)

一、「會社稅」(Vennootschapsbelasting)の名に於て次のものに對し租稅を賦課す

- 1 蘭領印度内に設立せられたる株式會社、合資會社、資本金の全部又は一部が株式に分割せられたる其他の會社又は組合、消費組合及相互保險會社の利益
 - 2 蘭領印度内に設立せられ資本金が株式に分割せられざる組合及財團の公共の利益を目的とせざる營業より得たる利益
 - 3 蘭領印度内に設立せられざる團體(資本金の全部又は一部が株式に分割せられたる一切の會社及組合を含む)の蘭領印度内に營む事業及蘭領印度内に在る不動産又は該不動産に設定せられたる權利より得たる利益
- 二、會社(Vennootschap)組合(Vereeniging)社團(Maatschap)財團(Siching)又は團體(Licham)が蘭領印度内に設立せられたるの有無は實際の事情に従ひ之を判定す
- 三、茲に謂ふ營業(Behrijf)とは各種の取引、勞働又は勤務を含む

第二條

會社稅は會計年度に對し又は會計年度の無き場合は曆年に従ひ賦課す

第三條 (官報一九三二年第一九六號を以て修正)

- 一、茲に利益(Winst)とは其の名稱形式の如何に拘はらず營業及營業外に有する資本金の純粹利得の額を謂ふ
- 二、賣買の用に供せられざる物件の讓渡による利得及一般に該物件に付き營業の廢止後と雖も得たる各種の利得も亦右の利得に合算す
- 三、清算のとき有權者に移轉せらるる殘餘財産の價額騰貴は本條に謂ふ利得とす

第四條 (官報一九三二年第一九六號を以て修正)

- 一、第三條に掲げたる利得の純粹價額の算出に付きては其の總利得額より該利得の取得、徵收及保管に要する費用並びに本條第二項に據り創業費及資本増加に伴ふ費用として控除を認められたる額を差引く
- 二、創業費及資本増加に伴ふ費用は該支出のなされたる年度より計算し十年を一期間とし等期間に控除す、當該年度に利益の無きときは創業費及資本増加に伴ふ費用は當該控除を考慮して利益のありたる年の翌年より計算し控除することを得
- 三、營業の總利得額は善良なる商慣習に従ひ使用價値の減少に因り營業用物件に對し原價償却をなすべき額及回收不能に因り營業上の債權に對し原價償却をなすべき額を亦控除す
- 四、營業外に有したる資本の總利得額は期限附權利の消滅に基き原價償却を必要とする額を控除す

第五條 (官報一九三〇年第一三四號を以て修正)

- 一、營業上の地所、建築物、器具器械其他物件の購入、建設、改良又は模様替の費用、營業の讓受、擴張、改良又は變更の費用其他同種の支出は營業の日々の經費と看做されざる限り控除を許さず
- 二、次のものに對しては控除せず
 - 1 豫備金の設定又は増加
 - 2 自己の資本の利息
 - 3 借入金利息及其形式に拘はらず利用消費に向けられたる物件の享益に對する賠償金にして、單獨に又は合同して發行資本金の半額以上を所有する一人又は多數の者又は團體によつて直接又は間接に享受せらるる事實に基くと其他の理由に基くとに拘はらず法律行爲の結果たる利息及賠償金が當事者間に特殊關係の存せざる場合金錢及其他の物件の需要を充足する營業上の通常の方法に一致せざるとき

- 4 當領に於て利益に對して課せらるる税金又は當領に於て得たる利益に對し蘭領印度外に於て何等かの形式を以て課せらるる税金
- 5 名稱形式を問はず營業又は營業の一部の餘剰の配當を含む利益配當、但し株主として以外の國庫への配當及實際の勞力に對し取締役、代理人、管理人又は業務執行社員以外のものに認められたる配當金を除く

第六條

- 一、當領並びに當領外に於て保險業務を營む蘭領印度外に設立せられたる團體の利益は當領に營む事業のために蘭領印度内に居住し又は設立せられたる被保險者から又は蘭領印度内に存する危険のため保險料及資本金として受取る金額の、生命保險にありては百分の五及其他に於ては百分の十と定む
- 二、若し申告に際し請求ありたるときは第一項の規定を排し、第一項に定められたる保險料及資本金が同年に保險料及資本金として被保險者より受けとりたる總額に對する同比率を以て保險業務より得たる總利益に對する額を以て利益と定む、但し稅額査定のため所要の資料を申告のとき提供し且つ要求ありたるとき該資料の正當なることを證據物件を呈示して確證する場合に限る
- 三、前項の適用に對しては第三條乃至第五條に従ひ總利益を定む

第七條

某年の利益の決定に關する諸規則の適用につき損失のありたるときは損失の生じたる初年より始め二ヶ年に互る利益より之を減少す

第八條

- 一、株式其他持參人拂證券の所持人として以外に次のものの利益の配當として—第五條第二項第五號の規定の結果控

除の許されたる營業又は營業の一部の餘剰の配當を含む—受けたるものにつきては課稅せず

- 1 第一條第一項第一號又は第二號に掲げたる會社、組合、社團又は財團
- 2 第一條第一項第三號に掲げたる團體にして利益の配當ありたる年に總利益の最少十分の九を蘭領印度に於て得たるもの
- 二、前項の適用に對しては第一條第一項第三號に掲げたる團體の總利益は第三條乃至第五條に従ひ之を定む
- 三、利益の算出につき第五條第二項第三號の規定に従ひ利息及賠償金の控除を許されざる會社、組合、社團、財團又は團體から該利息及賠償金として受取りたるものに就きては亦課稅せず、但し支拂が間接に利息又は賠償金を受取りたる者の負擔たるべき場合に限る

第九條

- 一、第一條第一項第一號又は第二號に掲げたる會社、組合、社團又は財團が和蘭、スリナーメ又はキュラソー又は外國に於て同地に於て營む事業又は同地に在る不動産—それに設定せられたる権利を含む—につき取得したるものに對し同地のために何等かの形式を以て該事業又は不動産より得たる利益に對し課せらるる税金の存する場合は和蘭、スリナーメ又はキュラソーの取得者につきては三分の二、外國の取得者に對しては半額に對し課稅せず
- 二、第一項の適用のために和蘭、スリナーメ、キュラソー又は外國に於て得たる利益は第三條乃至第五條に従ひ之を定む、保險事務に對しては第六條第二項及第三項の原則に基き之を定む

第十條

第一條第一項第一號又は第二號に掲げたる會社、組合、社團又は財團が持參人拂證券の所持人として以外に蘭領印度外に設立せられたる團體—資本金の全部又は一部が株式に分割されたる一切の會社及組合を含む—の發行資本金に對し

最少十分の九の權利を有する場合、該團體の設立せられたる地に於て同地のために何等かの形式を以て該團體より取得したる利益につき課せらるる税金の存するときは右の會社、組合、社團又は財團が該團體より利益配當として受けたるものにつきては、該團體が和蘭、スリナメ又はキュラソーにある場合は三分の二、外國に設立さるるものについては半額に對し課稅せず

第十一條

會社稅は每一〇〇盾に對し一〇盾とす

第十二條 (官報一九二七年第一三七號を以て修正)

- 一、會社稅は會社、組合、社團、財團又は團體、納付の義務を負ふ(註一)
- 二、管理人及代表社員並びに蘭領印度内の代表者は各々納稅の責に任ず、解散又は清算のときは更に清算擔當人及蘭領印度内の其代表者各々納稅の責に任ず、茲に掲げたる責任は支拂の責に任ずべき上掲の者が支拂の能力を有せざることを證明し財務監督局長之を認めたるときは之を解除す
- 三、右の證明は書面を以て稅務官に提出して之を行ふ
- 四、財務監督局長の裁決は之を拒否したるとき理由を附す
- 五、裁決書謄本は書留郵便を以て利害關係人に送付す
- 六、該裁決に就きては謄本の送付せられたる後三十日以内に租稅に關する訴願規則の定むる方法に従ひパタピア市稅務訴願審査委員會に訴願の訴訟を提起することを得(註二)
- 七、利益保全のため第三項に定むる立證をなす者につき租稅の徵收を猶豫する期間次の如し
 - a 證明書の提出後財務監督局長が裁決を行ひ拒否するまで第六項所定の三十日間、但し右の期間内に利害關係人が書面を以て稅務官に對し該裁決に關する訴願の訴訟を提起せざることを宣言したるときは此の限りに在らず
 - b 訴願の場合に於ては訴願審査委員會が判決をなすまで

但し本項の規定は財務部長官が其の判斷に基き所得稅通脫に悪用の危險ありと目するときは其の必要と思惟する方法を以て徵收の圓滑を圖る手段を講ぜしめて徵收に付き猶豫の權を與へたる場合に限る

註

- 一、本查定額に對しては附加稅を課せらる
(官報一九二五年第四〇一號、一九二六年第四七號、一九二七年第一六二號、一九二八年第一五二號、一九二九年第三五三號、一九三〇年第六〇號、一九三一年第一八八號及五二三號)
- 二、官報一九二七年第二十九號、七八號及一三三六號、官報一九二八年第二〇號、一九三〇年第二四四號

第二章 帳簿及申告

第十三條

- 一、第一條第一項第一號に掲げられたる會社、組合又は社團の營業につきては營業上及營業外に所有する資本金により得たる利益が帳簿に據り算出され得る方法を用ひて帳簿の作製をなすことを要す
- 二、第一條第一項第二及第三號に掲げたる組合、財團又は團體、第一條第一項第三號の團體に關しては蘭領印度内に事業が營まれる場合を限り帳簿に據り營業により得たる利益の算出され得る方法を用ひて帳簿を作製することを要す
- 三、帳簿は雜甸、亞刺比亞又は支那字體を用ひて和蘭語、馬來語又は支那語又は當領内の帳簿の作製さるる地に用ひら

るる言語及慣用の數字又は茲に特に掲げざる慣用の土語を以て作製さるることを要す

- 四、財務部長官は一般に又は特殊の場合を限り他の語を以て用語とし記帳に他の文字の使用を認可することを得
- 五、帳簿は金錢の狀況、系統的に記入せられ毎年締切られたる借方、貸方及殘高の狀態並びに年々作製せられたる資産負債の狀況に關する繼續的記録を包含することを要す
- 六、帳簿及之に基礎を置く書類は十年間保存することを要す

第十四條

- 一、會社、組合、社團、財團又は團體の管理者は要求せられたるとき税務官、税務官又は財務監督局長が調査を委任したる一人又は多數の官吏又は第四十三條に據り指定せられたる一人又は多數の鑑定人又は通譯に對し帳簿及之に基礎を置く書類を閱覽に供す義務を負ふ
- 二、財務部長官は第一項所掲の義務の全部又は一部の免除をなすことを得
- 三、財務部長官は帳簿及之に基礎を置く書類の検査及該検査の施行せらるる場所に付き細則を決定す

第十五條 (官報一九三二年第一九六號を以て修正)

- 一、會社、組合、社團、財團又は團體の管理者は税額査定のため書留郵便を以て申告書二通の配布を受けて申告を要求せらるることあるものとす
- 二、税務官又は上級地方行政長官に對し自發的に申告をなすことを申出でたる管理者に對しては二通の申告書を配布す

第十六條

- 一、申告は次の記載より成る

- 1 利益のありたるとき其の利益額を明にする材料
- 2 本法の施行に對し必要又は助けとなる其他の特殊事項

- 一、申告書の用式は財務部長官之を決す
- 二、申告書配布に關する注意事項は税務官に之を委任す
- 三、申告書には配布の日附を附す
- 四、申告書には配布の日附を附す

第十七條 (官報一九三二年第一九六號を以て修正)

- 一、會社、組合、社團、財團又は團體の管理者は二通の申告書を配布したる官廳に對し必要に應じ他の一通の申告書につき第十九條に掲げたる手續を経たる後申告書の一通に明瞭、確實且無條件に眞實に従ひ記入し且つ署名する義務を負ふ

- 二、申告は管理者の名に於て書面を以て委任せられたる者之をなすことを得、但し委任の場合に於ては申告に際し委任狀を呈示すべし

第十八條 (一九三二年第一九六號を以て修正)

- 一、配布せられたる申告書の一通は其の配布後三十日以内に税務署に送付することを要す
- 二、希望を開陳せば受領證を無償交付す
- 三、送付の期限は税務官之を延期することを得
- 四、申告書が無効に歸したるときは無償にて再交付す

第十九條

- 一、申告書に添附を要するもの次の如し

- 1 損益計算書を附したる貸借対照表謄本及株主、委員其他の利害關係人に提出せられたる會社、組合、社團、財團又は團體の一課稅年度に於ける年度報告
 - 2 第十三條第二項に定められたる營業に對しては同年に作製せられたる損益計算書を附したる貸借対照表
 - 3 創立定款及變更定款の謄本、但し本文書が前の申告に於て既に提示せられたる場合は此の限りに在らず
- 二、貸借対照表及損益計算書に代り他の形式の計算書が調製せらるる場合は申告書に本計算書の謄本を添附することを要す
- 三、會社、組合、社團、財團又は團體の管理者は署名又は捺印したる宣言文を記載して謄本の相違なきことを認むることを要す

四、稅務官は捺印したる抄本を認むることを得

第十九條 a (官報一九三二年第一九六號を以て挿入)

- 一、第十條所定の期間又は同條により延期せられたる期間の經過後會社、組合、社團、財團又は團體の管理者が第十三條第一項第一號所掲の材料が不完全なることを發見したるときは最善の知識を以て利益を見積り暫定申告をなすことを要す
- 二、第十三條第一項、第十七條及第十八條第二項の規定は亦之を準用す
- 三、此の場合の申告は年度決算書の確定後二ヶ月以内に、此の確定が後に行はれる場合は遅くとも翌年の終迄になされることを要す
- 四、前項に掲げたる期限は稅務官之を延期することを得

第三章 賦課

第二十條

第一條第一項第一號及第二號に掲ぐる會社、組合、社團及財團は其の設立の地に於て賦課せらる

第二十一條

- 一、第一條第一項第二號に掲ぐる團體は事業の全部又は主として營まれ又は不動産の在る地に於て賦課せらる
- 二、前項の規定により賦課の地が全く不明なるか又は一つ以上の賦課の地の生ずる團體の賦課の地は財務部長官之を決す

第二十二條

- 一、課稅額は稅務官之を査定す
- 二、第十四條に據る帳簿及之に基礎を置く書類の供覽の義務を除き稅額査定のため口頭又は書面を以て其他の説明を與へ且つ申告を確認し其他の説明の正當を證明するに役立つ其他の書類の供覽のため稅務官は會社、組合、社團、財團又は團體の管理者に對し出頭を命ずることを得

第二十三條

- 一、書面に依る督促ありたるに拘はらず申告書の配布後申告を怠り又は稅額査定のため帳簿及之に基礎を置く書類の閱覽を求められたるに拘はらず供覽の義務を履行せざるときは査定額を含む稅額は一〇〇%を加重す
- 二、特に會社、組合、社團、財團又は團體に配布せられたる申告書は其の管理者の受けたるものと推定し且つ閱覽を求められたる帳簿及之に基礎を置く書類は管理者が之を有するものと推定す、但し反證を擧げるときは此の限り

に在らず

第二十四條

- 一、稅務官の適當と思惟する額まで暫定課稅を現に進行しつゝある年度に對しても亦決定し得る場合次の如し
- 1 解散、終了、清算又は破産宣告のとき
 - 2 營業停止又は著しき縮少又は蘭領印度内に在る不動産又は不動産に設定したる權利の讓渡
 - 3 蘭領印度内に於て單に一時的に營みたる蘭領印度外に設立せられたる團體の利益
- 二、暫定課稅は徵收及第四章の規定に關してのみ本法の賦課と看做す
- 三、稅務官は暫定課稅額の不當なること明なる場合に於て職權を以て之を減額し又は暫定課稅を更訂することを得

第二十五條

(官報一九三二年第一九六號を以て修正)

- 一、査定額を豫見し暫定申告書に從ひ暫定課稅をなすことを得
- 二、暫定課稅額が申告書に從ひ納付すべき稅額に比し百分の二十五以上少きときは後日確定したる課稅額は暫定申告のなされたる時期と申告書の提出せられたる時期との差日數に對し月〇・五分の利子を右の總差額に對し算出し之を加重す
- 三、第十九條に該當する場合暫定申告をなすことを怠りたるときは暫定課稅額は其儘申告書に從ひて決定し前項に從ひ算出せられたる利子を加重す
- 四、前項に掲げたる暫定課稅が遅れたる場合は後日確定したる課稅額は同率の利息を加重す
- 五、申告の無き場合は第二十三條を考慮して確定せられたる査定額及同査定の時期は利息計算の基礎をなすものとす
- 六、前項の査定額が第二十八條、第四十五條及四十六條の適用により變更せられ又は稅務訴訟願審査委員會により減額

せられたるときはそれに應じて利息は之を再計算す

七、暫定課稅額は徵收に關してのみ本法に謂ふ査定額と看做す

第二十六條

(官報一九三二年第一九六號を以て修正)

- 一、第二十四條又は第二十五條の規定に據り暫定課稅の賦課せられたるときは後日確定したる課稅額の内暫定課稅額に等しき額は之を徵收せず、後日確定したる課稅額が暫定課稅額より少きときは其の全額につき徵收することなく暫定課稅額は差額を減額す
- 二、後日確定したる課稅額が暫定課稅額に等しきか又は少き場合は會社、組合、社團、財團又は團體の管理者は日附を附したる通知狀を送付せらる

第四章 査定額に對する異議の申立

第二十七條

(官報一九三二年第一九六號を以て修正)

- 一、査定額に對し不服あるときは納稅告知書又は第十六條第二項の通知狀の日附後三ヶ月以内に異議の申立をなすことを得
- 二、會社、組合、社團、財團又は團體の管理者は稅務官に異議の申立書を提出す
- 三、異議の申立書は管理者の名に於て書面を以て委任を受けたる代理人之を提出することを得、但し委任狀は異議申立書に添付することを要す
- 四、希望を開陳するときは異議申立書の受領證を無償にて交附す

第二十八條

一、異議申立書の裁決は財務監督局長之を行ふ
 二、異議の申立を受理したるときは財務監督局長は裁決に於て査定額を決定し税額査定上の一切の明なる不法につき考慮を拂ふ

三、財務監督局長は其の裁決に當り査定額を加重する権限を有す

四、裁決は異議申立の全部又は一部が拒否せられたるときは理由を附す

五、裁決書謄本は書留郵便を以て原告に送付す

第二十九條 (官報一九二七年第一三七號を以て修正)

異議申立書の裁決に不服を有する原告は裁決書謄本の送付後三ヶ月以内に租税に關する訴願規則の定むる方法に従ひ
 パタビア市稅務訴願審査委員會に訴願の訴訟を提起することを得

第三十條

申告書の提出無きか又は申告に際し第十九條に従ひ添付せらるべき書類の提出無きか又は第十三條に據る帳簿作製の義務又は帳簿及之に基礎を置く書類の保存義務の履行なきか又は第十四條に據る帳簿及之に基礎を置く書類の閱覽の要求に應ぜざるときは財務監督局長の決定により定められたる査定額は訴願審査委員會に其の不當を立證せざる限り訴願審査委員會之を繼續す

第五章 追 徴

第三十一條

一、後日判明したる材料により査定額の少きことか明となりたるときは會社稅の賦課せられたる年の終より五年を経

過せざる限り租税の追徴をなす

二、査定額が不法に減免せられ又は稅務官が不法に賦課せざることを決定したるときは等しき條件に於て追徴をなすことを得

第三十二條

一、追徴査定額は稅務官之を決す

二、追徴に先ち稅務官は會社、組合、社團、財團又は團體の管理者に現に判明したる事項と關聯し其利益に供すべき辯明をなさしむ

第三十三條

一、追徴額を含む税額は一〇〇%を加重す

二、會社、組合、社團、財團又は團體の管理者が自發的に提出したる書面による説明に基き追徴のなされるときは税額は之を加重せず、但し右の説明が管理者が説明又は帳簿の供覽のため出頭を命ぜられたる後なされるときは此の限りに在らず

第三十四條 (官報一九二七年第一三七號を以て修正)

追徴査定額に對し不服を有する者は納稅告知書の配布日附後三ヶ月以内に租税に關する訴願規則の定むる方法に従ひ
 パタビア市稅務訴願審査委員會に訴願の訴訟を提起することを得

第六章 徵 收

第三十五條

査定額は稅務官の確定したる課稅臺帳に登記し、會社、組合、社團、財團又は團體の管理者に對し稅務官は日附を附したる納稅告知書を配布して之を通知す

第三十六條

- 一、査定額は納稅告知書の日附後一月以内に納付することを要す
- 二、稅務官は財務部長官の定むる規定を考慮し支拂の猶豫をなすことを得、但し猶豫の許さるる金額に對し満期日より支拂日まで月—一月未滿は一月に計算す—百分の〇・五の利息を附す

第三十七條

査定額の即時徴收し得べき場合次の如し

- 1 第二十四條第一項第一號、二號及三號の場合
- 2 會社、組合、社團、財團又は團體或は第十二條に従ひ支拂の責に任ずる者の動産及不動産の沒收の場合

第三十八條

支拂の義務は査定額に對する異議申立書の提出により中斷せず

第三十九條

- 一、國庫は會社稅に關し會社、組合、社團、財團又は團體の總ての動産及不動産並びに第十二條に據り納稅の責に任ずる者の總ての動産及不動産に對し優先權を有す
- 二、前項の優先權は民法第一一三九條第一項及第四項並びに第一一四九條及商法第八十條及第八十一條の優先債務及納稅義務發生の年以前に設定したる又は其の期限後に設定したるときは第四項の宣告をなしたる場合を限り期限後に設定したる質權、穀物擔保權並びに抵當權を除き總ての他の優先權に先立つものとす

三、國庫の優先權は納稅告知書の日附後二ケ年又は同期間内に督促狀の發せらるるときは督促狀日附後二ケ年にして終了す、支拂猶豫の場合は右の期間は猶豫期間を延期す

四、抵當權の設定前後に於て抵當權者は該抵當權が第一項に據り認められたる抵當權設定前の國庫の優先權に先立つ旨の宣告を要求することを得

右の宣告は抵當權者の居住地所轄の上級地方行政長官又は蘭領印度に居住せざるときは不動産を所有し又は船舶の登記をなしたる區の所轄上級地方行政長官に對して之を要求す、上級地方行政長官は關係稅務官と協議の後第一項に定められたる抵當權に優先する租稅無きか又は其の判斷に基き抵當權に優先する租稅の徴收が妨げられざる完全なる保證の存するときは右の宣言を發し、其の效力を持續する年期を附記す、該宣告の拒否せられたる場合は該抵當權者は其の異議の申立に付き財務監督局長に上訴し、財務監督局長は其の判斷に基き正當と思惟するときは右の宣告をなさしむ

第四十條 (官報一九三〇年第一三四號を以て修正)

- 一、義務、責任及優先權に關する本法の規定は所得稅のみならず利息及督促手数料に對し亦之を準用す
- 二、會社稅及利息の支拂請求權は會社稅の賦課せらるる年の終より計算し五ケ年の經過を以て消滅す

第七章 特殊規定

第四十一條

本法に管理者(Bestuur)とは業務執行社員、蘭領印度内の代表者並びに解散又は清算の場合に於ては清算を擔任する者及其蘭領印度内の代表者を謂ふ

第四十二條

- 一、當領に於て第一條の會社、組合、社團、財團又は團體のために勞務を提供する者又は解散又は清算の場合に其擔任者が異見を開陳する機會を與へられたる後財務監督局長により前條の意味の代表者として指定せらる
- 二、第十二條に掲ぐるもの以外にして會社、組合、社團、財團又は團體に對する關係に因り會社稅支拂に任ぜざるべからざるものは其旨を通知せられ責任に關する本法の規定を適用せらるるものとす

第四十三條

- 一、帳簿其他の書類の検査のために財務監督局長は鑑定人又は通譯を指定することを得
- 二、鑑定人及通譯は検査開始に先立ち下級地方行政長官(爪哇及マヅラの政府直轄地に於ては其住所又は滯留地の副理事官)の面前に於て其の命ぜられたる業務を誠實精細且つ最善の知識を以て遂行すべきことを宣誓し又は約束す
- 三、財務部長官は鑑定人及通譯に給與すべき手當に關する細則を定む

第四十四條

- 一、本會社稅法施行又は本法の施行と關聯し官務又は職務上聞知し又は報告せられたる一般業務又は勞働に關し官務又は職務の執行に必要なもの以外の事項を漏泄することを禁ず
- 二、本條の禁止規定は前條の鑑定人及通譯に對し亦準用す

第四十五條

不當課稅は財務監督局長之を減額し又は取消すことを得

第四十六條

財務部長官は錯誤又は宥恕し得べき懈怠に基づく第二十三條及第三十三條に従ひ課せられたる加重金を免除する權限を有す

第八章 罰則

第四十七條

- 一、第二章に掲げられたる申告書に故意に不正又は不完全なる記載をなし、これがために國家に損害を及ぼしたるものは六ヶ月以下の懲役に處す
- 二、第一項の規定は申告者が自發的に正當且つ完全なる所得申告をなしたるときは未だ檢事に移牒せられざる場合を限り適用せず、但し課稅額が未だ決定せず稅務官が申告に對し調査を開始せざる内か、會社、組合、社團、財團又は團體の管理者が説明のため又は帳簿其他書類の供覽のため出頭を命ぜられざる内か又は課稅額が少く確定せられたる場合を限る

第四十八條

稅務官、稅務官又は財務監督局長が帳簿又は之に基礎を置く書類の検査を命じたる官吏又は第四十三條に従ひ指定せられたる鑑定人又は通譯に對し故意に虚偽又は偽造の帳簿其他の書類を提出し又は決定の用に供したるもの

第四十九條

- 一、第四十四條に規定したる秘密を故意に洩したる者は六ヶ月以下の懲役又は六〇〇盾以下の罰金に處す
- 二、秘密漏洩の責に任ずべき者は三ヶ月以下の禁錮又は三〇〇盾以下の罰金に處す
- 三、秘密を漏洩せられたる者の告訴ある場合の外は公訴せらるることなし

第五十條

本法に依り罰せらるべき事實は之を犯罪(Mistrijven)と看做す

第五十一條

第四十七條により刑の確定したるときは第三十一條所掲の期限の經過後と雖も會社稅の追徴をなすことを妨げず
第三十二條第二項は本條に適用せず

第九章 臨時及終末規定

第五十二條

- 一、本稅は一九二四年六月三十日以後之を賦課す
- 二、第七條の適用に對しては一九二四年七月一日前に遡りて之を適用す

第五十三條

一九二五年一月一日前の納稅年度に對し支拂ふべき租稅に對するの外第一條の會社、組合、社團、財團及團體の租稅に關係を有するものに限り改訂所得稅法一九二〇年の諸規定は一九二五年一月一日を以て廢止す

第五十四條

本法の公布と同時に會社稅のために定めたる一八七九年七月三日(印度官報第二六七號)の勅令は一九一六年五月九日第二十一號(印度官報一九一七年第一七一號)により一般に公告したる本文の内容及其後修正したるものに從ひ其效力を發生す

第五十五條

- 一、本法は公布と同時に之を施行す
- 二、本法は「會社稅法一九二五年」として引用することを得

第四編 對人稅法

Personele Belasting. (St. 1908 No. 13 juncto St. 1909 No. 419, St. 1910 Nos. 169 en 571, St. 1911 No. 58, St. 1912 No. 443, St. 1915 Nos. 180, 641 en 709, St. 1917 Nos. 131 en 152, St. 1918 Nos. 131 en 400, St. 1919 No. 598, St. 1920 Nos. 679, St. 1921 Nos. 305 en 592, St. 1922 No. 68, St. 1923 No. 44, St. 1925 Nos. 171 en 421, St. 1926 No. 329, St. 1927 Nos. 112, 137 en 138, St. 1928 No. 395 en St. 1931 No. 168).

本法の施行に關する詳細なる説明は官報附錄第三三二八二號及第三五三一號に掲載あり、同説明は本法に關し其大部分が猶有效なり

課稅臺帳の作製、受領補助簿及登錄簿の調製、地方行政長官の提示すべき物件に付きては官報附錄第三七三一號、第六八九七號及第七三六九號參照

第一章 課稅の基礎

第一條 (一九二〇年官報第六七九號により修正)

「對人稅」(Personeel Belasting)の名稱の下に次の基礎により租稅を賦課す

- 一、附屬建築物及庭園(註一)をもつ家屋(註二)の賃借價格(註三)
- 二、家具價格
- 三、馬匹數
- 四、自轉車數及種類
- 五、馬車數及種類
- 六、自動車及オートレット數及種類

A 家 賃 (Huurwarde)

第二條

賃借家屋の賃借價格は第二十六條及第三十一條の適用を除き、法律の規定により家主の負擔たるべき維持修繕の費用を除き家主に直接又は其他の方法を以て賃借人が家屋の享益に對し支拂ふ額を以て定む(註四)

第三條

- 一、借家に非ざる家屋又は附屬家屋及庭園以外の貨財と共に一の價格を以て賃借したる家屋の賃借價格は同地又は附近の借家と比較して之を定む
- 二、對人稅に關する家屋及家具の基礎による總督の納稅額査定に於ては總督の使用に供するバタバアの家屋及家具並

びにポイテンゾルホの官邸及チパナスの別莊に屬する地所は之を除く(註五)

- 三、官吏に提供せらるゝ官舎に對しては現行規定により官舎の存する地に於て官舎の存せざる場合宿舍手當として給せらるゝ額を超えて賦課せらるゝことなし(註六)

註

- 一、庭園(ert)とは家屋と共に其の地形及位置により使用に供せらるゝ地所を謂ふ
 - 二、家屋(woonhuis)の定義については官報附錄三六八二參照、常住に供せられざる小屋は賦課せらるゝことなし(官報附錄、第三四六六號)
 - 三、一般に課稅上 huurprijs も huurwarde も同一意味に用ふ(官報附錄第三九四五號)
 - 四、家賃は購入價格と關係なし(官報附錄第三六八二號)
 - 五、總督の課稅が第一の基礎に基く家賃年額は一、二〇〇〇盾とす(官報一八七九年第一二二號)
 - 六、本項は宿舍手當の規定ある場合に限る(官報附錄第三四二七號)官舎の家賃が宿舍手當より少き場合は對人稅は宿舍手當の額に従ひ賦課せられず、其他の場合には賦課す(官報附錄第三四六九號)
- 官吏が宿舍手當より高い家屋を賃借引越したるときは家賃全額に對し納稅義務を負ふ(官報附錄第四一五九號)

第四條

課稅せらるべき家賃の算出に當りては次の用に供せらるゝ家屋又は附屬建築物の部分に對しては課稅せず(註一)

- 一、營業又は職業に充當せらるゝもの(註二)
- 二、學校
- 三、慈善事業に充當せらるゝもの

四、總督の認可したる一般公用建築物

B 家具 (Mobiliair)

第五條

第二の基礎に従ひ課せらるべき對人稅は家屋又は附屬物中に存し且つ民法第五一四條「家具」(Inhoedel)中に列舉せられたる一切のもの、價格に付き算出す、但し次のものは之を除く

馬匹其他の家畜

公務、職業又は營業に用ふる(註三)又は學術上の器具類

日用品

衣服、下衣及身體裝飾品(懷中時計を含む)

書籍、地圖及稿本類

部屋の裝備又は裝飾に供せられざる繪畫類

自轉車

車輛類

自動車及オートレット

第六條 (官報一九二一年五八號により修正)

對人稅の算出につき又次のものは之を除く

一、第四條に該當する目的のためにのみ供せらるゝ家屋又は附屬建築物の家具にして第二十八條に基く家具價格の評價の場合免稅が評價委員會の判定に従ひ其の目的のため必要とせらるゝ場合(註四)

二、公用に供せらるゝ家屋の官應用家具

註

一、居住家屋以外の家屋の附屬建築物は除外す(官報附錄第三五〇八號)

二、協會につきては幹部は納稅義務を負はずして家屋提供者其責に任ず、職業又は營業に供すると同時に住所に供する家屋は除外せず

三、店舗用什器を包含す

四、評價の申請せられざる場合は家具價格は第二十八條第二項に定められたる家具稅率を適用して算出せられねばならない、従て從來踏襲せられたる原則を排し課稅せらるべき家賃は、それが家賃全額に等しきか否かに拘はらず同稅率表に家賃全額に對し與へられたる數字を乗じて算出することに注意を要す

C 馬 匹 (Paarden)

第七條

増補)

(官報一九一八年第四〇〇號、一九二二年第三〇五號、一九二八年第三九五號、一九三一年第一六八號により)

一、馬匹數の算出につきては次のものを除外す

1 貨物の運搬にのみ用ふる挽馬、駄馬

2 種馬

3 申告の當時第二番四箇の乳齒の一部又は全部の取れざる馬

4 興行用の馬

5 賣買に供する馬仲買人の馬

- 6 貸車、貸馬屋の馬(註一)
- 7 馬飼料の交付せらるゝ、蘭領印度陸軍士官の馬
- 8 總督の指定したる第七號所掲以外の官吏、國民軍士官、土人首長及東洋外國人首長の馬にして地方行政長官(爪哇及マヅラの省に於ては知事(註二))の判斷により公務の遂行に必要とせられたるもの(註三)
- 9 責任ある政府の馬並びに省、印度統治令第一二一條に掲げられたる自治團體、會計の獨立せる區域又は水利組合及公用又は總督の判斷に従ひ公共の利益にのみ用ひらるゝ馬
- 二、第五乃至第八號に掲げられたる馬にして同各號所掲の者以外の既繋せる馬は免税せらるゝことなし

註

- 一、貸車屋の既繋せる他の者の馬も亦免税とす(官報附錄第三五〇九號)
- 二、本修正は一九三一年十一月一日より施行(官報一九三一年第四二三號)
- 三、茲に定めたる官吏、國民軍士官、土人首長及東洋外國人首長は後に掲げたり(譯者註、本譯文に於ては省略せり)

D 自 轉 車 (Rijwielen)

第八條 (官報一九二八年第四〇〇號、一九二八年第三九五號により増補)

- 一、自轉車數の算出に於ては次のものは之を除外す
 - 1 信書及小包の運搬、顧客に對する注文の蒐集、商品の配達にのみ用ふる自轉車
 - 2 曲藝師が其營業に用ふる自轉車
 - 3 販賣又は他の使用のために保有する自轉車製作所及自轉車商の自轉車
 - 4 貸自轉車商の自轉車

E 車 輛 (Rijtuigen)

第九條

本法の適用を受くる車輛とは馬其他の動物を以て牽引せしむることを目的とせる金屬性發條の裝著せる運搬用具を謂ふ

第十條 (官報一九二二年第五八號、一九一八年第四〇〇號及一九二八年第三九五號を以て増補)

- 一、車輛數の算出につきては次のものは之を除外す
 - 1 商品の運搬にのみ用ひらるゝ車輛
 - 2 信書の配達にのみ用ひらるゝ車輛
 - 3 販賣の用に供する車輛製造業者及車輛販賣業者の車輛
 - 4 貸車屋の車輛
 - 5 責任ある政府の車輛並びに省、印度統治令第一二一條に掲げられたる自治團體、會計の獨立せる區域又は水利組合及公用又は總督の判斷に従ひ公共の利益にのみ用ひらるゝ車輛
- 二、第三及第四號に掲げられたる車輛にして同各號所掲の者以外の所有せる車輛は免税せらるることなし

F 自動車及オートレット (Automobielen en Autoletten)

第十條 a (官報一九一一年第五八號を以て挿入)

本法の適用を受くるオートレットとは「三輪車」(Tricar)の名を以て知られ三輪を以て運行する自動自轉車又は自動車輛を謂ふ

第十一條 (官報一九一八年第四〇〇號、一九二八年三九五號を以て増補)

- 一、自動車及オートレット数の算出につきては次のものは之を除外す
 - 1 商品の運搬にのみ用ふる自動車及オートレット
 - 2 販賣の用に供する車輛製造工場又は車輛販賣業者の自動車及オートレット
 - 3 貸車屋の自動車及オートレット
 - 4 責任ある政府の自動車及オートレット並びに省、印度統治令第一二二條に掲げられたる自治團體、會計の獨立せる區域又は水利組合及公用又は總督の判斷に従ひ公共の利益にのみ用ひらるゝ自動車及オートレット
 - 5 現に使用せられざる及外領(官報一九三二年第三六號)及爪哇及マヅラ(官報一九三三年第一一號)自動車税法の規定により他人の使用を禁ぜられたる自動車及オートレット(一九三三年三月十六日第三〇號の總督令を以て挿入、公布の日より施行し、一九三三年一月一日に遡り一九三三年度よりの納税に關し適用す)
- 二、第二及第三號に掲げられたる自動車及オートレットにして同各號所掲の者以外の所有せる自動車又はオートレットは免税せらるゝことなし

第二章 免 税

第十二條 (官報一九一五年第六四一號、一九二〇年第六七九號、一九二三年第三二九號、一九三一年第一六八號を以て修正)

- 一、六箇の基礎による課税を免ぜらるゝもの次の如し
 - 外國の總領事、領事、副領事及領事代理にして和蘭國民に非ず且營業又は職業を營み且其入國のとき和蘭又は植民地の一に居住せざるもの、但し和蘭總領事、領事及副領事が同國に於て互惠的免税を受くる場合に限る
 - 外國公館員にして和蘭國民に非ず且營業又は職業を有せざるもの、但し和蘭公館員が同國に於て互惠的免税を受くる場合に限る
 - 士官の階級以下の軍人にして營外に居住し官舎又は宿舎料を受くる権利を有し其の収入が歩兵少尉の収入に等しきか又は多き場合を除く
 - 爪哇及マヅラの所謂自治部落の首長及土民並びに上級地方行政長官(爪哇及マヅラの政府直轄領に於ては「レヘント」(註一)が舊慣に關して認めたる所謂「ベルデイカン・リード」(Peritikan Ileden)、當該行政長官は自治部落の住民と看做すべきものを定む
 - 二、第一、第二及第四の基礎に従ひ課せらるべき對人税は家賃全額が各分州及市郡のために總督の決定したる(註二)金額を超過せざる(註三)家屋に居住する者につき之を免す
 - 三、家賃全額(註四)が前項に定めたる額をそれぞれ五分の一、五分の二、五分の三及五分の四超過するときは第一、第二及第四の基礎に従ひ課せらるゝ對人税は、第十四條に依て決定せられたる額の單に五分の一、五分の二、五分の三及五分の四と定む

第十三條 (官報一九一一年第五八號、一九二二號第三〇五號、一九三二年第一六八號を以て増補)

- 一、上級地方行政長官(爪哇及マヅラの政府直轄領に於ては知事(註一)の判斷に従ひ公務のために自轉車、車輛、自動車及オートレットを所有する總督の指定したる官吏、土人首長及東洋外國人首長は自轉車、車輛、自動車及オート

- 一、課稅年額次の如し
 - 家賃年額の五%
 - 家具價格の二%
- 二、課稅年額次の如し
 - 二頭以下の場合には各頭に對し六盾、然らざる場合は最初の二頭に對し各頭六盾
 - 第三頭に對し八盾
 - 第四頭に對し一〇盾
 - 第五頭に對し一二盾
 - 第六頭に對し一五盾
 - 以上各頭に對し二〇盾

第三章 課稅定額

第十四條 (官報一九二二年第五八號を以て修正(註六))

一、課稅年額次の如し

家賃年額の五%

家具價格の二%

二頭以下の場合には各頭に對し六盾、然らざる場合は最初の二頭に對し各頭六盾

第三頭に對し八盾

第四頭に對し一〇盾

第五頭に對し一二盾

第六頭に對し一五盾

以上各頭に對し二〇盾

- 一人乗自轉車一臺に對し三盾
- 二人乗又は其以上のものに對しては一臺六盾
- 自動自轉車に對しては一臺十八盾
- 車輛に對しては次の如し

車種	二輪ノ場合	二輪以上ノ場合
最初ノ一臺ニ對シ	8盾	16盾
第二ノ一臺ニ對シ	10盾	24盾
其後ノ各臺ニ對シ	12盾	36盾

- 二輪及其以上の車輛の車輛を同時に所有するときは對人稅の算出につきては二輪車を先位とす
- 自動車一臺につき四十八盾
- オートレット一臺につき二十四盾

- 二、其の數に拘はらず各一頭に對し六盾を支拂ふ場合は
 - a 臨床醫師
 - b 農を業とするもの(註七)
 - c 公の必要に因り同居する牧師

註

一、本修正は一九三一年十一月一日より施行(官報一九三一年第四二三號)

- 二、家賃の決定につきましては以下参照
官報一九〇八年第一三號(E參照)一九〇八年第六六五號、一九〇九年第四六八號、一九二二年第三八六號及第六〇一號、一九一三年第六九四號、一九一五年第六五三號及第七四〇號、一九一六年第七一四號、一九一八年第一〇號及第五一四號、一九二〇年第七六〇號、一九二二年第四四五號、一九二三年第六九號及第五七六號、一九二四年第三四八號、一九二五年第五十號、一九二七年三三〇號及第五六五號、一九三〇年第六十二號及第八十號
- 三、一家屋の家賃が課税額の算出に當り除外せらるべき部分を控除したる後、最低家賃より小なるときは居住者は最初の二の基礎に従ひ賦課せらる(官報附録第三四六一號)
- 四、官報附録一二五三一號
- 五、茲に掲げた官吏、土人首長、東洋外國人首長の人名表につきましては(B C及D)參照(譯者註、本譯文に於ては省略)
- 六、官報附録第七三七一號參照
- 七、農を業とする者とは自己又は他人のため農企業を行ふ本來の管理人及其被備者

第四章 納税の義務

- 第十五條 (一九二二年第六八號、一九三一年第一六八號を以て修正)
一、家長は家屋及其附屬建築物中家長以外の者の使用する部分、其中に見出さるゝ家具、家長以外のものが使用し家長の家屋又は其附屬建築物に存する馬、自轉車、車輛、自動車及オートレットに對しても亦對人税を賦課せらる、但し旅館又は下宿の經營主は其旅館又は下宿に滞留し自己の家族に屬せざる者の馬、自轉車、車輛、自動車及オートレットにつきては賦課せらるゝことなし

- 二、下級地方行政長官(爪哇及マツラの政府直轄地に於ては副理事官(註))は必要あるときは家長を定む

第十六條

- 一、旅館又は下宿に滞留する者(其の經營主は含まず)は最初の二基礎に従ふ納税の義務を負ふことなし
- 二、旅館又は下宿の管理者は其經營主と同待遇とす
註、本修正は一九三一年十一月一日より施行(一九三一年第四二三號)

第五章 動産の申告

第十七條 (官報一九二二年第五十八號を以て修正)

- 一、納税義務者は毎年動産の申告をなすことを要す
 - 二、動産の申告は次のものを含む
 - a 附屬建築物及庭園を含む家屋の賃借價格、借家に非ざる場合又は他の貨財と共に一の價格を以て賃借したるときは其の賃借相當價格
 - b 第四條に従ひ家屋の一部又は附屬建築物の一部が免税せらるゝ場合は其の部分の記述及殘部の賃借價格の記述
 - c 第十四條所掲の各種自轉車及車輛の數及課税せられざる數並びに其の理由
 - d 馬並びに自動車及オートレット數並びに課税せられざるものゝ數及其の理由
 - e 納税義務者の職業又は營業の種類
 - f 其他第二十一條所掲の必要事項
- 但し第十六條第一項に定められたる納税義務者は自己の所有する馬、自轉車、車輛、自動車及オートレットに關

する申告に止む

三、旅館又は下宿を經營又は管理する者は申告書提出の時期に馬、自轉車、自動車又はオートレットを有する自己の家族に非ざる其旅館又は下宿の滯留者並びに此等機關の數及各々此等の者の有する車輛及自轉車の種類につき署名したる調書を提出する義務を負ふ

第十八條

一、第十二條第二項に掲げられたる者にして馬、車輛、自動車又はオートレットを所有せざるときは第二十一條所掲の申告書配布を受けたる後申告の義務を負ふ

二、第二十一條末項に定められたる公告の後申告書配布せられたるときは其交付は一箇月以内とす

第十九條

一、不當なる署名を附したる又は口頭による申告は申告の未だ無きものと看做す

二、申告者が署名をなし能はざるときは署名したる申告書を以て申告者の説明を確認する二名の保證人の面前に於て捺印を以て代ふ

三、動産の申告は文書による代理人をして之をなさしむることを得、但し委任狀を添付することを要す

第二十條

一、一軒以上の家屋を使用する者は各別に申告をなす

二、第十四條所掲の種類の自轉車及車輛の總數並びに馬、自動車及オートレットの總數は申告書の一に記載するに止む

第二十一條

(官報一九二一年第五八號、一九一九年第五九八號を以て修正)

一、財務監督局長の定むる方式に據り毎年成る可く一月中に動産申告のため告知書を配布して記入せしむ

二、告知書配布の方法及返戻を適法と思惟するとき其の記入済申告書の返戻方法は上級地方行政長官之を定む(註)

三、上級地方行政長官は同時に自ら提出する場合その申告書の受付官吏を指命す

四、告知書の毎年の配布の終了につきては上級地方行政長官の定むる方法により上級地方行政長官又は其名に於て公告す

註、告知書配布及返戻の方法につきては官報附録第三四二七號及第六六〇八號參照(官報附録第四六〇四號參照)

財務監督局長、稅務署長が郵送する場合は本告知書は郵稅無料とす(官報一九二五年第五八〇號)

第二十二條

動産申告の義務を負ひ且つ告知書の配布を受けず又は提出の未済なる者は第二十一條所掲の方法に従ひ同條に定められたる公告の後一箇月以内に申告書を提出することを要す

第二十三條

一、納稅期間の經過中始めて六の基礎に従ふとに其の一又は其以上に従ふとに拘はらず納稅義務の發生したる者が、課稅せらるべき家賃の高價なる他の家屋に移轉し、課稅せらるべき馬又は自動車及びオートレット數の増加し、課稅せらるべき自轉車又は車輛の數を増加又は種類を變更し納稅義務額の増加したるものは變更の生じたる月を掲げて一箇月以内に申告すべし

二、十一月十五日後に變更の生じたる場合は本條は適用せず

第二十四條 (官報一九一〇年第一六八號、一九二五年第四二一號を以て修正)

前條は納稅年度の經過中次の如き變更ありたる納稅義務者に對しても亦適用す

- 一、他州に居住したるもの
- 二、省又は總督の指定する他の州内の他の分州に居住したる者
- 三、州内に於て自治團體參議會條令により納税元本に附加税の課せらるゝ地域へ又は地域より移轉したるもの
- 四、使用家屋數の増加したるもの

第二十五條

提出せられたる申告書に對しては受領證を交付す

第六章 家賃及家具價格の評價、家具價格稅率表

第二十六條 (官報一九一五年第一八〇號及一九二二年第六八號を以て増補修正)

- 一、申告したる家賃又は課税すべき賃賃價格が實際賃賃價格より少しと判斷せられたる場合は上級地方行政長官の指定したる三名の鑑定人により此等價格を評價す(註一)
- 二、鑑定人は上級地方行政長官又は其の指定したる官吏の面前に於て自己の宗教の型に従ひ委任せられたる評價事務を忠實精細且つ公平に遂行すべきことを誓ふ(註二)

第二十七條

- 一、鑑定人二名の意見一致する場合は其の評價に従ふ
- 二、鑑定人三名の評價各々相異するときは中間評價額を採る
- 三、評價額が申告額に比し十分の一以上多きときは第一の基礎に従ふ課税額は評價家賃と申告家賃との差額につき納付の増加したる額の一倍を加重す

第二十八條

- 一、上級地方行政長官は各分州又は郡或は數箇の分州を一體として家賃の家具價格に對する比率を指示したる一又は數箇の稅率表を決定す(註三)
- 二、申告書に於て評價の希望が明示せられざるときは稅率表に従ひ家具價格を算出す(註四)
- 三、申告書に評價の希望を明示したるときは上級地方行政長官の指令したる三名の鑑定人を以て之を行ふ
- 四、本評價は第二十六條第二項、第二十七條第一及第二項を適用することを得
- 五、評價の費用は總督の決定したる稅率に従ひ納稅義務者の負擔とす(註五)

註

- 一、特に東洋外國人の家賃の申告に對する嚴重な監督が要求せられてゐる(官報附錄第三五三一號)支拂家賃の受取證は實際家賃の證票とせられず(官報附錄第四二二二號)
- 二、鑑定人の旅行滞在費の補償費及給料は官報附錄第三七三六號及第一〇一〇七號の定むるところである
- 三、本表は詳細に點檢を要す(官報附錄第三五三一號)
其の決定に當りては殊に支那人に關して注意を要す(官報附錄第三六八二號)
本表に於ては課税せらるべき價額の最高額は指示せずして可なり(官報附錄第三五八四號)茲に家賃とは家賃全額の謂ひにして第四條に掲げられたる課税せらるべき家賃に非ず(官報附錄第三六一二號)本表が本法第四條の場合に適用せらるべき性質につきては官報附錄第七三七一號に掲ぐ、申告家賃が評價額に比し高きときは本表は納稅義務者が豫め定率表に據ることを請求するまで適用せざることを得
- 四、家具の評價は官廳の權限を以てなすことを得ず(官報附錄第三四六〇號)

五、稅率表は官報一九〇八年第十五號に掲載しあり

第七章 賦課、異議の申立、訴願

第二十九條 (官報一九一一年第五十八號、一九一二年第四四三號、一九一五年第七〇九號、一九一八年第一三一號、一九一九年第五九八號、一九二五年第一七一號を以て修正増補)

- 一、課稅臺帳は第三十一條の適用の場合を除き申告書に據り上級地方行政官長之を定む(註一)
- 二、納稅義務者は自ら又は代理人をして査定額に異議を申立つることを得
- 三、異議の申立は納稅告知書の配布日附後三箇月以内に當該上級又は下級地方行政官に文書を以て提出して之をなすことを要す(註二)
- 四、上掲官廳の一の卓上に異議申立書の到達したる日を以て異議申立の日附とす
- 五、異議申立書に對しては希望により受付の日附を捺して受取證を交附す
- 六、所定の期限は特殊の事情により遵守し難きことを示したるときは之を延期す
- 七、異議の申立は財務監督局長、所轄稅務署長之を裁決す(註三)
- 八、異議の申立を正當とするときは裁決に於て査定額を決定し、稅額査定に關する一切の明なる不法につき考慮を拂ふ(註四)
- 九、裁決書謄本は書留郵便を以て納稅義務者に送付す

第三十條 (官報一九一五年第七〇九號、一九一九年第五九八號、一九二五年第一七一號、一九二七年第一三七號を以て修正)

第二十九條又は第三十一條に據る裁決に對し不服を有する者は裁決書謄本の送付後三箇月以内に租稅に關する訴願規則の定むる方法に従ひバタバ市稅務訴願審査委員會に訴願の訴訟を提起することを得(註五)

第三十一條 (官報一九一一年第五八號、一九二五年第一七一號を以て修正)

- 一、動產申告書に據る査定額は第二十六條に據る家賃の評價を妨ぐるものに非ず
- 二、評價の結果に因り又は其他の方法により國庫の不利益となるべき不當なる申告が曝露したるときは上級地方行政長官は査定額の加重をなす、但し第二十九條所掲の方法により其期間内に右の加重に對する異議の申立をなす權限を有す、期間につきては同條第六項を適用することを得

第三十二條

- 一、家具價格の評價を申告書に明示して希望したる場合にも査定額は稅率表に據りて暫定的に定むることを得、但し再計算及必要に應じ過納額の割戻をなすことを得
- 二、評價は申告後六箇月以内に當該納稅年度の進行中に之をなすことを要す

第三十三條

- 一、上掲諸規定に反し申告のなされざる場合は上級地方行政官は課稅せらるべき家賃の評價額、課稅せらるべき馬の數の算出額、課稅せらるべき自動車及オートレット數の算出額、課稅せらるべき自轉車及車輛數の算出額に據り、第四十三條に掲げられたる刑罰規定の適用を除き第二十八條所掲の稅率表を適用して査定額を決す(註六)
- 二、第二十三條所掲の課稅せらるべき家賃の増加に關する申告をなされるときは第二十六條及第二十七條を適用し新家屋の課稅せらるべき家賃の評價後に非ざれば査定せらるゝことなし
- 三、以前の家の課稅すべき家賃と比較せる該評價の結果、第二十七條末項に基く其後の加重を含む査定額の加重及

第四十三條所掲の違反の存在に關する決定を行ふ

第三十四條 (官報一九〇九年第四一九號を以て増補、官報一九一九年第五九八號を以て修正)

- 一、課税臺帳調製上の誤記誤算並びに事實の錯誤は上級地方行政長官之を更訂し、納税告知書の配布後は納税義務者其の責を負はず
- 二、納税義務者の側に於ける錯誤又は重大なる過失に因り査定に關する諸規定の嚴格なる適用が著しき不公平を誘致する惧あるときは財務監督局長は査定額を輕減又は破棄し、破棄の場合は必要に應じ其の裁決を參考として新に査定を命ずることを得

註

- 一、課税臺帳決定の時期につきましては官報附録第三四二七號に掲げあり、本課税臺帳は評價額をも考慮することを要す (官報附録第三五〇六號)
- 二、上級地方行政長官の異議申立に關する意見書中に記載すべき事項は官報附録第四二二三號に定めあり
- 三、上級地方行政長官が査定額の決定につき明かに誤りある場合に於ても亦然り
- 四、異議の申立は査定額の加重をも目的とすることを得 (官報附録第三五一一號)
- 五、官報一九二七年第二九、七八、一三六號
- 六、上級地方行政長官は此の場合に於てのみ家屋の賃借價格を決定する權限を有す

第八章 納税告知書、納税日、期限後支拂に對する滯納金

第三十五條 (官報一九一九年第五九八號を以て修正)

- 一、査定後直ちに支拂額を記入したる納税告知書を配布す
- 二、納税告知書並びに課税臺帳の雛形は財務局長の決するところによる
- 三、納税告知書の配布の方法は上級地方行政長官之を定む (註一)
- 四、對人税は之を五期に分ちて徴收することを得 (註二)
- 五、各期限の支拂日は、四月一日、六月一日、八月一日、十月一日及十二月一日とす (註三)
- 六、課税臺帳の決定が三月三十一日後になされたる場合支拂日の殘存するときは等分したる期限に徴收することを得
- 七、支拂日の一又は其以上のものが經過したる後査定額を増額する場合は經過期限の加重額については後の支拂日に支拂ふ

- 八、第四十一條第一項第一號の場合以外の場合に於て割賦支拂後全年分に對する査定額について未だ支拂の完了せざるときは猶支拂日の殘存するときは其期限に分割す、過納のときは返濟す
- 九、第四十一條第一項第一號の場合に於ては査定全額につき即時に徴收することを得 (註四)
- 十、納税告知書には受取證を附す

第三十六條 (官報一九一七年第一五二號を以て修正)

- 一、前條に掲ぐる支拂日に該當する月の翌月の第一日迄に未拂のときは同條に據り支拂ふべき金額の五%の滯納金を科す (註五)
- 二、一期以上の期限が支拂未済のときは未納期限の全額につき即時徴收することを得

第三十七條

支拂の義務は査定額に對する異議申立書の提出により中斷せず

第三十八條

第二十八條所掲の評價費用は即時支拂ふべし

第八章BIS 第三十八條a官報一九一七年第一三二號を以て挿入、一九一七年第一一二號を以て撤廢

第九章 取立

第三十九條 (官報一九二三年第四四號を以て修正)

一、對人稅期限後支拂に對する滯納金及評價の費用は納稅義務者の一切の動産及不動産並びに第十六條第一項に掲げたる納稅義務者の支拂ふべき對人稅に關する場合を除き納稅義務者の家屋又は其附屬建築物内に在る一切の動産に對し取立をなすことを得(註六)

二、對人稅の徵收は、民法第一一三九條第一及第四項及第一一四九條第二項に掲ぐる優先債務、納稅年度の開始前設定したる質權、穀物擔保權並びに抵當權を除く總ての他の債權に先づ

三、右の優先權は納稅年度の翌年の終りを以て終了す

註

一、農園の被傭人の納稅に關する告知書は管理人に交附することを得

二、所轄租稅取扱事務所より遠隔の地に居住する納稅義務者の便宜を圖り上級地方行政長官は他の官吏に委任して對人稅の受人を取扱はしむことを得、強制徵收に關する規定は官報附錄第三四四六號參照

三、納稅義務者は其對人稅を各法定期限に徵收せらるべき額の期限内支拂の義務を除き月賦拂をなすことを得(官報附錄第三五七二號)

四、本規定の意味については官報附錄第三七〇〇號參照

納稅義務者が支拂につき過失ありたるとき、滯納金を算出すべき方法については官報附錄第四一四三號參照

五、納稅告知書を受取らざるものは賦課せられたるに非ず、従つて滯納に基く滯納金を課せらるゝことなし(官報附錄第三四七九號)

六、本稅の強制徵收書の用式は官報一九二三年第六七〇號參照

第十章 納稅分期、減稅

第四十條

一、對人稅の査定は一月二十六日後始めて納稅義務の發生したる者且つ第二十四條に定められたる場合を除く外全年分に對し之を行ふ

二、右に掲げたる者の對人稅は納稅年度の未經過月に對し算出す

三、第二十三條に掲げたる場合の査定額の加重につき亦同じ

四、一箇月五日以上の端數は本條前二項の適用につきは一月と計算す、但し第四十一條第五項の規定と關聯し同端數月に對する稅額の賦課せらるゝ場合は此限りに在らず

第四十一條 (官報一九二〇年第一六九號及一九二五年第一七二號及第四二二號を以て増補)

一、上級地方行政長官が査定額を減ずる場合次の如し

1 他の州へ(註一)並に同州内に於て自治團體參議會條令により納稅元本に對し附加稅の賦課せらるゝ地域より又は地域へ住居を移轉したるとき並に省又は總督の指定する其他の州に於て他の分省に移轉したるとき

- 2 納稅義務者が家賃の低き家屋に移轉したるとき
 - 3 課稅せらるべき馬匹數又は課稅せらるべき自動車及オートレット數が七月一日前に減じたるとき
 - 4 七月一日前に課稅せらるべき自轉車又は車輛の種類又は數の變更ありたるにより納稅義務額の減じたるとき
- 二、減稅額は次の如し
- 第一號に定められたる場合に於ては、一年に滿たざる完全なる各月に對し全年額の十二分の一
 - 第二號に定められたる場合に於ては一年に滿たざる完全なる各月に對し初めの二の基礎に従ひ算出せられたる以前の全年分査定額と低減したる家賃との差額の十二分の一
 - 三、初めの二の基礎による査定額が未だ一月に滿たざるものに對し支拂ふべき場合は全く無きもの又は未だ起らざるものとして課稅せず
 - 四、第二號の規定の場合には同月に對する新査定額を以て代ふ
 - 五、月の六日以前の住居の移轉は本條の適用に對しては其の前月に生じたるものとして算出せらる
 - 六、第三號及第四號に掲げたる場合の減稅額は以前の課稅せらるべき馬匹數、自動車數及オートレット數と後の課稅せらるべき馬匹數、自動車數及オートレット數との全年分に對する査定額の差額又は自轉車又は車輛に對する課稅額の算出に對する以前と後の基礎による査定額の半額とす
 - 七、減稅は第一號及第二號の場合は納稅年度の終期前、第三號及第四號は七月十五日前に書面を以て請求することを要す(註二)
 - 八、減額の期限後請求が已むを得ざる事情の結果たることを上級地方行政長官に示し之を至當と認めたる時は必ずしも上掲の期限に従はず

九、上級地方行政長官は納稅年度の進行中蘭領印度を離れたる納稅義務者の査定額は減額の中請無くして之を減稅することを得

第四十二條

- 一、前條第一項第一號の減額の中請は第十七條による新家屋の家賃について申告の無かりしときは之を無効とす
- 二、本申告については第二十六條及第二十七條を適用す
- 三、家具の評価の中請が明示して要求せられざるときは第二十八條所掲の稅率を適用す

註

- 一、住居を移轉したるも同州内に於ける場合の本規定の適用に關しては官報附錄第一二八八五號參照
- 二、蘭領印度を離れたる納稅義務者に對しては上級地方行政長官は其請求なくして査定額の減少をなすことを得

第十一章 罰則

第四十三條

- 一、次の場合は一〇盾以上五〇〇盾以下の滯納金を科す
 - 1 實際價格よりも低く家賃を申告したるとき
 - 馬、自轉車、車輛、自動車又はオートレット數を少なく申告し又は申告を怠りたる時及所定の期限内に申告をなざりしとき
 - 2 家具の隠匿並びに自轉車又は車輛の種類の不當なる記述
 - 3 午前六時より午後二時迄、又は午後四時から六時迄家賃の評価に任ずる鑑定人の出入を拒否したるとき

- 4 第十七條第三項に定めたる調書の不提出又は不當又は不完全なる調書の提出
- 二、必要あるときは前項の鑑定人に對し職權を以て出入せしむ
- 三、前記の時間内に家具の評價に任ずる鑑定人の出入を拒否し評價の不可能なるときは第二十八條所掲の稅率を適用す、評價の費用は評價の行れたるものとして同時に徴收せらる

第十二章 特殊規定

第四十四條 (官報一九二五年第一七一號、第四二二號及官報一九三一年第一六八號を以て増補修正)

- 一、稅務署の所在地にして一人又は其以上の稅務官の駐在する州(爪哇及マヅラの政府直轄地に於ては分省(註一))に於ては稅務署長は第七條、第十三條、第二十一條、第二十八條第一項、第三十五條及第三十八條(註二)の判決の權限を除く前條の上級地方行政長官に委任せられたる權限及義務及本條第二項により下級地方行政長官に委任せられたる權限及義務を委任せらるゝものとす
- 二、已むを得ざる場合總督は本法前各條の上級地方行政長官に委任せられたる權限及義務は之を下級地方行政長官(爪哇及マヅラの政府直轄地に於ては副理事官(註一))に委任することを得(註三)

註

- 一、本修正は一九三一年十一月一日より實施す(官報一九三一年第四二三號)
- 二、第三十八條a號は官報一九二七年第一一二號を以て撤回、同條に掲げたる但書參照(官報附錄第四〇六九號)
- 三、官報一九〇八年第一五號により施行、官報一九一〇年第三三號、一九二〇年第七九六號及一九二九年第四六號を以て撤回

第十三章 本法の施行

第四十五條

- 一、本法は一九〇八年一月一日より施行す
- 二、一九〇八年に先づ納稅年度の對人稅に關するの外は施行後修正増補したる一九〇四年一月十五日の總督令(官報第八一號及第八二號)は同日を以て之を廢止す

第四十六條

總督は爪哇及マヅラ外の屬領地に對し本法の一部又は全部の施行を延期する權限を有す

第五編 不動産稅法一九二八年

Verpandingsordonnantie 1928. (St. 1928 No. 342, 1929 No. 116 jo. 118 en 1932 No. 127).

第一章 通則

第一條

明示して他の意味に用ふる場合の外は本法に

一、「不動産」(Onroerend goed of Onroerende goederen)とは土地の建造物及栽培物又は其他の定着物を含む或目的

不動産稅

のために引き続き使用せらるゝ土地を謂ひ、

二、「税額の決定せらるゝ時期」(het tijdstip, dat voor den aanslag besissend is)とは

- a 査定額が五年一期間に對し確定の必要あるときは納税義務の發生したる不動産に對する右の期間の前年の一月一日
- b 不動産價額の變更のため五年一期間に對し査定額の更訂の必要あるときは不動産更訂額の決定せらるべき状態に従ひ曆年月の初め

c 其他の場合に於ては税額の決定せらるべき期間の初めを謂ひ、

三、「建造物」(Gebouwen)とは地上の土臺に作られたる一切の營造物にして人又は物に對する外力を防止し上方に屋根又は掩護物を備ふるものを謂ひ、

四、「通常の状態に於て約定せる」(Onder gewone omstandigheden behorende)とは契約が當事者間の特殊關係に拘はらず其土地に現に行はるゝ普通の條件及時として普通の期限の下に約定せらるゝことを謂ひ

五、「最近經過年」(Laatstverloopen jaar of laatstverloopen jaren)とは税額の決定せらるゝ時期より遡り計算し一又は連続せる十二ヶ月の期間を謂ひ、

六、「生産物」(Producten)とは

- a 土地又は土地の建造物又は栽培物が産出物又は果實を採取するに従ひ土地又は土地の建造物の一部が實際に減少することなく自然に生成する一牧場としてのみ用ふる土地の産出物又は果實を除き一一切の産出物又は果實
- b 私有地の地主が土地の所有權に基き徴する金錢、物品又は労働
- c 課税物件の使用享益の處分權を他に譲渡することなく納税義務者が自身に依る課税物件の不使用又は他の者の

使用に對し受取る金錢、物品又は労働による一切の賠償金—第三項により建造物と看做し得ざる營造物の使用又は不使用に因る賠償金を含む—を謂ひ、

七、「生産地」(Produceerende gronden)とは

- a 最近經過年に於て生産物の産出あり且つ税額の決定せらるゝ時期に永久に生産を放棄することなく且つ右の時期に其の用途に關して其翌年の生産を不能ならしむるが如き状態を有せざる土地
- b 第六項 a 號に掲げたる既に生産物を産出し且つ農業上の必要に因り税額の決定せらるゝ時期に一時休耕し且つ休耕後同時期に再び同一耕作に著手し未だ收穫し得べき果實を生ぜざる土地を謂ふ

第二條

本法の適用に當りては納税義務者が土地の使用享益權を譲渡することなく自身による土地の不使用又は他の者による使用に對し賠償を受くる土地は之を「賃貸し又は租借せしむる土地」(Verhuurde of verpachte gronden)に含ます

第二章 租税の名稱及客體

第三條

一、「不動産税」(Verpanding)の名に於て次のものに對し租税を賦課す

- 1 一般條例に據り所有權又は其他の物權證書の調製せられたる不動産
 - 2 所有權又は其他の物權證書の調製無きも一八一一年九月十八日より一八一六年八月十九日迄の期間英國政府の處分により與へられたる名儀により占有する不動産
- 二、第一項に掲げたる不動産中に加へざるもの次の如し

不動産税

- a 納税地に存する機械器具及運輸機關
- b チマヌク東部(Oosten der Timanook)の私有地の如くチマヌク西部の私有地に認められたる永租借權又は同種の土地に對する權利が土人又は東洋外國人に所有さるゝ私有地に存する建物
- c 本來又は時效により地上權又は土地居住權を有することを納税義務者が證明したる場合第三者に屬する建物
- d 地下をも含む賃賃價格年一二〇盾を超過せざるb又はcに該當せざる土地の物權所有者以外の者に屬する建物

第四條

(官報一九二九年第一一六號乃至第一一八號を以て修正増補)

一、不動産税を免ぜらるゝもの次の如し

- 1 一八七二年四月十六日の勅令により所有權を取得し地租又は同種の税金を負擔せる不動産
- 2 租税が國庫の負擔たるべき一切の不動産及公用に供し又は總督の判斷に従ひ公益にのみ充つる一切の不動産にして其の租税が省、印度統治令第一二二條に掲ぐる自治團體、自己の會計を有する區域又は水利組合の負擔たるべきもの
- 3 租税が其の建物の所有者の負擔たるべき寺院の建物及其の地所
- 4 公共墓地
- 5 總督の認むる慈善團體又は學術獎勵機關の不動産にして同時に音楽、舞踏其他の娛樂に供することなく租税が右の機關の負擔となるもの
- 6 財務監督局長の判斷に據り無主の不動産及物權の設定せられざる不動産にして引續き且つ賠償金を支拂ふことなく國家の使用に供せられ且つ他の名前に於て登記せられたるもの
- 7 省、印度統治令第一二二條に掲ぐる自治團體、自己の會計を有する區域又は水利組合が贈與契約に因り自治領

より所有權を取得し其の名に於て登録簿に登録したる不動産にして第三者が同契約締結當時既に得たる權利を該自治領より與へられたる名儀に基きて行使し且つ租税が右の區域又は團體の負擔たるべきもの

- 8 一九一六年七月十八日勅令第三號第一條に掲げたる物權を設定せられたるスラカルタ及デョクデヤカルタ地方の不動産(一九一八年印度官報第二二號)
- 9 法人格を有する協會及組合の名に於て登記せられたる不動産にして税金が當該法人の負擔となり且つ不動産が次の目的のために占有せらるゝ場合

a 高等教育、中等教育、初等教育及準備教育及特定の職業を授くることを目的とする職業教育機關及同附屬教員宿舍、但し總督の判斷により右の諸機關が營利を目的とせざる場合を限る

b a 號所掲の教育機關に附屬すると否とに拘はらず國庫補助金の交附を受くる寄宿舎

- 二、一八七二年四月十六日勅令(印度官報第一一六號)並びに一八八八年三月五日の同勅令修正(印度官報第七八號)一八七二年十二月二十七日總督令第四條(官報第二三七號)c)並びに一八八八年九月十六日總督令による同條修正(官報第二五二號)一八七四年三月二十六日總督令第五條(官報第九四號f)並びに一八八八年九月十六日總督令による同條修正(官報一五二號)一八八八年三月二十一日總督令第五條(官報第五十八號)並びに一九〇三年一月二十八日總督令による同條修正(官報第一〇三號)一八九五年八月十五日總督令第二條(官報第一七六號)並びに一八九七年八月二十四日總督令による同條修正(官報第二二七號)並びに一九〇九年八月三日總督令(官報第四〇六號)によつて與へられたる一時的免稅は之を繼續す

第三章 課税の基礎及定額

第五條

一、不動産税は本法の規定に従ひ確定せられたる額に付き税額の決定せらるゝ時期に課税物件が次の状態の一にあるにより之を算出す

A 建造物並びに其附属物

B 次の種類の一に該当する、建造物並びに其附属物以外の物

1 通常の状態に於て約定したる価格を以て賃貸又は租借せしめ且つ其自身又は賃貸人により同人に賃貸又は租借せしめたる連続せる土地と合算するも面積五ヘクタール以下の地所

2 第一號に該当せざる次のもの

a 生産地

b 植付済なるも未だ生産せざる地

c 牧場

d 廢止せられたる栽培地又は前掲各種の一に該当せざる土地

二、第一項に掲げられたる價額は之を「不動産價額」(Verpandingswarde)と謂ふ

第六條

一、建造物並びに其附属物の不動産價額は第四項及第七條の規定を除き税額の決定せらるゝ時期に於ける家賃年額の十倍とす

二、通常の状態に於て約定したる賃貸價格に賃借人の負擔たるべきも其の取決めの欠缺により賃貸人の負擔たるべき金錢價値に換算したる負擔を加へたるものを以て家賃と看做す

三、賃貸價格の不明なるときは家賃は賃貸價格の判明せる近隣の建造物と比較して評價す

四、賃貸せざる且つ前項による家賃評價のなし得ざる建造物並びに其附属物の不動産價額は使用年價額の十倍とす

五、使用年價額は建造物及土地又は土地權の取得費の六%に定む、土地所有者の負擔たるべき借地料又は其他の賠償金は加算せず

六、次の各場合に於ては税額の決定せらるゝ時期に取得に要する費用を取得費として算出す

a 取得費の正當なる額が確定せざるとき

b 納税義務者が其の要求をなしたるとき

c 取得が通常の状態に於て約定したる反對給付を以て行はれざりしとき

七、第四項に掲ぐる建造物の一部分のみが使用せられ或は明かに一部分のみが建造物の目的に充當せられ居るときは現に支出せられたると又はそれに代るべき方法たるとに拘はらず其の取得費の部分使用に當る額を取得費となす但し本項の規定は取得に當り之等が豫知せらるゝときの現に支出せられたる取得費につきては適用せず

八、第五項及第六項 a の適用に當りて現に支出せられたる取得費と推定するもの次の如し

a 納税義務者が土地、土地に對する權利及建物を條件付權利の下に取得したる場合納税義務者が支出する反對給付

b 納税義務者が土地、土地に對する權利及建物を條件付權利に非ずして取得したるときは條件付權利の下に最後

- に取得したるものに支出せる反対給付
- c 建物が納税義務者により建設せられ又は建設したる者より条件付権利によらず納税義務者に譲渡せられたるときは建設費
- 九、第六項eの適用に當り前項aに掲げたる取得と推定するものは納税義務者の取得、前項bに掲げたる取得と推定するものは条件付権利による最近の取得者による取得
- 十、組合に於ける出資は条件付譲渡と推定せられず、株式會社に於ける出資は条件付譲渡と推定さるゝ出資のためにしたる株式の價額は之を反対給付と看做す

第七條

- 一、土地に納税義務の課せらるゝ農園の管理者又は使用人の住居に當てらるゝと生産品の採取、調整、製造又は加工事業に當てらるゝとに拘はらず建造物並びに其附屬物の不動産價額は前條の規定を排し、該建造物並びに其附屬建築物が第十二條に據り其他の農園附屬の課税せらるべき土地と一括して査定を要する場合は査定が同時に行はるべきときは査定を要すべき場合は一ヘクタール當一四盾の割を以て算出せられたる土地の不動産價額に之を定む
- 二、前項の管理者又は使用人が農園の課税せらるべき土地の管理又は同農園生産品の全部の採取にのみ従事せざる場合は同項所掲の建造物が同項の事業にのみ用ひられざる場合は第一項の規定は使用せらるゝ部分に對してのみ適用す、但し其部分が十分の九以上たらざるときは同項を適用す

第八條

- 一、建造物並びに其附屬物以外のものゝ不動産價額は左の如し

- (一) 第五條第一項B第一號の賃貸又は租借せしめたる土地は賃貸又は租借料年額の十倍とす
- (二) 第五條第一項B第二號aの生産地は一ヘクタール當一四盾より少からざるものにして次の事項を考慮す
 - 1 次のものに限り課税せらるべき収益年額の七倍
 - a 永租借地
 - b 米以外の世界市場向果實の栽培をなす私有地
 - 2 第五條第一項B第二號aに掲ぐる其他の土地に關しては課税せらるべき収益年額の十倍、但し土地が賃貸又は租借せしめらるゝ場合の不動産價額は賃貸又は租借料年額の最低十倍とす
- (三) 第五條第一項B第二號b乃至eに掲ぐる土地は賃貸又は租借せしめたるときは賃貸又は租借料年額の最低十倍とし其の最低額につき次のことを考慮す
 - 1 植付済なるも未だ生産せざる土地に對しては一ヘクタール當五六盾
 - 2 牧場地は一ヘクタール當二八盾
 - 3 荒蕪地は爪哇及マヅラに於ては一ヘクタール當七盾、其他の地に於ては一盾四〇仙
 - 4 廢止せられたる栽培地及前各種類の一に該當せざる其他の土地に對しては一ヘクタール當一四盾
- 二、一ヘクタール當最低額又は一定額を以て定めたる不動産價額の算出に關する土地の面積は税額の決定せらるゝ時期の状態につき之を定む
- 三、第一項第二號の1及2に掲ぐる課税せらるべき収益年額は課税物件が引續き十二ヶ月間長期作物より其他の作物へ耕作替することなく生産を續くこと最近經過年五ヶ年の収益につき課税物件の純収益の平均年額を以て定む、但し栽培の必要に因り毎年一部分のみが使用さるゝ土地の全體よりは生産する部分の収益を以て全體の収益

とす

- 四、第五條第一項B第二號aに掲げ、第十二條の規定により不動産價額を一括して確定し課税せらるべき収益年額が二年以下に互り算出されることを要する多種作物を生産しつゝある土地の不動産價額の算定については其性質に従ひ第五條第一項B第二號b、c、d又はeに掲ぐる土地に屬するものとして計算す
- 五、課税物件の生産品とせられざるもの次の如し
 - a 地主が請求権を有せざる私有地の耕作人が自己の利益のために栽培又は採集するもの
 - b 税額の決定さるゝ時期に既に存せざる多年性作物の植付より生ずるもの
- 六、農園又は事業の會計年度が第三項に掲ぐる年に一致せざるときは其の年の各々に對しては上半期又は半期以上が右の年に一致する會計年度を以て之に代ふ

第九條

- 一、第八條第三項に掲ぐる課税物件の純収益は該課税物件の生産品が金錢を以て存せざるときは調整、製造、加工後賣却せられざる状態を以て存する該課税物件の生産品の總収益金額より次のものを控除して之を定む
 - 1 總収益の取得、徴収及保管の費用
 - 2 當該年度中に次のものに對し一般商慣習に従ひ減價償却する額
 - a 課税物件中に存するときに限り總収益の取得に要する土地以外の生産品運送のための包装設備を含む一切の物件の使用價値の當該年度に於ける減少、該物件が總収益の取得のためにのみ用ひられるときは減價償却費の全額其他の場合は其使用に充てられる部分
 - b 總収益の取得及第一項所掲費用の前借資金辨済に要する費用

- 3 第十二條に従ひ最初の土地の生産品と一括して税額の決定せらるゝ生産地の期限付権利の經過に因り年々減價償却せざるべからざる金額
- 4 他人より借入れ現に使用しつゝある運轉資本金に對し支拂はれたる利子及手数料にして資本金が課税物件と關聯して營まるゝ事業に投ぜられたる期間に互り算出せられたるもの
- 5 課税物件に關し營みたる事業に投じたる期間に於て總収益に對し有權者が使用せる自己の現に使用しつゝある運轉資本金額に對する年六分の利子
- 6 生産品の十分の九以上に付き行はるゝ場合は之を全部につきなしたるものと推定し右の生産品の取得、運搬、調整及製造又は加工のために設備せられたる固定美術品の下組を除く一切の機械、建造物以外の設備、器具、材料、運送機關及軌道の毎年初めに於ける健全なる見積價額の年九分の利子
- 二、前項第一號に掲ぐる費用が總収益の有權者の勞働に存するときに限り此費用は使用人を雇備したるとき支出すべき額に定む
- 三、課税物件の生産物が通常の状態に於て賣却せられざりしときは第一項の規定の適用に對しては商品手離しの時期に於ける生産品の賣却價額を以て總収益金額とす
- 四、第一項に掲げたる總収益は次のものを含む
 - a 課税物件の生産品の消滅又は毀損に對し保險會社又は其他の者より受けたるもの
 - b 使用又は處分が行れたる年の平均時價を以て算出せられたる總収益に對する有權者の使用又は營業のため以外の方法を以て處分したる未賣却生産品の價額
 - c 申告當時存したる未賣却生産品の申告の時期に於ける價額

- 五、第一項第四號及第五號に掲げたる「現に使用しつゝある運轉資金」(Rouleerend werkkapitaal)とは純収益の算定につき課税物件の總収益より控除し得る實際支出額を謂ふ、但し次のものを控除す
- a 他より借入れ現に使用しつゝある運轉資金に對し支拂はれたる利息及手数料
 - b 總収益に對する有権者に交附前に要したる一切の費用、賞與金、褒賞金、特別手當、利益配當金及一般に利益の決定に又は決定後要する一切の費用

第十條

第九條第一項第一號に掲げたる費用に加へず且つ控除を許さざるもの左の如し

- a 生産品の収益の取得、徴収又は保管に要する土地、工作物、建造物、運搬機關、機械器具、其他物件の購入、建設、改良又は模様替の支出、營業の買収、擴張、改良又は變更の支出及生産品の収益の取得、徴収又は保管に要する日常経費と看做されざる其他の支出
- b 第九條第一項所掲以外の自己資本又は借入資本の利息
- c 重役、代表者及其他の管理委員又は之等以外の此種の者に對しなしたる生産品又は利益の配當
- d 道路税以外の税金

第十一條

- 一、税額の決定さるゝ時期に次の條件を備ふる相接して有する不動産は之を一體の不動産と看做す
 - a 右のものが明かに一體を構成し且つ同一人の取扱の下に一體を構成する同一目的又は同一營業に使用せらるゝとき
 - b 在定期が同一なるとき

c 納税義務者が同一なるとき

- 二、一體の不動産に對し一の不動産價額が決定せられ又は一の在定期額が決定せらるゝとき
- 三、一體を構成する不動産價額が家賃年額によると使用價値によるとに拘はらず第六條を考慮して決定せらるべき場合は家賃年額又は使用年價値は一括して之を決定す

第十二條

不動産又は第十一條第一項に掲ぐる不動産の一體の一部分に對し本法の不動産價額の決定のために異なりたる各條項を適用する場合には不動産又は不動産の一體の不動産價額は各別の當該規定により不動産價額を個々に算出し其結果を合算す

第十三條

不動産税年額は第三條第一項第二號に掲ぐる不動産に對しては不動産價額の1%其他に對しては四分の3%とす

第四章 納税義務者

第十四條

- 一、納税の義務を負ふもの左の如し
 - a 果實使用の物權又は使用又は居住權を有する者、但し使用又は居住權に對しては民法第八二八條により負擔の要なき部分に對する損害賠償を除く
 - b 永租借權及地上權設定者
 - c 第三條第一項第二號に掲ぐる不動産に對し同號に定むる名儀により權利を有する者

- d 茲に掲げざる一切の場合に於ける所有者
- e 課税臺帳に納税義務者として記載ある者の死亡の場合第三十九條の變更が行はれざるときは之を認むると否とに拘はらず集合遺産相続人
- 二、二人以上のものが納税義務を負ふ場合はそれぞれ其の責に任ず

第五章 課税期間、申告、帳簿検査

第十五條

- 一、納税義務ある各不動産又は第十一條及第十二條に掲げたる不動産集合體の不動産價額及年々支拂ふべき税額は一九二八年一月一日より五ヶ年一期間に對し之を決定す
 - 二、第一項に掲ぐる五ヶ年の期間を「課税期間」(Belasting tijdvak)と稱す
 - 三、不動産又は不動産の一部が課税期間の進行中租税を賦課せらるゝ原因の生じたるときは税額は課税期間の内未だ経過せざる年期につき査定せられ、納税義務の發生當時進行中の年度につきては現に進行中の各月に對し一年の定額の十二分したるものを以て税額を定む
- #### 第十五條 a
- 一、不動産價額が第六條に従ひ決定せらるべき不動産に税額の決定せらるべき時期後新しき建物が建設せられ又は既存の建物が増増又は改築せられたるときは不動産價額及査定課額は次項の規定を考慮し新建築の完了したる月の翌月の初めより之を増徴す
 - 前段の月が課税期間に直接先立つ年に該當するときは該期間に對する更訂は右の月の初めより之を實施す

- 二、不動産價額及査定額の増徴は各査定額の決定のために掲げたる本法の諸規定に従ひ之を行ふ、但し既存建造物の増増又は改築の場合には不動産價額は増額の決定せる時期の新舊建造物の價額の差額を増徴するものとす
- 三、本條に掲ぐる増徴に對しては査定額に關する本法の諸規定を準用す

第十六條

- 一、税額査定上の利益保全のため納税義務者は申告書の配布を受け申告をなすことを得
- 二、集合納税義務者の一人に對する申告書の配布は其の全部に對し效力を有す
- 三、租税の査定に任ずる税務官に自發的に申告をなすべきことを申出でたる納税義務者に申告書を配布す
- 四、申告書の用式は財務監督局長之を決定す
- 五、申告書配布に關する注意事項は租税の査定に任ずる税務官之を掌る
- 六、配布の日附は申告書に之を記載す
- 七、申告書及第四十條に掲ぐる納税告知書又は本法に従ひ納税義務者に配布せらるゝ裁決書の配布、第十八條第二項に掲ぐる謄本作成の要求及第十九條に掲ぐる帳簿及書類閱覽の請求は之等が納税義務者の代表者又は代理人又は課税物件の管理又は耕作或は賃貸料の收納のため置かれたる者になされるときは納税義務者に之をなしたるものと推定す、但し納税義務者が租税の査定に任ずる税務官の管轄区域内に住所を有し、法人に關してはそれが設立せられ居る場合は此の限りに在らず

第十七條

- 一、申告書の配布を受けたる納税義務者は明瞭確實且つ無條件に眞實に従ひ記入を了し署名したる後税額の査定に任ずる税務官に該申告書の配布後三月以内に交附することを要す

- 二、希望を開陳するときは申告書の提出のとき無償にて受領證を交附す
- 三、提出の期限は税務官之を延期することを得
- 四、無効となりたる申告書に對しては新用紙を無償にて配布す

第十八條

- 一、申告のとき課税せらるべき不動産、第十二條の適用せらるるときは一括して課税せらるべき多數の不動産の不動産價額決定のため純収益の課税せらるる年期中の各年の収支明細書の謄本を添附することを要す
- 二、納税義務を負ふ法人に對しては税額査定に任ずる税務官は前項に示したる年期中の各年に對する貸借對照表並びに損益計算書及株主、委員又は其他の有権者に呈示せらるる年度報告書謄本の添付を命ずることを得

第十九條 (官報一九三一年第一六八號及一九三一年第四二三號を以て修正)

- 一、納税義務者は租税の査定に任ずる税務官及税務官又は財務監督局長が検査のため指名したる一名又は多數の官吏、鑑定人又は通譯に對し査定前後要求せらるるときは課税物件の耕作又は該課税物件の生産物の調整、加工又は製造業に關する帳簿又は之に基礎を置く書類を供覽し且つ其の謄本又は抄本の作製を妨げざるの義務を負ふ
- 二、其の業務に當るに先立ち鑑定人又は通譯は其の住所又は滞留地の下級地方行政長官(爪哇及マツラの政府直轄地に於ては副理事官)の面前に於て其の委任せられたる業務を忠實精細且つ最善の知識に従ひ執行すべきことを宣誓又は約束す
- 三、鑑定人又は通譯には財務部長官の定むる規則に従ひ手當を支給することを得
- 四、財務部長官は第一項に掲ぐる義務の全部又は一部を免ずることを得
- 五、財務部長官は帳簿及之に基礎を置く書類の検査及検査の施行場所に關する細則を決定す

第六章 査定

第二十條

- 一、不動産價額及不動産税は納税の義務ある不動産の全部又は其の大部分の所在地の税務署長たる所轄税務官又は財務監督局長の指令したる税務官之を査定す
- 二、右の査定は不動産價額及不動産税額を記載したる課税臺帳の決定により之を行ふ
- 三、課税期間の開始當時租税を賦課せらるる條件を具備せざるか又は條件の一部を具備する不動産が査定せられたる事が明かとなり又は同課税期間又は期間の一部に對し不動産が一度以上賦課せられたる事が明かとなりたるときは査定額、一度以上の査定ときは第二及其後の査定額は税務官が職權を以て減額又は免除し、免除の場合は不動産價額及免除せられたる査定額中に正當に含まるる課税物件の査定額を再び確定し、納税告知書の配布後は第二十六條の適用の場合を除き原査定額より高く賦課せらるることなし
- 四、査定額の計算に付き生じたる誤謬は税務官は職權を以て之を更訂し、納税告知書の配布後は第二十六條の適用の場合を除き納税義務者の不利益となることなし
- 五、課税期間の進行後一年及同時に課税臺帳の確定後一年を経過したるときは第三項及第四項は之を適用せず
- 六、本法に別段の規定ある場合の外は租税の課せらるべき課税期間の終了後且つ該課税期間に對し決定せらるべき査定額の免除の場合には同時に其の免除の後二年以上を経過したるときは査定額を賦課するの權利は消滅す

第二十一條

自己の會計を有する區域のために不動産税に附加税が賦課せられ且つ納税の義務ある不動産が同區域内に單に一部の

み存し又は同区域内に在る不動産が他の区域に在る不動産と一括査定せらるゝ場合は附加税の決定のため不動産価額及同区域内に在る不動産の一部に對する不動産税は本法の規定に據り努めて個々に算出し其の算出せらるる不動産税の一部分に對し課せらるゝ附加税のみを査定額に加算するものとす

第二十二條

- 一、税額の決定に任ずる税務官は財務部長官の指定したる官吏又は任命したる委員より其の所要の資料の供給を受く
- 二、資料の供給せらるゝ手續は必要に應じ財務監督局長之を決定す

第二十三條

- 一、税額の決定に任ずる税務官、其の下級税務官及税務官補及第二十二條に掲ぐる官吏及委員並びに税務署長により不動産の調査を委任せられたる者は不動産価額の決定に必要な資料の蒐集のために日曜及公認の基督教、土人及支那人祝祭日を除く外毎日一切の不動産に、建物に關しては午前六時より午後二時迄、午後四時より六時迄を限り出入の権限を有す
- 二、必要ある場合は官権を以て出入の権限を賦與す

第二十四條

第二十二條及第二十三條に掲ぐる官吏及委員は納税義務者及課税物件の賃借人及使用人より該物件の不動産価額を決定するために必要と思惟する一切の説明を聴取する権限を有す

第二十五條

- 一、申告書の配布後納税義務者又は第十六條第七項により申告書を配布せられ得る者が書留郵便を以て送られたる書面による督促をなしたるに拘はらず申告又は第十八條に掲ぐる謄本の作成を怠り又は税額査定のため帳簿及之に

基礎を置く書類の供覧の義務を履行せざるときは査定額は一〇〇%を加重す

- 二、納税義務者又は第十六條第七項に掲ぐる者の一人に送付したる納税義務者の名前を記して配布したる申告書、第十八條に掲ぐる謄本作成の命令及帳簿及之に基礎を置く書類検閲の要求は此等の者の一人が受領し、検閲の要求せらるゝ帳簿及之に基礎を置く書類は要求せられたる者が之を保管するものと推定す、但し反證を舉げて説明したる場合は此の限りに在らず

三、財務部長官は錯誤又は宥怒し得べき懈怠に基く場合は第一項所掲の加重を免ずることを得

第二十五條 a (官報一九三二年第一二七號を以て挿入)

- 一、不動産価額及査定額の決定を豫見し申告に基づき暫定課税をなすことを得
 - 二、第七章、第八章及第九章の諸規定は暫定課税に對しては之を適用せず
 - 三、第三十二條、第三十三條及第三十四條に掲ぐる場合には納税義務者の書面による請求に對し暫定課税を更訂することを得
- 暫定課税の更訂は税務官が適法且つ正當と思惟したるときを限り請求書に記載せられたる資料を以て之を行ふ、然らざる場合は税務官の知り得たる一切の資料に基づき正當と思惟する額に更訂す
- 四、後日確定したる査定額の内暫定課税額に等しき部分は徴收を行はず、後日確定したる査定額が暫定課税より少きときは其の全部につき徴收を行はず且つ暫定課税は差額を控除す
 - 五、後日確定したる査定額が暫定課税に等しきか又は少きときは納税義務者に配布日附を捺したる通知状を送付す
 - 六、本法に納税告知書につき記載あるときは前項に掲ぐる通知状を含む

第七章 査定額に對する異議の申立

第二十六條 (官報一九三二年第一二七號を以て修正)

- 一、納税告知書の配布日附後三ヶ月以内に納税義務者又は其委任を受けたる者は税額の決定に任ずる税務署長、外領に於ては上級又は下級地方行政長官、爪哇及マヅラに於ては分省の長たる理事官又は副理事官に對し査定額に對する異議の申立書を提出することを得
- 二、郵送するときは發送郵便局の捺印を以て異議申立の提起の日附と看做す
- 三、書字の不能を申出でたる者は第一項所掲の官廳の一又は爪哇及マヅラに於てはレヘントに所定の期限内に口頭を以て異議の申立をなすことを得、異議の申立を受理したる官廳は右の申立に基き其の場に於て日附並びに姓名を記したる申立状を作成し又は作成せしむ
- 四、第五項により異議申立の裁決をなすべき官廳に對し特殊の事情により期間内に申立をなすことを得ず且つ其の原因が止みたる後三ヶ月以内に異議の申立をなすことを證明したるものは右の期限は之を延期することを得
- 五、第十六條第一項により税額査定上の利益のため申告を命ぜられたる者の異議の裁決は財務監督局長之を行ひ、其他の者の異議の裁決は税額を決定したる税務署長之を行ふ
- 六、所定の期限内に提起せられたる異議の裁決は一切の税額査定上の不當につき考慮す、但し裁決に當り査定額を加重し得るは財務監督局長のみとす、財務監督局長は又査定額を破棄し別に審議を命ずることを得
- 七、異議の裁決は申立の全部又は一部が拒否又は却下を宣告せられたるときは其理由書を附す
- 八、裁決書の謄本は之を書留郵便を以て原告に送付す

第二十七條

異議の決定に不服を有する者は異議裁決書の謄本送付後三ヶ月以内に租税に關する訴願規則の定むる手續を経て税務訴願審査委員會に訴願の訴訟を提起することを得

第二十八條 (官報一九三二年第一二七號により修正)

申告の義務あるとき申告をなさず、第十八條第一項により申告のとき提出すべき書類を作製せず、第十八條第二項に掲ぐる謄本の作製の命令に従はず、帳簿及之に基礎を置く書類の供覽の命に應ぜざるときは第二十六條第五項に掲ぐる官廳の定むる査定額は税務訴願審査委員會に不當の事實を立證せざる限り税務訴願審査委員會之を繼續す

第八章 追徴

第二十九條

- 一、申告後に明かとなりたる資料により不動産價額、從つて不動産税額が過少に失したるときは納税告知書の配布日附後三年を経過せざる限り不動産價額を更訂し、査定額の再計算をなすことを得
- 二、原課税額が不當に減免せられたる場合に於ても右に掲ぐる條件の下に同一方法を以て更訂又は再計算することを

第三十條

- 一、第二十九條に掲ぐる不動産價額及査定額の更訂及再計算は税額の決定に任じたる税務官之を行ふ
- 二、不動産價額の更訂及査定額の計算をなすに先ち税務官は後日判明しだる資料に關し納税義務者の利益に供すべき辯明をなさしむ

第三十一條

- 一、第二十九條に據り確定せられたる追徴課税額を含む不動産税は一〇〇%を加重す、但し右の加重は申告のとき納税義務者以外の者に譲渡せられたる不動産の部分の負擔たるべき査定額の相當部分に對しては之を適用せず
- 二、追徴課税額の決定が納税義務者が書面を以て自發的になしたる説明により行はれたるときは加重せず、但し右の説明が納税義務者が説明又は帳簿の供覽を命ぜられたる後行はれたるときは此の限りに在らず
- 三、財務部長官は錯誤又は宥怒し得べき懈怠に基くときは第一項の加重金を免することを得
- 四、第二十九條に據り確定せられたる追徴課税額に對する異議の申立は納税告知書の配布日附後三ヶ月以内に租税に關する訴願規則の定むるところによりパタビア市稅務訴願審査委員會に之を提起することを得

第九章 免稅及査定額の中間更訂

第三十二條 (官報一九三一年第一六八號、一九三一年第四二三號により修正)

- 一、査定額は課税物件が課税期間の進行中又は課税期間に直接先立つ年度に於て全部又は一部が消滅し又は租税を賦課せらるゝ事由が止みたるときは之を減免す
- 二、租税の減免は税額の決定に任ずる稅務官により納税義務者が又は其の名に於て書面を以てなしたる要求に應じ之を行ひ且つ事由の發生したる月より始め又は其事由が課税期間に先立つ年度の進行中に發生したるときは課税期間より始む、但し租税の減免の申請が課税期間の開始後一ヶ年以内に又は課税期間の經過後納税告知書の配布せられたるときはその配布後一年内に申出でられたるときに限る
- 三、上級又は下級地方行政長官(爪哇及マツラの政府直轄地に於ては分省の長たる理事官又は副理事官)又は税額の決定に任ずる稅務官の受理の日附を以て右の申請のなされたる月日とす

- 四、稅務官の裁決書謄本は書留郵便を以て申請者に送付す
- 五、課税物件が國庫移讓により其の全部又は一部に對し租税を課せらるゝ事由の止みたるときは申請は之を却下し、租税の減免は稅務官職權を以て行ふ

第三十三條

- 一、第二項に指定したる時期に第三項に示したる方法を以て算出したる不動産價額が税額の決定せらるゝ不動産價額の四分の三以下となりたるときは所掲の時期に於ける課税物件の狀況による不動産價額及査定額を更訂し、それに應じ右の時期より又は右の時期が課税期間に直接に先立つときは課税期間の初めより減額す
- 二、第一項所掲の時期とは次のものを謂ふ
 - a 不動産價額の全部又は一部が課税せらるべき收益年額に従ひ決定せらるべきものに付きては査定額の實施さるゝ期間の某年の初め
 - b 其他の一切のものにつきては査定額の實施さるゝ期間の年期中の某年に於ける曆年月の初め又は課税期間に直接先立つ年の曆年月の初め、但し此の場合には課税全期間に互り査定額の實施さるゝことを要す
- 三、不動産價額及査定額の更訂は各税額の査定のため定められたる本法の諸規定に従ひ行はる、但し次の場合を除く
 - a 原課税額が決定せられたる時期に存せざりしものにして當時存在せる建造物に未だ替へられざる建造物は存在せざるものと看做す
 - b 第一項に掲げたる時期に於ける状態が、其の状態に従ひ原課税額が決定せられたる時期に於ける状態と相違する原課税額に含まるゝ土地及同課税額に含まるゝ建造物並びに右の後に掲ぐる時期以來其他の建造物を以て其

の全部又は一部に替へたる建造物の不動産価額は右の土地、状態の變化後の建造物又は現存の建造物により替へられたる原建造物のために原査定額の決定のとき定められたるものに比し高き額に定めらるゝことなし

第三十四條

不動産価額が賃貸年額又は使用年價値又は借地料年額に従ひ決定さるゝ課税物件が少くも十二ヶ月引續き賃貸、使用及栽培せらるゝことなく且つ同期間全く収入のなきことを納税義務者が證明したるときは其等の月に對する査定額は一ヘクター一四盾の不動産價額を以て算出したる税額に減じ過拂額は之を返戻す

第三十五條

(官報一九三一年第一六八號、一九三一年第四二三號を以て修正)

- 一、第三十三條及第三十四條に據る査定額の減額は税額の決定に任ずる税務官が上級又は下級地方行政長官(爪哇及マヅラの政府直轄地に於ては分省の長たる理事官又は副理事官)又は右の税務官に對し第三十三條前段に掲げたる時期又は第三十四條に従ひ減額を申請し得る期間の開始後六ヶ月以内に提出せられたる納税義務者の又は其の名に於て書面による申請ありたるを限り之を行ふ
- 二、第一項に掲げたる期限内に特殊の事情により申請をなすことを得ず且つ申請が減額の原因の止みたる後三ヶ月以内に提出せらるゝことを税務官に申請し税務官之を正當と認むるときは右の期限は之を延期することを得
- 三、決定書謄本は書留郵便を以て申請者に送付す

第三十六條

第三十五條に據りなされたる裁決に對し不服を有する者は裁決書謄本の送付を受けたる後三ヶ月以内に租税に關する訴願規則の定むるところによりパタバア市稅務訴願審査委員會に訴願の訴訟を提起することを得

第三十七條

本法の規定の強制適用が甚だしき不衡正を生ずべき納税義務者の側に於ける錯誤又は己むを得ざる懈怠の特別なる場合に於ては財務監督局長は其の指定したる時期より査定額を減免す

第十章 課税臺帳の決定及記入、徴收、時効

第三十八條

- 一、年一盾又は其以上なる査定額は税務官の定むる雛形に従ひ税額の査定に任ずる税務官の決定せる課税臺帳に賦課又は更訂せる査定額に應じ税務官の定むる細則により記入す
- 二、課税臺帳には税額決定のときの納税義務者又は集合納税義務者の一人の姓名を記入す
- 三、税額の決定前納税の原因の止みたる者が課税臺帳に納税義務者として記載されたること明かとなりたる時は税務官は所要の修正をなし又はなさしむ
- 四、納税義務者の姓名及不動産の位置の誤記は税務官之を訂正し又は訂正せしむ、右の修正が税額に付き生じたるときは第二十条第四項を亦適用す

第三十九條

- 課税臺帳は次の場合、登記簿と照合し、税額の決定に任ずる税務官之を修正し又は修正せしむ
- 1 第十四條に従ひ査定額の分割を必要とし査定額が按分比例せらるゝ不動産の分割の場合
 - 2 納税義務者の變更の場合
 - 3 不動産集合體の査定が一括してなさるゝ一不動産番號の下に土地區分の集約せらるゝ場合

第四十條

- 一、課税臺帳の決定後税額の決定に任ずる税務官の監督を以て其の指示する方法に従ひ財務監督局長の定むる雛形により作製したる納税告知書を配布す(註一)
- 二、課税臺帳に一致せざる納税告知書は税務署長之を修正し又は修正せしめ、他のものと引換ふことを得
- 三、課税臺帳の決定後省、印度統治令第一二二號に掲ぐる自治團體、自己の會計を有する區域又は水利組合の職權により不動産税原額に附加税が賦課せられ、附加税額が更訂せられ又は附加税の賦課が廢止せられたるときは附加税に關し課税臺帳を變更し配布日附を記したる通知狀を納税義務者に送付す
- 四、一の査定額に對し一人以上の者が納税の義務を負ふ場合は納税義務者の一人に對し一の納税告知書を配布するを以て足る
- 五、納税義務者が蘭領印度外に居住し又は其の滞留地の不明なるとき且つ第十六條第七項に掲ぐる者が第一項の税務官に明かならざるときは納税義務者に交附すべき納税告知書は之を税務署に保存し、引續き三回公報に公告す、右の交附のための保存は配布と等しき效力を有す、第一回の公告の掲載せられたる公報の發行日附後第三十日目を以て配布の日附と看做す

第四十一條

- 一、一年度の租税は二期に分ちて徴收することを得、各年の六月三十日及十二月三十一日を以て支拂日に當つ(註二)
- 二、納税告知書の配布が五ヶ年の課税期間の第一支拂日後に行はれたるときは配布の時期に既に到來せる納税額は右の配布後第一回の支拂日に徴收し得るものとす
- 三、納税告知書の配布が課税期間の終了後行はれたるときは翌課税期間の第一支拂日に徴收し得るものとす
- 三、一期限の支拂がなされたる後査定額の減額ありたるときは減税總額は支拂の未済期限につき之を適用す、過拂額は返戻す

は返戻す

第四十二條

- 四、支拂の義務は査定額に對する異議の申立により中断せず
- 五、支拂日に該當する月より二ヶ月目の第一日まで支拂の完了せざるときは未納額の五%の滞納金を科す
- 一、加重額を含む原税額、滞納金、徴税費用は納税義務者に對する執行權により(註三)納税義務者に納税義務を負はしめたる不動産に對する權利に對し該權利を現に有すると否とに拘はらず損害を賠償せしむることを得、但し納税義務者に納税義務を負はしめる其他の權利が其の權利に對しも賦與せられたる期限の経過によると又は豫告によるとに拘はらずそれ以外の方法により消滅したるときは所有權に對し損害賠償をなし得ることを條件とす

- 二、追徴のとき不動産が追徴を受くる納税義務者以外のものに所有せらるるときは前項の規定は追徴に含まるる加重額に關しては適用せず

第四十三條

- 一、不動産税、不動産税に含まるる加重額及滞納金支拂に對する請求權は第四十二條により損害賠償のなし得るものと納税義務者の財産に對し民法第一一三九條第一號及第四號及第一一四九條第一號商法第八十條及第八十一條に掲ぐる優先債務、租税債務の存せざるものに設定せられたる質權、穀物擔保權並びに抵當權を除く其他の一切の優先權に先立つ

- 二、右の優先權は納税年度の翌年の終りを以て終了す

第四十四條

不動産税

- 一、第四十三條第一項に掲ぐる請求権は次の時期より計算し五ヶ年を経過することにより消滅す
 - a 課税臺帳が課税期間の進行中に決定せられたるときは該決定の行はれたる年の初め、但し其の年迄の課税期間の年期に互り支拂ふべき租税に關するものとし、其他のものは租税の支拂はるべき年の初め
 - b 課税臺帳が課税期間の經過後決定されるときは課税臺帳の決定したる年の初め
 - 二、其他の場合の請求権の消滅時効は債務者の人種に拘はらず民法第一九五〇條を除く外民法の諸規定を準用す
- 註
- 一、税務署長たる税務官が郵送する場合は官報一九二五年第五八〇號により郵税無料とす
 - 二、租税の取立及び徴收費用の支給については官報一九二七年第一一二號及一九二九年第一五四號を以て各別の規定あり
 - 三、督促状については官報一九一七年第一七一號を以て規定、最近の修正は官報一九三〇年第六九號、官報一九二二年第六七〇號、一九二九年第五〇號にあり

第十一章 罰 則

第四十五條

- 一、本法の施行に係り又は本法の施行と關聯し官務又は職務上不動産價額又は不動産税を除く不動産價額が平均純收益年額に従ひ定まるべき不動産の収益總額又は純額或は該不動産又は其他より生ずる果實又は原料の調整、製造又は加工業に關し開知し又は報告せられたる事項につき官務又は職務の執行に必要以外のことを漏泄することを禁ず

二、本條の禁止規定は本法の定むる鑑定人及通譯につき亦準用す

第四十六條

- 一、不動産申告書に自己又は他人のため故意に不正又は不完全なる記載をなし國家に損害を及ぼしたるものは六ヶ月以下の懲役に處す
- 二、刑罰請求権は不動産申告者が自發的に正當且つ完全なる不動産申告をなしたるときは審議の開始せられざる内を限り消滅す、但し次の場合を限る
 - a 課税額が未だ決定せられざる内か、税務官が申告書の調査を開始せざる内か又は納税義務者が説明又は帳簿又は書類の閲覽を求められざる場合
 - b 課税額が少く確定せられたる場合

第四十七條

- 一、課税物件の不動産價額の決定のため第二十二條又は第二十三條に掲ぐる官吏の一により説明を求められたる者が故意に不正なる説明を與へ國庫に損害を及ぼしたる者は六ヶ月以下の懲役又は六〇〇盾以下の罰金に處す
- 二、刑罰請求権は説明を求められたる者が未だ審議を開始せられざる内を限り自發的に正當なる説明をなしたる場合は消滅す、但し次の場合を限る
 - a 課税額が未だ決定せられざる内か税務官が申告書の調査を開始せざる内か又は納税義務者が説明又は帳簿又は書類の閲覽を求められざる場合
 - b 課税額が少く確定せられたる場合

第四十八條

税務官又は財務監督局長が帳簿又は之に基礎を置く書類の検査を委任せる官吏又は第十九條に據り指定せられたる鑑定人又は通譯に故意に虚偽又は偽造の文書を宛も正當にして虚偽に非ざるかの如く裝ひて提示し又は閱覽に供したる者は二ケ年以下の懲役に處す

第四十九條

- 一、第四十五條に規定せられたる秘密を故意に洩したる者は六ヶ月以下の懲役又は六〇〇盾以下の罰金に處す
- 二、秘密漏洩の責に任ずべき者は三ヶ月以下の禁錮又は三〇〇盾以下の罰金に處す
- 三、秘密を漏洩せられたる者の告訴ある場合の外は公訴せらるゝことなし

第五十條

第二十三條に掲ぐる官吏及委員又は調査を命ぜられたる者の一に對し同條に掲ぐる目的が通知せられたる後其の出入を拒みたる者は六〇〇盾以下の罰金に處す

第五十一條

本法により罰せらるべき事實は「犯則」(Overtreding)と看做さるゝ第五十條に掲ぐる事實を除き「犯罪」(Misdrijven)と看做す

第五十二條

第四十六條によると第四十七條によるとに拘はらず判決が却下せられたるときは第二十九條所掲の期限の經過後と雖も第八章に掲ぐる方法に従ひ租税の追徴をなす、第三十條第二項は本條に適用せず

第十二章 臨時及終末規定

第五十三條

- 一、不動産價額が第六條に従ひ決定せられ一八八七年一月一日前に締結せられたる契約に因り他の者の土地に設けられたる建物に對し支拂はれたる租税は反對の約定なき場合に限り納税義務者は建設者又は建造物を占有する有権者に對し返還を請求することを得
- 二、本條に據る請求權は現に納税義務の進行する年の翌年の十二月の終りを以て消滅す、但し納税告知書の配布後一年以上を経過せざる場合を限る

第五十四條

- 一、本法は公布の翌日より施行し一九二八年一月一日に遡る
- 二、一九二八年に先立つ納税年度の租税及第五十六條の適用せらるゝものに關する場合を除き一九二二年一月十一日の總督令(官報第三十一條)、同令の修正及増補條項並びに同令施行規定は第一項に掲ぐる時期を以て廢止す

第五十五條

總督は次の權限を有す

- a 爪哇及マヅラ外の州又は州内の行政區劃に本令を施行し(註一)
- b a項に掲ぐる州又は州内の行政區劃に本税を施行するにつき五ケ年以下の期間に對し初めて不動産價額及査定額を決定すべきことを定む

第五十六條

一九二九年一月一日前に本法第十一條に掲ぐる委員に第五十四條第二項に定めたる納税義務者が次のことを示したるときは指示せられたる差額は之を返戻す

- a 一九二三年—二七年の期間に對する不動産税中納税義務者の支拂ひたる課税額が自己の土地に建てられたるものにして他の者が登記又は譲渡権の伴ふ物權無くして占有し一九二七年一月一日に地下をも含み六〇盾以上の家賃年額、第三條第二項b又はc以外の建物なるときは一二〇盾以下の家賃年額を有する建物につき算出せられたる課税額を含むこと
- b 一九二三年—二七年の期間の全年分につき支拂はれたる前記建物に對する課税額の合計が建物の存する土地の同年間の地代又は其他の代償として納税義務者が受けたる總額の、原課税に對し課せられたる附加税をも含み七・五%以上なること

第五十七條

本法は「不動産税法一九二八年」として引用することを得

註

一、右は一九二八年一月一日までの遡及效力を附して次のものに對し官報一九二八年第三四三號により決定

- 1 首都ボンチアナ以外の西部ボルネオ州
- 2 モルツケン州の南ニューギニア分州

本法は一九三三年二月十一日の總督令を以て修正を受け修正法は公布の翌日より施行され一九三三年一月一日までの遡及效力を有するも第十五條aの規定は一九三三年—三七年の課税期間より實施さるゝものとす

第六編 蘭領印度財産税法一九三二年

Ordonnantie op de Vermogensbelasting 1932 (St. 1932 No. 405).

第一章 納税義務者

第一條 領内居住者

- 一、蘭領印度に居住する者は「財産税」(Vermogensbelasting)の名に於て租税を賦課せらるゝものとす
- 二、蘭領印度に居住するの有無は左の各號に該當する場合を考慮し實際の事情に従ひて之を判定す
 - a 蘭領印度を一時離るゝも其の不在期間が一年又はそれ以下なるときは之を領内居住者と看做す
 - b 蘭領印度に一時滞留し其の最近の居住地に於て所得税に關する現行法規の適用を受くる者は其滞留期間が一年より長からざるときに限り蘭領印度に居住せざるものと看做す

第二條 領外居住者

- 一、財産税は次の各號に該當する領外居住者に對しても亦之を賦課す
 - a 蘭領印度内に不動産を有し又は不動産に設定せられたる權利を享有する者
 - b 蘭領印度内に在る不動産物件に對する抵當權を以て擔保せられたる債權の所有者又は其の債權に設定せられたる物權に基き收益を享受する者
 - c 蘭領印度内に直接或は代表者又は代理人を以て事業を營み又は職業(雇傭者を含まず)を有する者、但し一時的且つ三箇月以上繼續せざる者は此の限りに在らず
 - d 現在の雇傭契約に基かざるc號以外の方法を以て或は株主又は流通配當證券又は發起株の所持人として蘭領印

度内に事業を営み又は職業を有することに依り利益を収めるもの、但し一時的且つ三箇月以上繼續せざるものは此の限りに在らず

二、蘭領印度外居住者による蘭領印度内の營業又は職業が課税を免るゝ場合は和蘭籍又は他國籍の船舶を以てする蘭領印度内外間の人又は貨物の運搬とす、但し他國籍の船舶を以てする場合は外國旗の支配する地に於て蘭國旗を掲げて航海に従事する船舶を以てする國際通運の利益に對し互惠的免稅の供與せらるゝことを條件とす

第三條

會社(Vennootschappen, Maatschappen, Roederijen en Kongsies.)

一、蘭領印度内又は外に Firma 又は(及び) Commandite, Maatschap, Roederij 又は Kongsie の名稱を以て設立せられたる會社の納稅義務者たる一人又は多數の社員又は代表社員の不透明なるとき或は利益配當に付き不確實なるときに於ては前記會社は社員又は代表社員に代りて所得税を賦課せらるゝものとす

二、會社が蘭領印度内に設立せられ居るや否やは實際の事情を考慮して之を判定す

第二章 蘭領印度内に居住せる又は設立せられたる納稅義務者

第四條

租稅の單位

蘭領印度居住者並びに第三條に該當する蘭領印度内に設立せられたる會社は其の純粹財産に従ひ納稅の義務を負ふ

第五條

財産 (Vermogen)

茲に財産とは金錢價値を有する一切の物件、果實取得權、現在の年金受領權並びに民法の制限外にあるものをも含む占有、使用及處分權を謂ふ

第六條

完全及不完全所有權

一、法定果實取得權を附隨せる所有權及世襲財産權を附隨せる所有權は「完全所有權」(Volle eigendom)と看做す

二、本法に「不完全所有權」(bloot eigendom)とは所有者以外のものが果實取得權を有する物の所有權につきてのみ謂ふ

第七條

免稅財産

財産と看做されざるもの左の如し

- a 貴金屬、眞珠及寶石は此等の合算額が三〇、〇〇盾より多からざる場合
- 民法第五一五條に掲ぐる什器、學術用器具、衣類及日用品にして商品又は營業又は職業の用に供せられざるもの
- b 營業又は職業用資産に屬せざるもの次の如し
- 年金證券

未だ進行中の保險契約の證券にして被保險者の死亡に由り保險業者の支拂ふべき金額の百分の八以上の保險料の拂込が未だ完了せざるもの

- c 年金を受くるの權利にして當該權利が一年最高八〇〇盾迄の合計金額の保險料を支拂ふことに因り得たるもの
- d 恩給又は扶助料を受くるの權利にして公の認めたる又は勞力の提供に關し個人雇傭者の支拂ふべきもの
- e 扶養を受くる權利より直接生ずる法定の果實處分權、定期交付金又は給與を受くる權
- f 未だ請求期限の到來せざる利息、交付金、給料其他の所得並びに最少三年一回の收穫をなさるゝ果實にして未だ收穫せられざるもの
- g 未丁年の子女に歸すべき其の父母の年金其他の定期交付金を受くる權利

第八條

純粹財産算出の原則

一、納稅年度の始期に於ける状態を以て純粹財産算出の基礎とす

二、後に至つて納税義務の発生したる者に關しては第十八條所掲の納税分期 (Belastingtijdvak) の始期を當該納税年度の始期に遡りて適用す

第九條 資産の評価

一、本税額の査定に要する資産の評価は次の方法による

A 民法の規定の制限外なるものをも含む不動産物件は販賣價值に従ひて評價す、販賣價值につき疑ひあるときは種類及状態に關し同一なるものと比較して之を定む

B 抵當付債権は元本金額を以て評價す、債権又は利息の支拂に付き擔保の存せざる場合は見積により之を定む

C 有價證券は最近相場による價格を以て定む

D 年金の價格は死亡に因る家督及遺産相續權に關する總督令一九〇一年十二月二十二日 (官報第四七一號) 第三十七條に定められたる相續權に關する方式に従ひ之を定む、但し同法令に掲げざる一切の年金の價格は其等の年金が購求し得らるべき金額を以て定め期間は之を考慮せず

E 其他の一切の物件は金錢價值に従ひ評價す、其の用途が價格に影響ある場合は用途に就き考慮を拂ふ

二、果實收得權の附隨せる財産の價格は第一項Dの規定に従ひ第八條に掲ぐる時期に第一項により定めらるべき元本價格の百分の四の基準に従ひ元本に對し生ずる年所得の額に定む

三、所有權の不完全なる財産の價格は第八條の時期に第二項の規定に従ひ果實收得權に認めらるべき價格を控除したる後第一項により定めらるべき完全所有權の價格に定む

第十條 純粹財産、控除

一、本法の規定に従ひ算出せらるる資産の全價は純粹財産の算出に當り納税義務者の負擔たるべき現金債務を控除す

二、衣食住の義務的配給をも含む法定年金、恩給、固定又は永續利子は第九條第一項Dの規定に従ひ算出さる、元本額中より控除す

三、法定果實處分の費用並びに直接扶養義務より生ずる納税義務者の支出すべき定期交付金及給與は之を債務とせず

四、生命保險拂込金又は恩給拂込金、任意交付金、未成年者の生活維持費及未成年の子に歸す年金其他定期交付金は控除せず

第十一條 會社 (Vennootschappen, Maatschappen, Reederijen en Kongsies)

第三條に定められたる會社の純粹財産の算出に於ては代表社員又は社員の利益配當に付き確實なる場合は其の利益の割當額は之を考慮せず

第十二條 投資財産

一、他の者と共同又は自ら經營すると又は自己の計算を以て他の者をして經營せしむるとを問はず一つ又は其以上の企業に財産の全部又は一部を投資せる者は讓渡株券を所有せざる場合は該投資財産に付きては本人又は本人の名を以て決定又は承認したる最近の貸借對照表に従ひ評價することを得、但し貸借對照表は最近納税年度に於ける事業の状態を示し且つ對照表作製に當り第九條及第十條に掲げられたる規定を適用したるものに比し少からざる資本差額 (Kapitaalsaldo) を生ずる規定に従ひ損益を評價する必要がある場合を限る

二、右の評価額は納税義務者が對照表作製の日附後企業に投じ又は企業より回收したる資本を増加又は減少す、斯くして得たる額は資産の一部、若し負の數なる場合は負債の一部と看做す

第三章 蘭領印度内に居住せざる又は設立せられざる納税義務者

第十三條 納税の單位

一、第二條に該當する蘭領印度内に居住せざる者並びに第三條に該當する蘭領印度に設立せられざる會社は第二章の諸規定に従ひ量定計算せられたる純粹財産に従ひ納税の義務を負ふ、但し以下各號に列擧せる以外の資産に對しては課徴せず

- 1 蘭領印度内に在る不動産物件
 - 2 蘭領印度内に在る不動産物件に抵當權を設定したる債權
 - 3 蘭領印度内に營まるゝ事業又は職業に投じたる出資金
 - 4 納税義務者が直接又は代表者或は代理人により蘭領印度内に營む事業又は職業に屬する第一號及第二號に掲げたる以外の資産
 - 5 蘭領印度内に營まるゝ事業又は職業の収益の配當を受くる權利
- 二、第十條に依る控除は本條に規定せられたる納税義務者に關しては次に掲ぐるものに限る
- 1 蘭領印度内に在る不動産物件が抵當權に結びつけられたる債務
 - 2 納税義務者が直接又は代表者又は代理人により蘭領印度内に營む事業又は職業に直接の關係を有する其他の債務
 - 3 本條の適用に於ては蘭領印度内に單に一時的且つ三箇月以上繼續せざる一切の事業又は職業は之を除外す

第四章 婚姻したる納税義務者、財産税の定額

第十四條 婚姻したる者

一、妻の資産並びに第十條に従ひ控除せらるべき債務は其の夫の資産及債務と看做す

二、前項は以下各號に對しては之を適用せず

- 1 裁判を以て決定したる夫婦別居のとき
 - 2 財産を分割するとき
 - 3 妻が自己のために動産及不動産の管理並びに其の所得の自由處分權を約定するとき、但し蘭印民法第一四〇條に據ると、同一事件を規定せる外國法例に據るとに拘らず前記約定の効果を保全するために公正證書を要求せる場合に限る
- 三、第二項第二號及第三號所掲の場合に於て法律上の夫婦の一方が蘭領印度外に居住せざるときは財産税は其の純粹財産の合算額に付き之を算出し各別純粹財産の比率に按分して之を賦課す

第十五條 税率

純粹財産が二五、〇〇〇盾以下なる場合は財産税を課徴せず、二五、〇〇〇盾又は其以上二二〇、〇〇〇盾以下なる場合は二四、〇〇〇盾以上の每一、〇〇〇盾に對し二盾五〇仙、一二〇、〇〇〇盾以上は每一、〇〇〇盾に對し二盾を賦課す

第五章 二重課税の防止

第十六條

一、第一條に該當する納税義務者が同時に和蘭本國、スリナム及びキュラソーに於て財産に従ひ課税せらるゝ場合は第十五條の規定に據り算出さるゝ其の財産税は同條に従ひ先づ之を算出し、和蘭本國、スリナム及びキュラソー

に於て課税さるべき財産の部分に對する財産税を減額す

第六章 免 税

第十七條

- 一、所得税の免除を受くる者は財産税につき免除せらる
- 二、外國領事其他の代表者、其の従者及同棲の召使につき免税の及ばざるもの次の如し
 - 1 蘭領印度に在る不動産物件
 - 2 蘭領印度に在る不動産物件に對し抵當權の設定せられたる債權
 - 3 蘭領印度内に營まれる事業又は職業に投じたる出資金
 - 4 蘭領印度内に營まれる事業又は職業の收益の配當を受くる權利
- 三、蘭領印度内の單に一時的且三箇月以上繼續せざる營業又は職業の收益配當享受權に對しては第二項第四號の規定は之を適用せず
- 四、第十條に據る控除は蘭領印度内に在る不動産物件に對し抵當權の設定せられたる債務に限る

第七章 納税年期及納税分期

第十八條

- 一、納税年期は曆に従ふ
- 二、一日一日又は其後に納税義務を發生し、納税年期中の完全なる一又は其以上の月の存するときは十二分の一の倍

數を以て課税す、此の期間を納税分期と稱す

第八章 申 告

第十九條 財産申告書の配布及交付

- 一、納税義務者並びに其他の第二十一條に掲ぐる者は税額査定のため所得の申告をなすべし、これがため所定の財産申告書を配布す
- 二、第二十一條により申告すべき者又は然らざる者にして財産申告書を請求するときは亦之に交付す
- 三、財産申告書の用式は財務監督局長之を決定す

第二十條

- 一、財産申告書に關する注意事項は稅務署長たる所轄稅務官之を掌る
- 二、配布の日附は之を申告書に記載す

第二十一條 財産申告義務者

- 一、申告書の配布を受けたる者は財産申告をなすべし
- 二、申告書の配布を受けざる者と雖も次に掲ぐる者は財産申告の義務を負ふ
 - a 第一條に掲げられたる納税義務者にして其財産が納税年期又は納税分期の始期に二五、〇〇〇盾以上なる場合
 - b 第二條に掲げられたる納税義務者、但し當時財産申告の義務を負ふ代表者、代理人又は業務執行社員を蘭領印度内に有する場合を除く
 - c 第三條に該當する會社、蘭領印度内に居住する業務執行社員、簿記係、代表者又は代理人

- 三、未成年者、狂者又は保佐人の附せられたる納税義務者は蘭領印度に在る法定の代表者、其の不在のときは其の代理人財産申告の義務を負ふ
- 四、財産申告の義務を負ひたる納税義務者の死亡したる場合は其の一人に依て代表される場合と然らざる場合とに拘らず集合遺産相続人又は遺言執行人或は遺産管理人に對し財産申告の義務を發生す
- 五、第二項b及cに規定せられたる二人又は其以上の代表者、代理人又は(共同)業務執行社員ある場合は主任代表者又は蘭領印度内に於て一般的業務執行を擔任する者並びに斯る區別を缺く場合は財務監督局長の指定したる者、所得申告の義務を負ふ

第二十二條 財産申告の期限

- 一、申告書の配布を受けたる者は配布日附後一箇月以内に申告書面の記載事項に従ひ正しく記入署名し申告書を配布したる税務署に提出することを要す
- 二、申告書の配布を受けざるも第二十一條第二項に従ひ申告の義務を負ふ者は第二十三條又は第二十五條に従ひ賦課せらるべき地の所轄税務署に第一項に規定せられたる方式に従ひ四月一日前又は三月以降の當該納税年度の進行中納税義務の發生したるときは其の開始後一箇月以内に申告をなすことを要す
- 三、第一項及第二項の規定の例外として蘭領印度を一時離れたる者は次の期限内に税務署又は總督の指定したる和蘭に於ける官廳に所得申告をなす義務を負ふ
 - a 申告書の配布を受けたる者は配布日附後二箇月以内
 - b 申告書の配布を受けざる者は四月一日前又は三月一日以降の當該納税年度の進行中納税義務の發生したるときは其の開始後二箇月以内

- 四、希望を開陳せば日附を捺したる受領證を無料交付す
- 五、財産申告書は申告を命ぜられたる者の名に於て他の者に依り署名することを得、但し書面に依る委任か又は税務署長又は第三項に従ひ指定せられたる和蘭に於ける官廳の認可に基くことを要す
- 六、第一、二、三項に定めたる期限は税務署長又は第三項に従ひ指定せられたる和蘭に於ける官廳之を延期することを得
- 七、申告書が無効に歸したるときは無料にて再交付す

第二十二條 A 鑑定人の評價

- 一、納税義務者は税務署長に申告して第九條に掲げたる價額を自己の費用を以て確定すべき鑑定人三名の指定を求むることを得、但し自己の意見を以て財産税の算出せらるべき財産價額を申告し、同暫定申告に基き財産税を完納すべき義務を免るゝものに非ず
- 二、鑑定人は其の受任業務を始むるに先立ち鑑定を命じたる官廳又は該官廳の指定したる官吏の面前に於て其の業務を最善の知識を以て遂行すべきことを宣誓す
- 三、鑑定人は其の全員の一致したる價格を記載し當該日附及署名をなしたる鑑定書を提出す
- 四、鑑定人の鑑定價額の相違するときは其の内の二人の一致せるときは其の數字、全部が相違するときは中間の數字を以て財産價額とす
- 五、鑑定價額が納税義務者が財産税算出の基礎として申告したる額に比し大なる場合は其の差額につき亦財産税を賦課す
- 六、鑑定價額が納税義務者が財産税算出の基礎として申告したる額に比し少なき場合は其の差額につき返戻す

七、鑑定人を命じたる官廳は鑑定人に「蘭領印度歐人裁判所民事に關する裁判費用及俸給定額表」中鑑定人につき定められたるところにより手當及補償金を支給することを得

第九章 賦課

賦課の地

第二十三條 領内居住者

- 一、蘭領印度に居住又は設立せられたる納稅義務者に對しては其の居住又は設立の地に於て賦課す、一定の住所を有せざる者は其の所在の判明したる地又は届出でられたる地に於て之を行ふ
- 二、蘭領印度を一時離れたる者は其の最近に居住したる地に於て賦課す
- 三、第一項及第二項の規定を排し海軍軍人につきてはバタビアに於て賦課す

第二十四條

第二十三條第一項の適用に關し異議あるときは賦課を受けたる者、納稅告知書の配布の日附後三箇月以内に財務部長官に異議の申立をなすことを得、財務部長官は之を裁決す

第二十五條 領外居住者

- 一、第二條に定められたる納稅義務者並びに第三條に掲ぐる蘭領印度内に設立せられざる會社は不動産の所在し或は營業又は職業の絶對的に又は主として執行せらるゝ地に於て賦課せらるるものとす
- 二、第一項の規定により一つ以上の賦課の地の指定せられたると然らざるとに拘はらず財務部長官は納稅義務者の賦課の地につき規則を制定す

第二十六條 税額の査定

一、財産税額は時により財産申告額と相違して納稅義務者が本法の諸規定により賦課せらるべき所轄稅務署長之を決定す

二、財産申告の無き場合は稅務署長は職權を以て財産税額を決定す

第二十七條 財産申告義務者

一、財産申告をなしたる者は要求ありたる時

a 稅務署長の命令書に示されたる期限内に口頭又は文書を以て説明をなし

b 第二十八條第一項により指定せられたる者並びに通譯に對し帳簿並びに之を基礎とする書類又は財産申告の正當を證明し又は其他の申立に役立つ他の書類を閱覽に供し又謄本、抄本を作製し補遺をなす機會を與へ又其欲する一切の説明をなし又其判定に必要とせらるゝ限り調査の繼續を妨げざるの義務を負ふ

二、第一項に規定せられたる口頭又は文書による説明のため申告者は代理人をして代理せしめ又は鑑定人をして協力せしめることを得、所定の者による代理又は協力は有效なる理由を擧げ稅務署長之を拒否することを得、稅務署長は所得申告者の代理人同行を請求することを得

三、帳簿及第一項b號所定の書類の閱覽を求められたる者は之等を占有し又はその處分權を有するものと推定す、但し事實を擧げて反證したるときは此の限りに在らず

四、次の場合に於ては査定額に本項b號に該當するときは百分の十、其他に該當するときは百分の二十五を加重す

a 督促狀を郵送し該督促狀所定の期日までに財産の申告をなさざるとき

- b 申告をなすべき者が第一項 a 號所定の期日までに申告を怠りたるとき
- c 第一項 b 號に掲げたる義務を遂行せざるとき

第二十八條 帳簿の検査

- 一、第二十七條第一項による帳簿並びに之を基礎とする書類其他の検査は當該稅務署長、其の部下の職員、稅務局官吏又は前掲稅務署長の指定したる鑑定人及通譯之を執行することを得
- 二、第一項所定の鑑定人及通譯は検査開始に先ち稅務署長又は外領に於ては下級地方行政長官及爪哇及マツラに於ては其住所又は滯留地の副理事官の面前に於て其命ぜられたる業務を誠實、精細且つ最善の知識を以て遂行し公務の秘密を保全すべきことを宣誓し又は約束す
- 三、財務部長官は検査及検査施行地並びに鑑定人及通譯に給與すべき手當に關する細則を定む

第二十九條 暫定課税

- 一、査定額を豫見し財産申告に従ひ暫定課税をなすことを得
- 二、暫定課税は第十二章及第五十五條の規定に關してのみ本法の謂ふ賦課と看做す
- 三、後日確定したる課税額につき暫定課税額に等しきときは取立をなさず、後日確定したる課税額が少きときは全額につき取立をなさず且つ暫定課税額は其の差額を差引く
- 四、後日確定したる課税額が暫定課税額に等しきか又は少き場合は納稅義務者に通知狀を送付す、同通知狀には配布の日附を記載す

第十章 査定額に對する異議の申立、訴願

第三十條 異議申立書の提出

- 一、査定額に對し不服ある者は納稅告知書又は第二十九條第四項に掲げられたる通知狀の配布日附後三箇月以内に稅務署長に異議の申立をなすことを得、希望者に對しては異議申立の日附を捺したる受取證を無料にて交付す
- 二、郵送するときは發送郵便局の捺印を以て異議申立の提起の日附と看做す
- 三、特殊の事情に因り三箇月の期限内に申立の不能なりしことを證明したるときは右の期限は之を延期することを得

第三十一條 異議申立書の裁決

- 一、異議申立の裁決は稅務署長之を執行す
- 二、第二十七條第一、二、三項及第二十八條の諸規定は異議の申立に關しても亦之を適用す
- 三、第二十七條第四項に掲げたる場合に於ては其不當の事實を立證したるときの外は査定額は之を繼續す
- 四、所定の期間内に提起せられたる異議申立の裁決には明示せられたる一切の稅額査定上の誤謬を考慮す、但し査定額の加徴の原因たることを得ず
- 五、異議申立の裁決の拒否せられたるときは其の理由書を附す
- 六、裁決書の謄本は書留郵便を以て原告に送付す

第三十二條 訴願

稅務署長の裁決に對し不服を有する者は異議の申立裁決書謄本の送付後三箇月以内に租税に關する訴願規則の定むる手續を経て稅務訴願審査委員會に訴願訴訟の提起をなすことを得

第三十三條

第二十七條第四項に掲ぐる場合に於ては委員會に其の不當を立證するときの外は委員會は最近に確定せられたる査定

額を繼續せしむ

第十一章 追徴

第三十四條 條件

- 一、査定額過少に失し又は不法の決定に基き免稅せられたる事實が後に至りて明瞭となりたる時は納稅年期の開始後三箇年を経過せざるときを限り財産税の追徴をなすことを得
- 二、査定額を不法に減じ又は取消し或はそれがため不法に又は過高に免稅したるときは同様の條件の下に追徴することを得
- 三、提出の猶豫期間の附與せられたる相續税に對する申告につき嫌疑の生じたる場合は追徴の許さるゝ期間内に法律の定むるところにより猶豫期間を延期することを得

第三十五條 賦課

- 一、追徴課税は其管轄區域に於て原課税をなし又はすべかりし稅務署長之を決定す、但し財務監督局長が他の稅務署長を指定したるときは此の限りに在らず
- 二、稅務署長は追徴に先ち後日判明したる事實の報告に基き過少と認められたる財産税計算書及び提示せられたる財産申告書の謄本を財産申告の義務を負ふ者、納稅義務者の死亡後は遺產相續人、遺言執行人又は遺產管理人に交付し稅務署長の定めたる期間内に其利益に供すべき辯明をなさしむ
- 三、遺產相續人に對し發せらるゝ右の辯明要請狀は死亡に因る相續税に關する總督令一九〇一年十二月二十二日(官報第四七一號)第三十條に掲ぐる住所に送付することを、相續税に關する申告後三箇月を経過せざる内は姓名及

住所を明記することなし集合遺產相續人に對し之をなすことを得

四、第二項の規定が完全に履行せられざるときと雖も追徴の權限の失はるゝことなし

五、第二項は財産税脱漏の事實を指摘し書面を以て自發的に届出で同時に所要の説明をなしたる者に對しては之を適用せず

第三十六條 財産税の加重

- 一、追徴課税額を含む財産税は原財産税に相當する額を加重す
- 二、財産税の加重は第三十五條第五項に従ひ追徴をなしたるときに限り之を免除す

第三十七條 訴願

追徴課税に對し異議を有する者は納稅告知書の配布日附後三箇月以内に租税に關する訴願規則の定むる手續に従ひ稅務訴願審査委員會に對して訴願の訴訟を提起することを得

第十二章 徴收

第三十八條 課税臺帳

- 一、決定せられたる課税額並びに租税に關する訴願規則第十五條に掲ぐる加重額は決定税額に先行する暫定税額が決定税額に等しきか又は少なるものを除き之を課税臺帳に登記す
- 二、課税臺帳の記入額は稅務署長之を決定す
- 三、課税臺帳の雛形は財務監督局長之を定む

第三十九條 納稅告知書

- 一、課税臺帳記入額の決定後直ちに該臺帳に登記せられたる課税額の納付義務者に對し納税告知書を配布して之を告知すべし
- 二、第四十條第二項及第三項に掲ぐる場合に於ては納税告知書は之を同項に謂ふ代表者、代理人又は業務執行社員一人又は多數に配布す
- 三、納税告知書配布に關する注意事項は稅務署長之を掌る
- 四、配布の日附は課税臺帳並びに告知書に記載す
- 五、納税告知書の用式は財務監督局長之を決定す

第四十條 責任

- 一、査定額は課税臺帳に姓名の記載せられたる者其の納付の責に任す
- 二、蘭領印度内に居住する未成年者、狂者又は保佐人を附せられたる者の課税に付きては納税上の法定代表者其の責に任す、此等の者の不在により蘭領印度内に代理人を選定したるときは代表者及代理人それぞれ其の責に任す
- 三、第二條及第三條に掲げられたる納税義務者の負擔すべき財産税に對しては其の蘭領印度内の代表者、代理人及び(共同)業務執行社員それぞれ其の責に任す
- 四、第三項に掲ぐる代表者、代理人及(共同)業務執行社員には納税年期又は納税分期の開始のとき代表者、代理人又は(共同)業務執行社員たりし者にして現職を退き清算を終り又は解職せられたる者を含む
- 五、本條に謂ふ責任者は文書を以て其の支拂能力の欠缺を立證したるときは稅務署長其の責任の停止を命ず
- 六、右の要求書が拒否せられたる場合は其の裁決は理由書を附す

- 七、裁決書の謄本は郵便を以て關係者に送達す
- 八、右の裁決に對しては謄本の送達後三十日以内に租税に關する訴願規則に定められたる手續を経て稅務訴願審査委員會に訴願の訴訟を提起することを得
- 九、其の利益保全のため第五項に定めたる申請書を提出したる者につき租税の徴收を停止する期間は第八項所掲の三十日間に稅務署長が裁決し拒否又は訴願の場合に於ては訴願審査委員會が判決をなす迄、但し本項の規定は財務監督局長が其の判断に基き財産税遁脱に悪用の危険ありと目するときは徴收の圓滑を圖る手段を講ぜしめて免税に付き猶豫の權を與へたる場合に限り

第四十一條 支拂

- 一、蘭領印度に居住する者の課税額は納税告知書の配布をなしたる月の後納税年期の未経過月あるときは同未経過月を等分したる期限に徴收することを得
各月の十五日を以て支拂日とす
- 二、納税告知書が納税年期の七月三十一日後に配布せられるときは其の未経過期間を五等分し配布の翌月を以て始め各月の十五日を以てそれぞれ支拂日と定む
- 三、蘭領印度を一時離れ當時猶徴收し得べき状態に非ざりし課税額並びに納税年期の開始のとき一時蘭領印度外に滞留したるもの、課税額は納税年期中の三月十五日、六月十五日、九月十五日及十二月十五日を以て支拂日とす
- 四、第三項に掲ぐる課税額又は其の一部は出發又は納税告知書配布の月の後に前項所掲の支拂日の存するときは等分したる期間内に之を徴收す
- 五、蘭領印度外に居住する者並びに第三條に掲げたる會社の課税額は支拂日として有效なる納税告知書の配布せらる

- 六、月に續く第三の月の十五日に其の全體につき徴收することを得
- 六、總ての支拂日の経過に先ち財産税の控除を受くる場合は既に繼續中の残存期間、必要あるときは其翌期間に付き控除額を計算す
- 七、財産税の納付ありたるときは納税告知書に受領證を添付す

第四十二條 滯納金

- 一、納税義務者が支拂日又は其以前に納付の義務を怠りたるときは未納分の百分の五の滯納金を科す
- 二、第一項は第四十一條第三項に掲げられたる課税額又は其一部に對しては適用せず

第四十三條 即時徴收

- 一、即時徴收し得べき課税額左の如し
 - 1 納税義務者が納税期限二回以上未納のもの
 - 2 納税義務者が破産宣告を受け或は政府による動産及不動産の差押又は第三者の名による差押の結果に基く貨財の賣却のとき
 - 3 納税義務者か蘭領印度の本據を去り又は其意思を有するとき、特に第五十一條aに據る免税申請書の提出により推理せらるるとき
 - 4 納税義務者が其の一次的不在期間中蘭領印度外に本據を定むるとき
 - 5 第二條及第三條に掲げられたる納税義務者が蘭領印度内に有する營業又は職業を廢止し又は著しき縮少をなし或は蘭領印度内に在る不動産を讓渡するとき
- 二、第一項に掲げられたる場合は破産のときを除き未納分あるときを限り本來の支拂日に支拂ふべかりし金額に對し

ては第四十二條は之を適用せず

第四十四條

支拂の義務は査定額に對する異議の申立により中斷せず

第四十五條 不完全所有者

- 一、貨財の不完全所有者は同貨財に對し課税せらるゝ財産税は果實取得權を伴ふ物件より支拂はるべきことを主張することを得、但し果實取得者が同金額の立替を承諾し立替人が果實取得の終りに年四分の利息を附して償還の請求をなし得る場合に限る
- 二、第一項に定められたる財産税額は不完全所有財産額の所有財産全額に對する比率を以て定む

第四十六條

- 一、其の父母が法定果實處分權を有する未成年者の財産に對し支拂ふべき財産税は法定果實處分權を有する者の負擔とす
- 二、第四十五條第二項は必要に應じ之を適用す

第四十七條 取立可能なる財産

財産税は査定を受けたる者の財産並びに租税規則上査定を受けたる者の財産と一體を構成する妻の財産に對して取立をなすことを得るものとす

第四十八條 果實取得權、世襲財産權

財産税は査定を受けたる者が果實取得權又は世襲財産權を有する物件並びに其財産が租税規則上査定を受けたる者の財産と一體を構成すと推定さるゝ其妻が果實取得權又は世襲財産權を有する物件に對し取立をなすことを得

第四十九條 國庫の優先権

- 一、國庫は財産税に關し納税義務者の總ての動産、不動産並びに第四十條に従ひ納税の責に任する者の總ての動産及不動産及第四十七條及第四十八條に従ひ取立可能なる財産に對し優先権を有す
- 二、第一項に認められたる優先権は民法第一一三九條第一項及第四項及第一一四九條第一項及商法第八十條及第八十一條に掲ぐる優先債務及納税期間開始前及第四項の宣告をなしたる場合を限り納税期間の開始後設定したる質権、毀物擔保權並びに抵當權を除き總ての他の債權に先立つ
- 三、國庫の優先権は納税の義務を負はしめたる年の翌年の終りを以て終了す
- 四、抵當權の設定前後に於て抵當權者は該抵當權が抵當權設定後の效力持續期間は當該年度の財産税に對する優先権に先立つ旨の宣告を要求することを得、同宣告は抵當權者の居住地所轄の稅務署長又は蘭領印度に居住せざるときは不動産を所有し又は船舶の登記をなしたる場所の所轄稅務署長に對して之を要求す、稅務署長は抵當權に優先する租税無きか又は其判斷に基き抵當權に優先する租税の徴收が妨げられざるの完全なる保證の存するときは同宣告をなし、其效力を持續する年期を附記す、同宣告の拒否せられたる場合は該抵當權者は異議の申立に付き財務監督局長に上訴し財務監督局長は其判斷に基き正當と思惟するときは右の宣告をなさしむ

第五十條

本章の義務、責任、取立及優先權に關する規定は原財産税のみならず滯納金及督促手数料に對し亦準用す

第十三章 免 税

第五十一條 免稅の主體

納税年期又は納税分期の未だ到來せざる月に對する財産税の免除は左の者に對し之を行ふ

- a 第一條所掲の蘭領印度内の生活の本據を去りたる納税義務者
- b 豫め定めたる一時的不在期間中蘭領印度外に本據を定めたる納税義務者
- c 第二條に掲げたる納税義務者にして蘭領印度内に本據を定め又は同條に定めたる一又は其以上の場合に於ける状態の止みたるもの
- d 納税義務者の死亡により其遺産を相続したる者

第五十一條 A 免稅の客體

- 一、第一條所掲の納税義務者が全年分の計算による純粹財産が何等かの原因により納税年度の終りまでに四分の三以下に減少したるときは課税額につき減税す
- 二、右の減税の基本額は査定額と實際純粹財産に従ひ納税年度の終りに徴收せらるる差額とす

第五十二條 手續規定

- 一、免稅は納税年期の完了後三箇月以内に、又は納税告知書又は第二十九條第四項所掲の通知狀が納税年期の終了後配布せらるる場合は配布の日附後三箇月以内に稅務署長に書面を以て申請することを要す
- 二、第三十條第二項及第三項の規定は本條に亦準用す
- 三、課税額を決定せる所轄稅務署長は申請書につき裁決し裁決書は申請者に書留を以て郵送す
- 四、申請を拒否したるときは理由書を附す
- 五、申請につき稅務署長の裁決に異議を有する者は裁決書謄本の送付を受けたる後三箇月以内に租税に關する訴願規則

則の定むるところに據り税務訴訟審査委員会に訴訟の提起することを得

六、免税はその申請なくして之を行ふことを得

七、後日確定したる査定額が免税額に比し少なきときは第二十九条第二項の規定を排し暫定査定額を以て又免税に付
き代用す

八、第五十一条Aに基き支拂日の全部が経過せざる内に免税せらるゝ場合は免税額は進行中の残期間、要すれば翌期
間に付き算出す

九、免税を豫見し税務署長は租税徴収の一部又は全部を停止することを得、此の場合に於ては停止の期間中徴収せら
るべき期間に互り滞納金を科することなし

第十四章 特殊規定

第五十三條 秘密保全の義務

一、本法の施行に係り又は本法の施行と關聯し官務又は職務上聞知し又は報告せられたる事項につき該官務又は職務
の執行に必要以外のことを漏泄することを禁ず

二、右の禁止規定は第二十八条に従ひ帳簿並びにそれを基礎とする書類其他の檢閲のため指定せられ又は本法の施行
に關聯して諮問せられたる官吏に非ざる鑑定人及通譯に付き亦同じ

三、死亡に因る相続税に關する一九〇一年十二月二十二日の總督令(官報第四七一號)第六十九條第一項の規定を排
し、其職務上同條に掲げられたる事項を知りたる税額署長及其他の者は其の職務の執行に必要な限り該事項に
關し閱覽を求め、謄本及抄本を作製し又は報告をなす權限を有す

第五十四條 資料の交換

一、内務行政官吏、各省の市長及市參議員會議、蘭領印度統治令第一二一條に掲げられたる自治團體、自己の會計を
有する區域及水利組合は税務署長及此等の指定したる官吏に對し其の要求に應じ納税義務者の財産高の決定に役
立つ一切の資料を無償にて閱覽に供し且つ此等の官吏をして謄本又は抄本を作製せしめる義務を負ふ

二、右に掲げたる者は本法の施行のため税務官吏の要求する説明を無償にてなすべし

第五十五條 不當課税の更訂

一、課税臺帳又は納税告知書調製上の誤記誤算並びに事實の錯誤は税務署長之を更訂し納税告知書の配布後は納税義
務者の不利益とならざる如く手段を講ず

二、政府條令の定むる規則に據り財務監督局長は不當課税額を減免し並びに附與せられたる免税につき之を加重し又
は免税を繼續す

三、第一項所掲の權限は納税告知書の配布日附後二箇年の経過により消滅す、但し利害關係者により該期限内に文書
を以て權限の發動を催告したるときは此の限りに在らず

第五十六條 加重金の免除

財務部長官は錯誤又は宥恕し得べき懈怠に基づく第二十七條及第三十六條に従ひ科せられたる加重金の全部又は一部
を返納又は免除せしむる權限を有す

第五十七條

死亡者の課税額に付ては其の遺産相続人は死亡者の爲すことを得べかりし異議の申立、訴訟の提起及申請書の提
出をなすことを得

第五十八條 代表

- 一、異議の申立、訴願訴訟の提起及申請書の提出をなし得る代表者は左の如し
被課税者の遺産相続人の一人
遺産に關する遺言執行人又は遺産管理人
未成年者、狂者又は保佐人の附せられたる者に對しては法定の代表者
- 二、總ての異議の申立、訴願訴訟の提起及申請書の提出は其權限の附與せられたるときを限り其の代理人署名することを得

第五十九條 遺産相続人の責任の限度

納税義務者の死亡後確定せられ追徴せらるゝ課税額及租税に關する訴願規則第十五條に據る課税額の加重金に對しては其の遺産相続人は遺贈せられたる金額を加へたる相続分の限度以上に責任を負ふことなし

第十五章 罰 則

第六十條 虚偽の申告

- 一、第八章に掲げられたる財産申告書に自己又は他人の爲め故意に不正又は不完全なる記載をなし、これがために國家に損害を及ぼしたる者は六箇月以下の懲役又は一〇、〇〇〇盾以下の罰金に處す
- 二、刑罰請求權は財産申告者が自發的に正當且つ完全なる財産申告をなしたるときは檢事に未だ通告せられざる場合を限り消滅す、但し課税額が未だ決定せられざる内か又は財産申告者が第二十七條に従ひ説明又は帳簿又は書類の閲覧を求められざる場合又は課税額が少く査定せられたる場合を限る

第六十一條 其他の虚偽の記載

税務署長又は第二十一條第一項に従ひ帳簿及びこれを基礎とする書類其他の檢査を命ぜられたる税務官吏或は鑑定人又は通譯に對し故意に虚偽又は偽造の帳簿其他の書類を宛も正當且虚偽に非ざるかの如く裝ひて提示し又は閲覧に供したる者は二箇年以下の懲役に處す

第六十二條 秘密の漏洩

- 一、第五十三條に規定せられたる秘密を故意に洩したる者は六箇月以下の懲役又は六〇〇盾以下の罰金に處す
- 二、秘密漏洩の責に任すべき者は三ヶ月以下の禁錮又は三〇〇盾以下の罰金に處す
- 三、秘密を漏洩せられたる者の告訴ある場合の外は公訴せらるゝことなし

第六十三條 犯罪

本法により罰せらるべき事實は犯罪と看做す

第六十四條

官吏は一般に有罪事實の搜索に任ずる外税務官吏は又本法により罰せらるべき事實の搜索に任ず

第六十五條

第六十條の宣告が取消されるときは第三十四條所掲の期限の經過後と雖も財産税の追徴をなすことを得、第三十五條第二項は本條に適用せず

第十六章 終 末 規 定

第六十六條

一、本法は總督の定むる時期より施行し、刑罰規定に關するの外は一九三二年一月一日に遡つて適用す
 二、第一條第二項の規定は一九三二年度限り次の如く改む、「蘭領印度に居住するの有無は實際の事情により之を判定す」

三、第二十二條第三項、第二十三條第二項、第四十一條第三項及第四項、第四十三條第一項第四號及第五十一條b號は一九三二年度は之を適用せず

四、第二條及第十七條第二項に定むる者の純粹財産の算出に就ては一九三二年に限り蘭領印度に在る不動産に抵當權を以て擔保せられたる債權債務には之を適用せず、但し第二條第一項に定められたる納稅義務者が直接又は代表者又は代理人により蘭領印度内に營む事業又は職業に屬し又は直接の關係を有する場合は此の限りに在らず

第六十七條

一九三四年一月一日前に財産稅法一九三二年に據りなされたる申告又は納稅義務者が本法に關してなしたる説明が改訂所得稅法一九二〇年に従ひ不當に課稅を免れ又は取消され或は不當に低く査定せられたるの疑を生ぜしむる原因となりたるときは當該事項に就ては所得稅の追徴を行ふことなし、同法八十八條に従ひ處せらるべき刑罰も亦之を免る

第六十八條

本法は「財産稅法一九三二年」として引用することを得

第七編 租稅に關する訴願規則

Regeling van het Beroep in Belastingzaken (St. 1927 No. 29 jo. Nos. 78 en 136, St. 1928 No. 20, St. 1930 No. 244, St. 1931 No. 168 jo No. 423.)

第一章 訴願審査委員會

第一條

- 一、租稅に關する訴願審査委員會はバタビア市に之を設置す
- 二、審査委員會は次のものに關する訴願の審査を行ふ
 - a 國稅に關する總督令により審査委員會に訴願訴訟の提起を認められたる國稅
 - b 省稅の査定額に關する省議會の決定(官報一九三〇年第二四四號)

第二章 訴願審査委員會の組織

第二條 (官報一九二八年第二〇號を以て増補)

- 一、審査委員會は會長一名委員四名より成る
- 二、會長は總督の指定する高等法院部長たる蘭領印度高等法院副院長を以て之に任ず、總督は委員の一人を會長補闕者に任命す

- 三、委員は各委員に對する二名の推薦中より總督任命し高等法院より二名、バタビア市商工會議所より二名を以て構成す
- 四、總督は第一項に指示せられたる方法を以て各委員に對し少くも一名の補闕委員を任命す
- 五、委員に任命せらるべき二名の中の一名は補闕委員に推薦せらるゝことを得
- 六、二名の委員及其補闕委員は委員會の定むる規程に従ひ二年毎に更代す、退職者は再任することを得
- 七、總督は委員及補闕委員の任期中其の願に依り又は願無きも理由を附したる總督決定により其の職を解くことを得
- 八、總督は書記及補充書記を委員會に附屬せしむ

第三條

- 一、委員及補闕委員は滿三十歳以上たることを要す
- 二、會長、委員及其補闕者は三等親内の血族又は姻族たることを得ず
- 三、會長、委員及其補闕者は國稅の査定委員會の委員たることを得ず、省議會又は省參議會の議長又は議員たりし者は該參議會の議長又は議員在職中省議會の決定したる事項に付きては議決に參與せず
- 四、財務部に屬する官吏は委員又は補闕委員に任命さるゝことを得ず

第四條 (官報一九二八年第二〇號を以て挿入)

- 一、業務を開始するに先立ち審査委員會委員及其補闕委員は西瓜哇省知事、書記及其補充書記は委員會長に次の宣誓又は約束をなす
「私はバタビア市稅務訴願審査委員會の委員(補闕委員、書記又は補充書記)として忠實、精細且公平に業務を擔當

し且つ公務上の秘密を遵守することを誓ひ(約束し)ます、神よ恵みを垂れ賜へ」

- 二、前項の處置につき檢事調書を作製す
- 三、重任の場合は新しく宣誓又は約束することを要せず

第五條

- 一、審査委員會は之を二部に分ち、各部は議長及議長の指定する二名の委員より成り同一團體より推薦せられたる二名は同一の部に議席を有することを得ず
- 二、議長は各部の事務分掌を定む

第六條

- 一、各部は議長の定むる場所及時間に召集せらる
- 二、議長は各部の合同會議を召集する権限を有す
- 三、會議は公開せず
- 四、決議は單一部に於ても各部の合同會議に於ても全員出席し多數決を以て之を定む
- 五、一箇以上の意見書が呈示され其の何れも多數決を得ざる場合は議長は呈示せられたる意見書の内、議に付すべきものを定む
- 六、審査委員會の議事進行規程は委員會之を定む

第七條

總督は旅費及滯留費を除く議長及委員並びに其補闕委員及び書記に對し委員會費及其他必要經費を認む

第三章 訴願訴訟の提起及裁決

第八條 (官報一九二七年第七八號を以て挿入)

- 一、審査委員會に對する訴願訴訟は訴願書を書記に手交又は書留郵便を以て郵送することにより提起す
- 二、書字の不能又は不完全なる者の訴願訴訟は口頭を以て上級又は下級地方行政長官(爪哇及マツラの政府直轄地に於ては分省の長たる理事官、レヘント又は副理事官)に口頭を以て提起し、之に基き即座に訴願書を調製し署名したる後、審査委員會書記に書留郵便を以て又は親ら之を提出す
- 三、査定額に對する訴願書は税額の取消を要求するに非ざる限り、訴願人に課せらるべき正當なる額の計算書を添加することを要す
- 四、異議申立の裁決ある場合裁決書謄本を添付すべし
- 五、本法に定むる訴願訴訟提起の期限は特殊の事情により遵守し得ざることを證明し委員會の承認を得たる時は之を延期することを得

第九條

委員會に提出せられたる訴願書は書記が之を受領したる後一週間以内に國税のときは財務監督局長に、省税のときは當該省議會に之を送付す

第十條

- 一、訴願人が第八條第三項及第四項の規定を滿たさざるものあるときは財務監督局長又は當該省議會は所定の期限内に訴願書の欠缺を補正せしむ

- 二、訴願書は財務監督局長又は當該省議會が調製し又は調製せしめたる辯論書(Veroog schrift)を附し速かに審査委員會に返送す、但し訴願訴訟が正當と思はれるときは此の限りに在らず
- 三、審査委員會は辯論書の提出せらるべき期限を定む

第十一條

辯論書の提出せられたる後一週間以内に審査委員會書記は署名したる謄本を書留郵便を以て訴願人に送付し、第十二條第三項及第六項に據り訴願人に認められたる権限を知らしむ

第十二條

- 一、審査委員會は其判決をなすに先立ち出頭せる財務監督局長の意見を聴取し、當該省議會の指定せる代表者をして説明をなさしむ、但し省參事會より口頭による説明を無用とする回答ありたる場合は此の限りに在らず
 - 二、財務監督局長は税務官をして代理又は協力せしむることを得
 - 三、適時に希望が開陳せられ又は審査委員會が必要と思はれるときは訴願人は書記に口頭を以て適當なる時期に訴願書の説明のため出頭を命ぜらる
 - 四、審査委員長は訴願人が代理人をして代理又は補助せしむることを許可することを得
 - 五、第一項及第三項に掲ぐる出頭は辯論書の提出又は辯論書の提出後第十一條に従ひ辯論書謄本の送付せらるる迄命令せらるることなし
 - 六、訴願人が口頭を以て訴願書の説明をなさざるときは訴願人は前項に掲ぐる謄本の受領後審査委員長の定めたる期限内に抗辯書を書記に提出することを得
- 書記は遅延無く財務監督局長又は當該省議會に右の抗辯書謄本を送付す

第十三條

- 一、審査委員會は鑑定人、通譯及其要求により財務監督局長又は當該議會の指定したる官吏に諮問し又は帳簿其他の書類の閲覧を委任することを得
- 二、鑑定人又は通譯は其業務を開始するに先立ち其の住所又は滞留地の下級地方行政長官(爪哇及マヅラの政府直轄地に於ては副理事官(註))に委任せられたる業務を誠實、精細且つ最善の知識に従ひ遂行し公務上の秘密を保全すべきことを宣誓し又は約束す
- 三、鑑定人及通譯には總督の定むる規則に従ひ手當を給することを得

第十四條

- 一、審査委員會の判決は理由書を附す
- 二、判決書は判決の日を記載し、會長及書記之に署名し、書記は判決書謄本を書留郵便を以て訴願人及財務監督局長又は當該省議會に送付す
- 三、審査委員會は國税に關するときは原査定を行ひたる委員又は官吏、省税に關するときは當該省議會へ委員會の判決を考慮して新しく税額を審査決定せしむるため、事件を差戻す権限を有す

第十五條

(官報一九二八年第二〇號を以て挿入)

- 一、審査委員會の判決により課せられたる税額が第八條第三項の額を超過するときは税額は判決のとき差額の二五%を加重す
- 不動産税法により提出せられたる訴願に對する判決のとき滿一年以上を含む期間に對する税額に關係を有するときは限り一つ以上の加重の賦課せられることなし

本項第一段に掲ぐる差額は當該期間の第一年に付き課せられたる税額に従ひ算出し又は右の期間が曆年の進行中に初まりたるときは同年の未經過分に對し課せられたる税額につき之を年額に換算して賦課す

- 二、加重額は二〇〇盾以下とす

- 三、訴願が法規の不當なる適用又は違法に對し提起せられたる場合は加重することなし

第十六條

訴願人の死亡したることを通知したるときは出頭及證據物件の提出に關しては遺産相續人之に代る

第十七條

訴願書及抗辯書の提出及委員會に對する口頭の説明のために被課税者又は納税責任者の多數の遺産相續人は其の内の一人又は遺言執行人又は遺産管理人を以て代表せしむることを得

第十八條

(官報一九二七年第七八號を以て修正)

一九二五年十二月十一日(官報第七〇七號)の總督令により租税に關する訴願審査委員會に提出したる異議申立書にして委員會の審査未了のものは本規則に基き提出せられたる訴願書として之を取扱ふ、但し第九條、第十條第二項及第三項、第十一條、第十二條第五項及第六項は之を適用せず

(註)

官報一九三一年第一六八號及第四二三號參照

附 録

計 算 例

A 所得税及非常課税

茲に擧げた算出例は一、〇〇〇盾から一五、〇〇〇盾迄の所得で、五〇〇盾づゝ累進する場合の所得税について算出を試みた。中間額の所得に對する累進率はC表参照。注意事項は新所得税法に從つて所得額から納税義務者が扶養の義務を負ふ子又は直系の血族又は姻族の各々に對する規定額を控除すること、從つて先づ各々の所得額を考へ、その中から前記の規定控除額を控除し、次で税額を求める。東爪哇省は所得税に四%の附加税が課せられる。非常課税は附加税については賦課せられず。新税法に於ては國家附加税の修正がある。スラバヤ市は附加税は課せざるも、特別の所得税法を施行し市會はこれがために修正所得税法を制定してゐるが、未だ政府は之を認めてゐない。市所得税法に據る「課税せらるべき所得額」は國家所得税法に據る「課税せらるべき所得額」と同一でない。市は未婚者に對しては五〇〇盾、既婚者に對しては七五〇盾の絶對生計費に對する控除を認めてゐる。下表に於ては提案中の市税法は一九三三年度は〇・五を乗じたる數字を以て所得税額とせられる。

國家所得税に對する規定控除額は次表 a、詳細は十六頁参照、市所得税に對する控除はこれに準ぜられ度し。

所得額	規定控除額
1,000	42
1,500	65
2,000	90
2,500	100
3,000	120
3,500	140
4,000	150
4,500	170
5,000	190
5,500	200
6,000	220
6,500	240
7,000	250
7,500	270
8,000	290
8,500	300
9,000	320
9,500	330
10,000	350
10,500	360
11,000	370
11,500	380
12,000以上	400

(a) 計 算 例

(註)

計 算 例
一、〇〇〇—一、二〇〇盾迄は所得二五盾毎に一盾の控除額増加、一、二〇〇—一、三〇〇盾迄は所得一〇〇盾毎に五盾を増加、一、三〇〇—一、九、二〇〇盾迄は所得三〇〇盾毎に一〇盾を増加、其以上一、二、〇〇〇盾迄は所得四〇〇盾毎に一〇盾を増加、一、二、〇〇〇盾以上は控除の客體一人につき四〇〇盾の控除額。茲に掲げた控除額は控除の客體四人以上の場合は一・二五を乗ずるものとす。非常課税に對しては控除の客體四人以上のときは此の積數は一・五とす。

(b 表)

課税せらるべき所得の所	國家所得	非常課税 1933年	省附加税	スラバヤ市所得税
盾 1,000	盾 21	盾 18.88	盾 0.84	盾 10.00
1,500	35	32.48	1.40	16.25
2,000	50	46.48	2.00	22.50
2,500	67.50	61.48	2.70	30.00
3,000	86	76.88	3.44	37.50
3,500	106	92.88	4.24	46.25
4,000	128	109.68	5.12	55.00
4,500	151	126.88	6.04	63.75
5,000	176	144.88	7.09	72.50
5,500	202.50	163.48	8.10	82.50
6,000	230	182.68	9.20	92.50
6,500	260	202.98	10.40	105.00
7,000	290	223.48	11.60	117.50
7,500	320	243.98	12.80	130.00
8,000	350	264.48	14.00	142.50
8,500	385	286.98	15.40	157.50
9,000	420	309.48	16.80	172.50
9,500	455	331.98	18.20	187.50
10,000	490	354.48	19.60	202.50
10,500	530	379.48	21.20	221.25
11,000	570	404.48	22.80	240.00
11,500	610	429.48	24.40	258.75
12,000	650	454.48	26.00	277.50
12,500	690	479.48	27.60	300.00
13,000	730	504.48	29.20	322.50
13,500	770	529.48	30.80	345.00
14,000	810	554.48	32.40	367.50
14,500	855	581.98	34.20	393.75
15,000	900	609.48	36.00	420.00

(c 表)

1. 中間所得額に就ては所得税累進額次の通り

盾	國家所得	緊急課税	
盾 1,000 乃至 盾 1,200	0.25	0.26	10盾 = 付
1,200 ” 2,000	1.50	1.40	50盾 = 付
2,000 ” 2,800	3.50	3.00	100盾 = 付
2,800 ” 3,600	4.00	3.20	”
3,600 ” 4,400	4.50	3.40	”
4,400 ” 5,200	5.00	3.60	”
5,200 ” 6,000	5.50	3.80	”
6,000 ” 8,000	6.00	4.10	”
8,000 ” 10,000	7.00	4.50	”
10,000 ” 14,000	8.00	5.00	”
14,000 ” 18,000	9.00	5.50	”

(d 表)

2. 市所得額に就ては所得税累進額次の通り

盾	國家所得	
盾 1,000 乃至 盾 2,000	1.25	} 100盾 = 付
2,000 ” 3,000	1.50	
3,000 ” 5,000	1.75	
5,000 ” 6,000	2.00	
6,000 ” 8,000	2.50	
8,000 ” 10,000	3.00	
10,000 ” 12,000	3.75	
12,000 ” 14,000	4.50	
14,000 ” 16,000	5.25	

(例算)

スラバヤ在住の某、既婚、國家所得税に對する課税せらるべき所得額九、九〇〇盾、所得税總額次の如し

國家所得税

9,500

455

$400 : 4 \times f 7 = 28$

$f 183$

計 算 例

計 算 例

省附加税	4%		f 19.32
非常課税		9,500	331.98
		400	18
			f 349.98
市所得税			
		f 9,500 - 750 (最低生活維持費) = f 8,750	
		8,500	157.50

$$200 : 2 \times f 3 \frac{6}{163.50} = \text{積数} 0.5 \quad f 81.75$$

$$\text{総額} \quad f 934.05$$

B 對人税

家賃—家賃の5%を一般賃貸年賃額とす。六〇〇盾以上の家賃に對しては一九三二年度は此の原則を適用してゐない。家賃の下落の傾向の存するに鑑み、此の最低限度も引下げらるべきで、四八〇盾を以て適當と思惟される。賃貸價額が此の最低限度の五分の一、五分の二、五分の三又は五分の四以上を加ふる場合は對人税は賃貸價額の5%の五分の一、五分の二等となる。此の刻み方は家賃及自轉車の税率に適用せられる。

(例算)月額一〇〇盾、年額一、二〇〇盾の家賃を支拂ふ家屋に對しては住居人は一、二〇〇盾の5% = 六〇盾と、七二〇盾の5%の五分の三たる二二盾六〇仙とを家賃とす。

家具價額—家具價額は二つの方法で決定せられる。家賃に一定の數字を乗じて家賃から誘導する方法と國庫の評價に従ふ方法。第一の方法に據ると實際の家具什器に比し高い家具價額を算出せらるゝ恐れあるとき、第二の方法を欲する場

合は家具價額の評價を申請する、而して納税義務者の支拂ふ評價手数料は10盾+ $\frac{\text{家具價額} \times 2}{1,000}$ である。積数は一九三三年度のもの未決定、最低家賃の低下と共に動くものである。一九三二年度の積数を使用し、現在の家賃の低落を考慮に入れて一九三三年の數字を算出すると、

四八〇盾乃至	八四〇盾の家賃のものに對して	…… $\frac{3}{4}$
八四〇盾乃至	一、二〇〇盾	……1
一、二〇〇盾乃至	一、六〇〇盾	同
		…… $\frac{1}{4}$

家賃年額一、二〇〇盾の家屋は1,200盾 $\times 1 \times 2\% = 24$ 盾の對人税を支拂ふものとす。

對人税に對しては東爪哇省に於ては5%の附加税が課せらるゝ。スラバヤ市に於ては此の種國税を徵せず、市外に於ては土人理事州附加税を徵せらるゝことあり。

C 不動産税

本税は家賃年額の十倍に等しい不動産價額の $\frac{3}{4}\%$ とし、一九三三年—一九三七年の期間は一九三二年一月一日の賃貸價額を以て不動産價額を定む。

(例算)賃貸年額一、二〇〇盾の家屋は1,200 $\times \frac{3}{4}\% = 90$ 盾の不動産税を支拂ふ、スラバヤ市では二〇%の附加税、東爪哇省では5%の附加税、市外に於ては多くの土人理事州が附加税を課してゐる。其他は省略す。以上

終